放送法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(附則第二十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(附則第十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(附則第十八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)(附則第十七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(附則第十六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)(附則第十六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)(附則第十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○電波法(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○放送法(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
267	263	255	254	253	252	251	240	189	142	7	1

係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)(附則第三十五条関	○独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)(附則第三十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)(附則第三十三条関係)・・・・・・・・・・・ 291	三十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)(附則第	○電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)(附則第三十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(附則第三十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第二十八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第二十七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(附則第二十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(附則第二十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(附則第二十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)(附則第二十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)(附則第二十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
--	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	--	--	--

7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行二 第四項の規定により講じた措置の内容	者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要	一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業なければならない。	総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表し	させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、	6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映	三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要	二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況	一 前項の規定により講じた措置の内容	げる事項を審議機関に報告しなければならない。	5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲	4 (略)	なければならない。	を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問し	3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画	2 (略)	審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。	第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組	(放送番組審議機関)	改正案	○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(第一条関係)
	-	一 (同上)			6 (同上)	三 (同	一 (同	一 (同		5 (同上	4 (同上			3 (同上)	2 (同上		第三条の四	(放送番		-
		1			$\overline{}$	H.	į.	Ŀ		$\overline{}$	$\overline{}$							√Π		
同上)		上)					<u></u>										(同上)	放送番組審議機関)		
上 上		上)					1))		(同上)	和審議機関)	現	
上)		上)					1)										(同上)	和審議機関)	現行	

るのは のは いては、 の種別ごとの放送時間」とする。 う放送事業者に対する第三項、 の基準」 「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組 と 第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあ 放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組 第五項及び前項中 第五項及び前項の規定の適 「次の各号に掲げる事項」とある 用につ \mathcal{O} 種別

(放送番組の編集等)

によらなければならない。の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところの二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところ国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託第四十四条。協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託

一~三 (略)

2 (略)

超短波放送を行う場合における協会について準用する。送番組の編集について、第三条の四第七項の規定は中波放送及び3 第三条の二第二項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放

4·5 (略)

(認定)

らない。
も適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければな、業務を行う場合における協会を除く。)は、次の各号のいずれに第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者(委託国内放送

~四 (略)

(放送番組の編集等)

第四十四条 (同上)

一~三 (同上)

3 第三条の二第二項(同上)

放送番組の編集について準用する。第三条の二第二項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の

4 · 5 (同上)

(認定)

第五十二条の十三 (同上)

一~四 (同上)

該当しないこと。
五 当該業務を行おうとする者が次のイからヌまでのいずれにも

イ〜ト (略)

経過しない者 限に係るものに限る。 止の命令又は運用許容時間、 に違反して受けた同条第 の取消し(この法律又はこの法律に基づく命令若しくは 電波法第七十六条第四項第三号の規定により放送局 を受け、 項の規定による放送局の 周波数若しくは空中線電力 その取消しの日から 運用 0 処分 免許 0 の停 制

リ・ヌ (略)

2 · 3 (略)

第五十二条の二十四(略)

2

ときは、その認定を取り消すことができる。総務大臣は、委託放送事業者が次の各号のいずれかに該当する

一〜三 (略)

法第七十六条第四項の規定により取り消されたとき。四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波

五・六 (略)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二二項、第三条の四第七項及び第六条の二を除く。)及び第三章の規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二(次項に

五 (同上)

イ〜ト (同上)

経過しない者 を受け、その取消しの日から二年を 限に係るものに限る。)を受け、その取消しの日から二年を に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停 の取消し(この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分チ 電波法第七十六条第三項第三号の規定により放送局の免許

リ・ヌ (同上)

2 · 3 (同上)

第五十二条の二十四

(同上)

2 (同上)

一~三 (同上)

法第七十六条第三項の規定により取り消されたとき。四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電

波

五・六 (同上)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」と二項及び第六条の二を除く。)及び第三章の規定を適用する場合規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二(次項に

三項中 条の六 を委託 係る放送を」 う」とあるのは その放送を委託 より」と、 委託して行わせる」と、 託国内放送を委託して行わせる」と、 ならない」と、 ばならな う」とあるのは 条の五中 十二条の一 有料放送」 せるもの」と、 放送事業者の設備を通じ」とあるのは せる放送の放送事 单 第六条中 項 同条第二項中「その」 とあるのは 項中 中 国 「放送に」 て行わ 有料 い」とあるの 内放送」 「その 「放送事項」とあるのは とあるの 一条の 第五十二条の四 中 「してはならない」とあるのは と、 [放送] 外の放送」 「行う」 せるも 有料 同 第六条の二中「国内放送を行う」 して行わせる者との契約により」と、 五 「放送を委託 「委託して行わせたという」と、 「委託して放送を行わせた事項」 とあ 項を とあるのは 第五十二条の 条第五項中 とあるの 放送を」 は は いう。 とあるの る 「にお \pm とあるのは とあるのは 第五十二条中 + \mathcal{O} 「委託して行わせなければならな と 第 は)」と、第四条第一 とある は V 条第 して行わせることをいう」と、 「受託 六の 項中 「放送の 多重放送」とあるのは て当該役務に係る放 第 は 「により当該放送」と、 五. 「委託放送事項 委託 Ō 十二条の 項 国 「以外の放送を委託 「その委託して行わせた」 第 は 「契約により」とあるの 委託に」 [内放送] 「受託放送事業者の設 「その設備に 「をする」 第 して行わ 「その 項 \pm 「委託 五中 + 中 と と 有 「当該有料 と 項中 とあるの とあるのは 料 して行わせては 条 に せ 「放送をした事 (委託して行わ 送 る 第三 放送の役務に より又は 第 \mathcal{O} おい 「しなけれ 多重 「したとい 放送 بح 一及び 一条の して行わ 放送 . て当該 \<u>\</u> 五. は 0) 第五 放送 をい 第二 + 備に 同 は 他 几 「を 受 لح لح 条 $\overline{\mathcal{O}}$

ے ک と、 あるの 託して行わせてはならない」と、 る放送」と、 中 るのは「多重放送を委託して行わせるも 送を委託して行わせるもの」と、 をいう」と、 り」とあるの 送事業者の設備により」と、 備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは 」とあるのは して行わせた」と、 ればならない」と、 条の二中 \mathcal{O} あるのは 「放送をした事項」とあるのは とあるのは は 当該有料放送」 項中「したという」とあるのは 「において当該有料放送」とあ 放送の役務に係る放送を」と、 「委託放送事項 「放送をいう」とあるのは 「しなければならない」とあるのは 第五十二条の六中 同 「行う」 「受託 「放送の委託に」と、 条、 同条第二項中 は 「を委託して行わ 「受託国内放送を委託して行わせる」と、 「により当該 第五十一 玉 「その放送を委託 とあ とあるのは 内 第六条中「してはならない」とあるのは 同条第二項中 放 (委託して行わ るの 送 条第 と は 有料 「以外の放送」 「その 第五十二条の四第 「委託して行わせる」 「当該役務に係る放送 放送」 第三条 項 せる」と、 第三条 るの 有料放送を」とあるの 同 第六条の二中 して行わせる者との契約に 「放送を委託 「その」 「委託して放送を行わせた事 「委託して行わせたという」と 条第五 第五 第五十一 せる放送の放送事 とあるの <u>の</u> は O五中 + Ø に とあるのは 第五十二条中 とあるのは 第三 項 一条の 「委託 条の一 中 お 「放送事 は 11 項 して行わせること 六の一 項中「 多重 第五十二条の 国内放送を行う して行わせなけ 中 て当該役務に係 「により当該 ح 一及び第五 放送 項をいう。 項」とあ 放送に」と 「以外の放 「その委託 第四条第 は 契約に 「その 「受託 「をする 第五 「その とあ 十 二 項 ょ 五 ŋ 設 項 る 中 放 放

のは ず」とあるのは るものとする。 わらず」と、 第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、 号に定める事由 からハまで」と、 第四項第三号口」 とあるのは 電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は 「同号ニ」と、 「当該役務に係る放送」と、 (次項において「欠格事由」という。)」とある (欠格事由」とあるのは 「社債等振替法第百五十二条第一項の規定にかか とあるのは 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 同条第二項中 「第五十二条の十三第一項第五号イ 「に欠格事由」とあるのは 「同項の規定にかかわら 第五 「(同号ニ」と読み替え 十二条 0 八 第 当該各 同 項 条 中

2 を行う」とあるのは この場合におい の三第二項 当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、 をする」 とあるの 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、 とあるのは とあるの とあるのは は は 第三条の 「委託して行わせる」と、 て、 「受託国内放送」と、第三条の二第三項中 「放送の委託に」と、 第三条の二及び第三条の三第二項中 「受託国内放送を委託して行わせる」と、 「を委託して行わせる」と読み替えるものと 匹 |第七項及び第六条の二の規定を適用する。 第三条の 第六条の二中 匹 第七 項中 「国内放送 「国内放 第三条 「放送 行う

(認定)

する。

第五十二条の三十 (略)

ていると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合し

号二」と読み替えるものとする。 \mathcal{O} 」とあるのは いう。)」とあるのは 分に応じ、 三第一項第五号イからハまで」と、 掲げる者又は同条第四項第三号ロ」 一条の八第一 項の規定にかかわらず」と、 規定にかかわらず」とあるのは 当該各号に定める事由 項中 「に第五十二条の十三第一 電波法第五条第一 「同号ニ」と、 「社債等振替法第百五十二条第 (次項において「欠格事由 (欠格事由」とあるのは とあるのは「第五十二条の十 「次の各号に掲げる場合の 項 同条第二項中「に欠格事由 項第五号ニ」と、 第 号から第三号までに 「(同 同 _ と 項 区

放送の委託に」と、 受託国内放送」と、 の三第二項及び第六条の二の規定を適用する。 当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条 「受託国内放送を委託して行わせる」と、 を委託して行わせる」と読み替えるものとする。 第三条の二及び第三条の三 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、 第三条の二第三項中「放送に」とあるのは 第六条の二中 |第二項中「国内放送」とあるのは 「国内放送を行う」とあるの 「をする」 この場合にお とあるの は は

2

(認定)

ヵ五十二条の三十 (同上)

2 (同上)

一~四 (略)

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しない

こと。

イ~ホ (略)

許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により免へ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を

ト (略)

登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しないチ 電波法第七十六条第六項 (第三号を除く。) の規定により

者

リ (略)

3·4 (略)

(意見の聴取)

より諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第五号の規定に

と認めるときは、意見の聴取を行うことができる。 号を除く。)の規定により諮問を受けた場合において必要がある2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号(第五

3

(略

一~四 (同上)

五 (同上)

イ〜ホ (同上)

除く。)若しくは第四項(第五号を除く。)の規定により免へ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項(第四号を

許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト (同上)

登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しないチ。電波法第七十六条第五項(第三号を除く。)の規定により

者

リ (同上)

3 • 4 (同上)

(意見の聴取)

ばならない。
号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなけれ第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第五号及び第六

認めるときは、意見の聴取を行うことができる。第四号までの規定により諮問を受けた場合において必要があると2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第一号から

3 (同上)

○放送法
(昭和)
一十五年法律第百三十二号)
(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

	第一節 通則 (第九十一条・第九十二条)
二十八)	
第三章の三 委託放送事業者(第五十二条の十三―第五十二条の	第五章 基幹放送
第三章の二 受託放送事業者(第五十二条の九―第五十二条の十	
第三章 一般放送事業者(第五十一条—第五十二条の八)	
第二章の二 放送大学学園(第五十条の二―第五十条の四)	第四章 放送大学学園(第八十八条—第九十条)
第九節 雑則 (第四十七条—第五十条)	第九節 雑則(第八十五条—第八十七条)
条)	四条)
第八節 放送番組の編集に関する特例(第四十四条―第四十六	第八節 放送番組の編集等に関する特例(第八十一条―第八十
第七節 財務及び会計 (第三十六条—第四十三条)	第七節 財務及び会計 (第六十八条―第八十条)
第六節 受信料等(第三十二条—第三十五条)	第六節 受信料等(第六十四条—第六十七条)
第五節 役員及び職員(第二十四条—第三十一条)	第五節 役員及び職員(第四十九条―第六十三条)
第四節 監査委員会(第二十三条の三―第二十三条の九)	第四節 監査委員会(第四十二条—第四十八条)
第三節 経営委員会(第十三条―第二十三条の二)	第三節 経営委員会(第二十八条—第四十一条)
第二節 業務(第九条—第十二条)	第二節 業務(第二十条—第二十七条)
第一節 通則 (第七条―第八条の四)	第一節 通則(第十五条—第十九条)
第二章 日本放送協会	第三章 日本放送協会
11)	
第一章の二 放送番組の編集等に関する通則(第三条―第六条の	第二章 放送番組の編集等に関する通則(第三条―第十四条)
第一章 総則(第一条—第二条の二)	第一章 総則(第一条・第二条)
目次	目次
現行	改正案
(作糸音之)に正正音之	(方義第二日本第一年 第一年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 1

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等(第九十三条—第百五条)

第二款 業務 (第百六条 第百十六条)

第三節 基幹放送局提供事業者 (第百十七条—第百二十五条)

第六章 般放送

第一節 登録等 (第百 一十六条-第百三十五条)

第二節 業務 (第百三十六条—第百四十六条)

第七章 有料放送 (第百四十七条 —第百五十七条)

第八章 認定放送持株会社 (第百五十八条—第百六十六条)

第九章 放送番組センター (第百六十七条—第百七十三条)

第十章 雜則 (第百七十四条—第百八十二条)

附則

第十

章

罰則

(第百八十三条

-第百九十三条

章 総則

第

(目的)

第 一条 に適合するように規律し、 この法律は、 次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉 その健全な発達を図ることを目的とす

を保障すること。 放送が国民に最大限に普及されて、 その効用をもたらすこと

る。

送による表現の自由を確保すること。 放送の不偏不党、 真実及び自律を保障することによつて、 放

> 第三章の四 認定放送持株会社 条の三十七) (第五十二条の二十九―第五十二

第四章 放送番組センター (第五十三条 -第五十三条の七)

第六章 罰則 (第五十四条--第五十九条)

第五章

雑則

(第五十三条の八―第五十三条の十三)

附則

第一 章 (同上)

(目的)

第 る。 に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とす 一条この法律は、 左に掲げる原則に従つて、 放送を公共の福祉

(同上)

(同上)

健全な民主主義の発達に資するようにすること。 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、 放送が

(定義)

第二条 次の定義に従うものとする。 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関して

第二条第一号に規定する電気通信をいう。 る電気通信 気通信設備 「放送」とは、 を用いて行われるものを含む。 (同条第二号に規定する電気通信設備をいう。 (電気通信事業法 公衆によつて直接受信されることを目的とす (昭和五十九年法律第八十六号) の送信 (他人の電

られるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。 の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当て 「基幹放送」とは、 電波法 (昭和二十五年法律第百三十 号

同じ。

) をいう。

「一般放送」とは、 基幹放送以外の放送をいう。

る放送をいう。 「国内放送」とは、 国内において受信されることを目的とす

Ŧī. る放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のも いをいう。 国際放送」とは、 外国において受信されることを目的とす

六 「邦人向け国際放送」 とは、 国際放送のうち、 邦人向けの放

> 三 (同上)

(定義)

第二条 (同上)

る無線通信の送信をいう。 放送」とは、 公衆によつて直接受信されることを目的とす

とする放送であつて、 「国内放送」とは、 受託国内放送以外のものをいう。 国内において受信されることを目的

一 の 三 組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信す する無線局により行われるものをいう。 る放送であつて、 「受託国内放送」とは、 人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送を 他人の委託により、 その放送番

のをいう。 る放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のも 「国際放送」とは、 外国において受信されることを目的とす

「邦人向け国際放送」とは、 国際放送のうち、 邦人向け

送番組の放送をするものをいう。

う。れることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいれることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をい事業を行う者をいう。以下同じ。)により外国において対送八「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送

われるものに限る。)をいう。
か放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国が 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会(以下「協会」と

ち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のう

-l 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることのうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。- 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送

を目的とする放送をいう。

受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための-四 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を

の放送番組を放送するものをいう。

国人向けの放送番組を放送するものをいう。||二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外

ま送信する放送をいう。 の放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまいて放送事業を行う者をいう。以下同じ。)の委託により、そ一の二の三 「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国にお

人工衛星の無線局により行われるものをいう。受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、協会」という。)の委託により、その放送番組を外国において一の二の四 「受託協会国際放送」とは、日本放送協会(以下「

るものをいう。のまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われ、送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそ二の二の五、「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放

の受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するため二の二の六 「移動受信用地上放送」とは、自動車その他の陸上

_	
、衛星基幹放送以外のものをいう。	人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。
十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送	
及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。	
十六 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百	二の三(同上)
六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を	
送る放送をいう。	
十七 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使	二の四(同上)
用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像	
又は信号を併せ送るものを含む。)であつて、テレビジョン放	
送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でな	
いものをいう。	
十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の	二の五(同上)
瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字	
、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。)	
又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。	
十九 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電	二の六(同上)
波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又	
は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送	
に該当しないものをいう。	
二十 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。	三 (同上)
二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定	
を受けた者をいう。	
二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により	
自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(以下「特定地上基	

幹放送局」という。)の免許を受けた者をいう。

地上基幹放送事業者をいう。二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定

の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送局の無線設幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基二十四

いう。
三十五 「一般放送事業者」とは、第百二十六条第一項の登録を

者をいう。二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業

協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。十一号)の規定により放送局(受信障害対策中継放送をいう。以下同じ五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ三の二 「放送事業者」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三三の二

以下「学園」という。)以外の放送事業者をいう。成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(二の三「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園法(平

三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務(電波法の規定と総称する。)をする無線局の免許を受けた者をいう。 放送、受託協会国際放送又は受託内外放送(以下「受託放送」三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内

及び配列をいう。 二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量

国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。一十九 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものを一放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

及び配列をいう。
あるときは、委託して放送をさせる事項」の種類、内容、分量四 「放送番組」とは、放送をする事項 (その放送が受託放送で

五 (同上)

六 (同上)

(放送普及基本計画)

第二条の二 七号及び第八号並びに第六項 十三第一項第四号並びに第五十三条第一項において同じ。 次項第 一号、 総務大臣は、 第七条、 放送 第九条第一項第三号、 (委託して放送をさせることを含む 第三十四条第 第 項 一項第二号、 第五十二条の の計 第

2 国際放送業務とする。 る無線局により行われるものに限る。 送業務とし、 内外放送にあつてはこれらの放送を行う放送局の置局及び委託放 にあつては受託協会国際放送を行う放送局の置局及び委託協会 されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健 放送普及基本計画には 全な発達を図るための基本的事項 とができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することによ これに基づき必要な措置を講ずるものとする。 放送を国民に最大限に普及させるための指針、 放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有 受託協会国際放送 に関し 放送局の置局 (電波法の規定による免許を受け 次の事項を定めるものとする。 以下この項において同じ。 (受託国内放送及び受託 放送をするこ

画的な普及及び健全な発達を図るため、

放送普及基本計画を定め

以下 放送、 その他の総務省令で定める放送の区分ごとの同 超短波放送、 般放送事業者の放送 放送を同時に受信できることが相当と認められる一 第三十二条第一項本文において同じ。 協会の放送 「放送対象地域」という。 受託協会国際放送又は受託内外放送の区分、 の区分、 テレビジョン放送その他の放送の種類による区分 (協会の委託により行われる受託国内放送を含む 国内放送、 (協会の委託により行う受託国内放送を除 受託国内放送、 国際放送 学園の放送又は の放送番組の 定の区域 中波放送、 中継国際

じ。)の数(受託放送に係る放送対象地域にあつては、放送系行うことのできる放送局の総体をいう。以下この号において同三 放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に

第二章 放送番組の編集等に関する通

(放送番組編集の自由)

何人からも干渉され、又は規律されることがない。 第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、

(国内放送等の放送番組の編集等)

ところによらなければならない。
」という。)の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定める第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等

により放送することのできる放送番組の数)の目標

- 会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

 に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、

 は規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、
- は、放送普及基本計画を変更することができる。

 4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるとき
- て、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。
 ける協会を除く。)は、その行う放送に係る放送対象地域においする委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合におって、当該放送事業者(受託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定を対して、当該放送事業者(受託放送事業者(人工衛星の無線局の免許を受け

第一章の二 (同上)

(放送番組編集の自由)

| 人からも干渉され、又は規律されることがない。| 第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、

何

(国内放送の放送番組の編集等)

は、次の各号の定めるところによらなければならない。第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつて

第五条 2 限り多く設けるようにしなければならない。 明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる ができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説 視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くこと の編集に当たつては、 兀 カ 放送事業者は、 組基準 ら論点を明らかにすること。 政治的に公平であること。 報道は事実をまげないですること。 公安及び善良な風俗を害しないこと。 意見が対立している問題については、 放送事業者は、 テレビジョン放送による国内放送等の放送番組 静止 放送番 Ļ 組 又は移動する事物の瞬間的影像を \mathcal{O} 種 別 教養番組 できるだけ多くの角度 教育番 組 報 第 4 3 2 三条の三 り多く設けるようにしなければならない。 するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限 できる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明 覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことが 編集に当たつては、 程の基準に準拠するようにしなければならない。 ければならな であり、 は の相互の 番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け 編集に当たつては、 兀 であるときは、 計 番組基準 放送事業者は、 放送事業者は、 放送事業者 その放送の対象とする者が明確で、 画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしな (同上) (同上) (同上) (同上) 組織的かつ継続的であるようにするとともに、 間の調和を保つようにしなければならない。 放送事業者は、 \ \ c は その内容が学校教育に関する法令の定める教育課 テレビジョン放送による国内放送の放送番組 テレ この場合におい 国内放送の教育番組の編集及び放送に当たつて 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視 特別な事業計画によるものを除くほ ビジョ 放送番組の種別及び放送の対象とする ン放送による国 7 当該番組が学校向け 内容がその者に有益適切 内放送の 放送番 その放送 か 放送番.

 \mathcal{O}

教養 組

0

組

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要 一 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況 一 前項の規定により講じた措置の内容 一 前項の規定により講じた措置の内容 な措置をしなければならない。	申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答なければならない。	を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問し3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画て意見を述べることができる。	必要な事項を審議機関は、放送事(以下「審議機関	第六条 改送事業者は、改送番組の適正を図るため、改送番組審議機関) (放送番組審議機関)	しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準い。	う。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならなとする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」とい道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象
三 (同上)	4 (同上)	3 (同上)		第三条の四 (司上) (放送番組審議機関) (放送番組審議機関)	なければならない。これを変更した場合も、同様とする。 定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表し2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を	を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。 者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。

- 二 第四項の規定により講じた措置の内容 者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業

(同上)

一 (同上)

二 (同上)

7 の基準」 るのは のは \mathcal{O} う放送事業者に対する第三項 いては、 種別ごとの放送時間」とする。 第三条の二第二 「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組 第三項中 放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種 第五項及び前項中 |項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行 「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあ 第五項及び前項の規定の適用につ 「次の各号に掲げる事項」とある 別

る。 一つては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。 一つては、総務省令で定める七人未満の員数)以上をもつて組織する。 第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人(テレビジョン放送に

ら、当該放送事業者が委嘱する。
 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちか

- 一 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において 、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外 のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれ た放送区域(電波法第十四条第三項第二号の規定によ た放送区域(電波法第十四条第三項第二号の規定によ た放送区域をいう。以下この項において次に掲げる要件のいずれ を満たす放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれ を満たすかとある。
- 上に当たること。かの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以かの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積が当該いずれて、放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれ
- 内の全人口の三分の二以上に当たること。の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内」放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内
- があること。
 事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者がある場合
- 二以上に当たること。
 が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分のが当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の業務区域が重複する区域の面積
- 口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人

口

二分の二以上に当たること。

一であること。

(番組基準等の規定の適用除外)

る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。とする放送又は臨時かつ一時の目的(総務省令で定めるものに限る時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項第八条(前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関す

(番組基準等の規定の適用除外)

に限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(総務省令で定めるもの関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送第三条の五 前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに

(訂正放送等)

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしたときは、判明したかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明したかを調査して、その放送をしたから三箇月以内に請求があつたときは、かを調査して、その放送をしたから三箇月以内に請求があつたときは、日から二日以内に、その放送をしたとが判明したときは、から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、より、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしたという理由により、。

(訂正放送等)

第四条

(同上)

2 (同上)

も、前項と同様とする。 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したとき

2

による損害賠償の請求を妨げるものではない。3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定

3 (同上)

| (放送番組の保存)

放送番組

点の保存)

存しなければならない。 を超えない。 で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機で定めるところにより、放送番組の放送の請求があつた放送につい項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送についる。 存しなければならない。

(再放送)

の放送を受信し、その再放送をしてはならない。第十一条が送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、そ

(広告放送の識別のための措置)

識別することができるようにしなければならない。の放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、そ

(候補者放送)

かかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないとに他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における第十三条が送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その

(内外放送の放送番組の編集

(再放送)

(災害の場合の放送)

を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発第六条の二 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨

第三章 日本放送協会

(同上)

第 節 通則

(目的)

第十五条 もに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせ 放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。 て国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。 て受信できるように豊かで、 協会は、 公共の福祉のために、あまねく日本全国におい かつ、 良い放送番組による国内基幹)を行うとと

(法人格)

第十六条 基づき設立される法人とする。 協会は、 前条の目的を達成するためにこの法律の規定に

(事務所)

第十七条 協会は、 主たる事務所を東京都に置く。

必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

2

協会は、

第十八条 ばならない。 協会は、 定款をもつて、 次に掲げる事項を規定しなけれ

- 目的
- 事務所の所在地

資産及び会計に関する事項

名称

(目的)

第 節 (同上)

第七条協会は、 委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。 その受信の進歩発達に必要な業務を行い、 行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、 受信できるように豊かで、 公共の福祉のために、 かつ、良い放送番組による国内放送を あまねく日本全国において あわせて国際放送及び 放送及び

(法人格)

第八条協会は、 き設立される法人とする。 前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基

(事務所

第八条の二 (同上) (同上)

2

(定款)

第八条の三 (同上)

(同上)

- (同上)
- (同上)
- 兀 (同上)

	第二節 業務 第二節 (同上)		(業務) (業務)	
せ、放送債券の発行に関する事項は、登記の後でなけれ 2 (同八 公告の方法 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	大 (同上) 人 公告の方法	大 が	大 が	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
これをもつて第三者に対抗することができない。 せい (同上) 放送債券の発行に関する事項 は、登記の機でなけれ と (同上) で定める事項について、政令で定める手続により登記しな で定める事項について、政令で定める手続により登記しな で定める事項について、政令で定める手続により登記しな (登記) で記しないばならない。 は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。 と (同上) が送債券の発行に関する事項 は、登記の後でなけれ と (同上) が送債券の発行に関する事項 は (日上) は (日上) が送債券の発行に関する事項 は (日上) が送債券の表別 は (日上) が送債券の発行に関する事項 は (日上) が送債券の表別 は (日上) は (日上) が送債券の表別 は (日上) が送債	と は、これをもつて第三者に対抗することができない。	大 放送債券の発行に関する事項	七 放送債券の発行に関する事項	大 放送債券の発行に関する事項
大 放送債券の発行に関する事項 とができない。 せ (同上) 人 公告の方法 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	七 (同上) 大 公告の方法 とができる事項は、登記の後でなけれ と (同上) で款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。 と (同上) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記	七 放送債券の発行に関する事項	七 放送債券の発行に関する事項	て
大 (同上) 人 公告の方法 (同上) 人 公告の方法 (配) イ (同上) で款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。 2 (同上) 「一大人」 (登記) イ (日上) で表は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。 2 (同上) イ (日本) が (登記) イ (日本) が (登記) イ (日本) が (登記) イ (日本) が	大 (同上) 大 放送債券の発行に関する事項	大 放送債券の発行に関する事項	七 (同上) 人 公告の方法 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	大 放送債券の発行に関する事項
 大 (同上) 八 公告の方法 大 (同上) 	大 (同上)	大 (同上) 人 公告の方法	七 放送債券の発行に関する事項	大
 代 (同上) 八 (日上) 八 (日上) 八 (日上) (登記) (日上) (日上)<td>大 (</td><td>大 が</td><td>大 が</td><td>(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)</td>	大 (大 が	大 が	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
八 公告の方法 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	八 (日上) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記	八 公告の方法 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 業務 第三節 業務 第二節 業務 第三節 第三節 業務 第三節	八 公告の方法 第二節 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
八 公告の方法	 八 (同上) 八 (同上) 八 (同上) 八 (同上) 八 (同上) (登記) (日上) (日上) 	八 公告の方法 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 業子 第二節 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 業務 第二節	八 公告の方法 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 業子 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 業務 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
八 公告の方法 2 (同上) 八 公告の方法 2 (同上) 八 公告の方法 2 (同上) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記	八 公告の方法 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	八 公告の方法 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 業務 第二節	大 公告の方法 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 業務 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 業務 第二節 第二節 業務 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
(登記) (受記) (可上) (可上)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	(登記) 第二節 業務 第二節	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三章	第二節 業務 第二節 業務 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	(登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記) (登記)	(登記) 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上) ければならない。 (登記) (登記) (登記)	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	(登記) (登記) 第二節 第八条の四 (同-) (日-) 	第二節 業務 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。 一十九条 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その 第八条の四	第二節 業務 第二節 業務 第二節	第二節 業務 第二節 業務 第二節	(業務) (大る事務所の変更、従たる事務所の新設その (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 ・前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。 ・他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しな 第八条の四十九条 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その 第八条の四	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 ・前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。 他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しな	第二節 業務 第二節 業務 第二節	第二節 業務 第二節 業務 第二節	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上) は、これをもつて第三者に対抗することができない。	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。	(業務) 他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しな 地政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しな (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 (前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2(ければならない。 (他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しな	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 (前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (ければならない。	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上) がればならない。	第二節 業務 第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三節 第三	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (ければならない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (ければならない。	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。	第二節 業務 第二節 業別 第二節 第二節 第二節 第二節 第三郎 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)ければならない。	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第三者に対抗することができない。 第二の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ 2 (同上)	第二節 業務 第二節 業別 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第三節 第三節 第三者に対抗することができない。	(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)(業務)
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。	ば、これをもつて第三者に対抗することができない。 第1の表示がある 1.2 できまい	第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節	第二節 業務	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)
		第二節 業務 第二節 第二節 これをもつて第三者に対抗することができない。	第二節 業務	(業務)(業務)第二節 業務第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二節 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章
		第二節 業務 第二節 第二節 第二節 第二章 おかてきない	第二節 業務 第二節	未務)
		業務第一第二節	業務第一第二節	第二節 業務 第二節
)) (業務		
協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条・二節 業務	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九)	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条) (協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条
協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条) (業務第二節 業務	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条) (業務		協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条
協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条) (業務第二節 業務	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 (業務	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条)	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条	協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条
に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協第二節 業務 業務 第二節 業務	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協) (業務)	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協)	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協第二節 業務	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協 (業務)	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協)	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を / 一 次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 / 第九条 協
て行われるものに限る。) を行うこと。	て行われるものに限る。) を行うこと。	て行われるものに限る。)を行うこと。	て行われるものに限る。) を行うこと。	て行われるものに限る。) を行うこと。
て行われるものに限る。)を行うこと。	て行われるものに限る。)を行うこと。	て行われるものに限る。)を行うこと。	て行われるものに限る。)を行うこと。	て行われるものに限る。) を行うこと。
中波放送 そうこと。 イ (中波放送 イ (中波放送 イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 ー ・ ・ ・ ・ でに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー ・ 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中波放送 イー(て行われるものに限る。)を行うこと。 イー(て行われるものに限る。)を行うこと。 イー次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を イー)次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行	中波放送 イーグで行われるものに限る。)を行うこと。 て行われるものに限る。)を行うこと。 に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 開発・協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
中波放送	中波放送 (特定地上基幹放送局を 一次にて行われるものに限る。)を行うこと。	中波放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	中波放送 「一次にで行われるものに限る。」を行うこと。 「一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 「一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 「一次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 「第九条」協	中波放送 「一人」(で行われるものに限る。)を行うこと。 「一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次に協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
ロ (ロ (日) 日)	ロ (日) 日	ロ (中波放送 一口 (中波放送 一口 (中波放送 一口 (下行われるものに限る。)を行うこと。 一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一次に 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	超短波放送 ローローの (中波放送 アカラ (東方の) を行うこと。 アイ (で行われるものに限る。) を行うこと。 アイカれるものに限る。) を行うこと。 アイカれるものに限る。) を行うこと。 アカカルの美務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
超短波放送	超短波放送 (特定地上基幹放送局を 一次にて行われるものに限る。)を行うこと。 「本行りれるものに限る。」を行うこと。 「大の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	超短波放送 て行われるものに限る。)を行うこと。 イ (超短波放送 「一次にで行われるものに限る。」を行うこと。 「一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 「一次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 「一次にを対して行われるものに限る。」を行うこと。 「一次にを対して行われるものに限る。」を行うこと。 「一次にを対して行われるものに限る。」を行うこと。 「一次にを対している。」を行うこと。 「一次にを対している。」を行うこと。 「一次に対している。」というというというとは、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行	超短波放送 イー・カー・アンド は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
テレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を	テレビジョン放送 で行われるものに限る。)を行うこと。 で行われるものに限る。)を行うこと。 で行われるものに限る。)を行うこと。 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協 に掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次に で	テレビジョン放送	テレビジョン放送	テレビジョン放送 マー・ス (超短波放送 で行われるものに限る。)を行うこと。 アンビジョン放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にが放送 (特定地上基幹放送局を 一 次に
第二節 業務 (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (テレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 7 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 7 次にて行われるものに限る。)を行うこと。 7 (で行われるものに限る。)を行うこと。 7 (で行われるものに限る。)を行うこと。 7 (で行われるものに限る。)を行うこと。 7 (策務)	デレビジョン放送 (業務) 一次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局をでいる) 一次にではいる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局をできため、次の業務を行きのでである。) で行われるものに限る。) を行うこと。 で行われるものに限る。) を行うこと。 イの関短波放送 イの業務 の目的を達成するため、次の業務を行きの業務を行きの業務を行きの業務を行きのできた。 第九条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行きの業務を行きの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	テレビジョン放送 の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	テレビジョン放送 で行われるものに限る。) を行うこと。 イ で行われるものに限る。) を行うこと。 イ で行われるものに限る。) を行うこと。 イ でが が が が が が が が が が が が が が が が が が
レビジョン放送による国内基幹放送(電皮生の規定により 1 テレ (業務) 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協 で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (中波放送 で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (学校) で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (学務) 第二節 業務	レビジョン放送こよる国内基幹放送(電皮生の規定により 二 テレアレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にを関連放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にをでして行われるものに限る。)を行うこと。	レビジョン放送こよる国内基幹放送(電皮法の規定により 二 テレテレビジョン放送 を行うこと。 イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (でが)が (でが	レビジョン放送こよる国内基幹放送(電皮生の規定により 二 テレアレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にて行われるものに限る。)を行うこと。 イ (中波放送 国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (電皮生の規定により 一 次にがより、次の業務を行 第九条 協	レビジョン放送こよる国内基幹放送(電皮生の規定により 二 テレテレビジョン放送 で行われるものに限る。)を行うこと。 て行われるものに限る。)を行うこと。 アレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を 一 次にがられる。)を行うこと。 アレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にがられる。) を行うこと。 アレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にがられる。) を行うこと。 アレビジョン放送 (事件五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協
アレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を て行われるものに限る。)を行うこと。 でお放送 でおかび送 でおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででおかび送 ででいている。)を行うこと。 ででいている。)を行うこと。 ででいている。)を行うこと。 ででいている。)を行うこと。 ででいている。)を行うこと。 でいている。 でいていないる。 でいていないないないる。 でいていないないないないないないないないないないないないないないないないないない	「 一次に 一次に	レビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により 二 テレ	レビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により 二 テレテレビジョン放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にて行われるものに限る。)を行うこと。 イ (中波放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にに掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を 一 次にのでは、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協	レビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により 二 テレーデン 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる 無線局の出の者が受けた免許に係る基幹放送(電波法の規定により 7、(業務) (業務) (業務) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる 無線局に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (で行われるものに限る。)を行うこと。 イ (でだりまとの に掲げる放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を	以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる 無線局に掲げる放送による国内基幹放送(電波法の規定により て行われるものに限る。)を行うこと。 イ (中波放送 は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行 第九条 協いビジョン放送による国内基幹放送 (特定地上基幹放送局を イ (以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる 無線局に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を イ (中波放送 年)を行うこと。 イ (中波放送 国内基幹放送(特定地上基幹放送局を イ (中波放送 コーン を行うこと。	以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる 無線局に掲げる放送による国内基幹放送(電波法の規定により イ (中波放送 (特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次にに掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を ー 次に

衛星基幹放送に限る。 を行うこと。

兀 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

Ŧī. を行うこと。 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送

2 協会は、前項の業務のほ か、 第十五条の目的を達成するため、

次の業務を行うことができる。 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国

局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。 放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるとき において、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送

一 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料(これら 該当するものを除く。)。 を編集したものを含む。 を電気通信回線を通じて一 次号において「既放送番組等」という 般の利用に供すること(放送に

用に供する事業を行う者に提供すること。 既放送番組等を、 放送番組を電気通信回線を通じて一般の利

すること 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供 (前号に掲げるものを除く。)。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと (前各号に掲げるもの

> に限る。 下 国内放送業務」という。 を行うこと。

 \equiv (同上)

兀 (同上)

Ŧī. 放送業務を行うこと。 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際

2 の業務を行うことができる。 協会は、 前項の業務のほ か、 第七条の目的を達成するため、 次

送を行うこと。 外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放 放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国 当該

一 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料 び有線テレビジョン放送法 を編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という 一条第)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること 項に 規定する有線放送に該当するものを除く。 (昭和四十七年法律第百十四号) (放送及 第

三 (同上)

兀 げるものを除く。 受信されることを目的とする有線電気通信 事業を行う者をいう。 国有線放送事業者 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外 (外国において有線放送 以下同じ。 「に提供すること(前号に掲 \mathcal{O} (公衆によつて直接 送信をいう。

五. (同上)

あり、かつ、いて、その内を者その他学	なければならない。 放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしる。協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョンにならなり	は会は行うこ	つをよ	用に供し、又は賃貸すること。 いてした信託の終了により取得したものを含む。)を一般の利一が会の保有する施設又は設備(協会がその所有する土地につない範囲内によいて、次の業務を行うことがてきる。	ヽ 5月月1.6~1、 C協会は、前二項の業務特に必要な業務を行う	八(前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達にの養成を行うこと。	究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者七 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研六 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
6	5	4		_	3	八	七六
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同 上)

7 果は、できる限り一 般の利用に供しなければならな

ない。 の全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければなら 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、 そ

8 間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするも のとし、協会は、 第二項第一号の協定は、 当該協定を締結し、又は変更しようとするとき 中継国際放送に係る放送区域、 放送時

9 は、 協会は、 総務大臣の認可を受けなければならない。 第二項第二号の業務を行うときは、 総務大臣の認可を

受けて定める基準に従わなければならない。

10

協会は、

11 ても、 送の 総務大臣の認可を受けなければならない。 協会は、 受信用機器の修理業者を指定し、 無線用機器の製造業者、 第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは 基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、 販売業者及び修理業者の行う業務 その他いかなる名目であつ 基幹放

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

第 権 たる目的とする会社を一に限り子会社 資金計画で定めるところにより、 衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、 百九十 ,る法人として総務省令で定めるものをいう。 の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配 条 一条第二項において同じ。 協会は、 テレビジョン放送による外国人向 次に掲げる業務を行うことを主)として保有しなければならな (協会がその総株主の 以下この章及び第 事業計画及び け協会国際 して 議決

> 7 ならない。 その全部又は 協会は、 外国 向 部をテレビジョン放送によるものとしなけれ け委託協会国際放送業務を行うに当たつては ば

8 (同上)

9 (同上)

10 (同上)

11 務を規律し、 つても、 放送受信用機器の修理業者を指定し、 協会は、 無線用機器の製造業者、 放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定 又はこれに干渉するような行為をしてはならない。 販売業者及び修理業者の行う業 その他いかなる名目であ

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 る法人として総務省令で定めるものをいう。 る目的とする会社を一に限り子会社 金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主た 国際放送業務を円滑に遂行するため、 十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。 の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配して 協会は、 テレビジョン放送による外国人向け委託協会 (協会がその総株主の議決権 収支予算、 以下この章及び第五 事業計画及び資

V

番組を制作すること。
一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送

会国際衛星放送の業務の用に供させること。その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許

定する子会社に委託しなければならない。 するために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規の業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるように2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送

2

独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第 空研 業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航 る場合のほ ることができる。 に必要がある場合には、 二十二条 一項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資す 究開 項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一 発機構、 協会は、 か、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するため 独立行政法人情報通信研究機構及び 前条第一項に規定する子会社に対して出資す 総務大臣の認可を受けて、 収支予算、 第百四十条 項又は第 事

一 (同上)

する者に委託して放送させること。 許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送

する子会社に委託しなければならない。るために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようにす協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送

3 (同上)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第九条の二の二 協会は、前条第一項又は第二項の業務を遂行するた質する場合のほか、第九条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、が定研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法第二条第一項又は第二項の業務を遂行するたで定める事業を行う者に出資することができる。

(業務の委託)

その一部を他に委託することができる。
」という。)については、協会が定める基準に従う場合に限り、定によりその行う業務(次項において「第二十条第一項の業務等「項の業務又は第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の規第二十三条 協会は、第二十一条第二項の場合のほか、第二十条第

- 3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条第一項の業務等の円2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該
- 様とする。 総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を

(基幹放送業務の認定の特例)

(業務の委託)

一部を他に委託することができる。いう。)については、協会が定める基準に従う場合に限り、そのによりその行う業務(次項において「第九条第一項の業務等」と項の業務又は第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定第九条の三 協会は、第九条の二第二項の場合のほか、第九条第一

な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。委託業務が効率的に行われ、かつ、第九条第一項の業務等の円滑前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該

2

3 (同上)

(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)

十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号(ニからヌまでに送業務又は委託協会国際放送業務を行おうとする場合には、第五会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託国内放第九条の四 協会は、電波法の規定により受託国内放送又は受託協

(協会国際衛星放送の実施)

を変更したときも、同様とする。

定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項がしたときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で第二十五条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開

総務大臣の認定を受けなければならない。 係る部分に限る。)に掲げる要件に適合していることについて、

2

とき」 該届出」 務又は委託協会国際放送業務の 項の規定により第九条の四第 六中「第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けた 国内放送業務又は委託協会国際放送業務」 託放送業務」 際放送」 の十七第二 の認定」とあるのは び第五十二条の二十四第二項第二号中 認定を受けた協会について準用する。この場合において、 第五十二条の二 十二条の十五第 一条の十五第 第五十二条の十二第二項及び第三項の規定は とあるのは と とあるのは 一項 第 第五十二条の十四の規定は同項の認定について とあるのは 第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中 + 項、 項、 一号中 第四十八条第三項において準用する同条第 から第五十二条の二 第五十二条の二十 「第九条の四第一項の認定」と、 「当該認可」と読み替えるものとする。 第五十二条の十七、 「受託内外放送」 第九条の四第 一項の認定を受けた委託国内放送業 廃止 の認可をしたとき」と 「第五十二条の十三第 一十六までの規定は前項 とあるのは 第五十二条の十九及び ٤ 第五十二条の二十二及 項の認定を受けた委託 第五十二条の二 前項の認定の申請 「受託協会国 第五十二条 第五十 第五 項 0

せる放送の放送事項をいう。以下同じ。)その他総務省令で定めなく、委託して放送をさせる区域、委託放送事項(委託して行わする者に委託して委託協会国際放送業務を開始したときは、遅滞第九条の五(協会は、受託協会国際放送をする外国の無線局を運用

第二十六条 要な協力を求めることができる。 及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必 会以外の基幹放送事業者 による子会社への放送番組の制作の委託を含む。 送による外国人向け協会国際衛星放送 五十六号)第三条に規定する放送大学学園 - を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準 当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、 協会は、 第二十条第七項の規定によるテレビジョン放 (放送大学学園法 (第二十一条第二項の規定 (以 下 (平成十四年法律第百 「学園」という を行うに当た 協

組審議会に諮問しなければならない。

更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番
2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変

場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならるが前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた

これらを変更した場合も、同様とする。 なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅

更したときも、同様とする。る事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変

送番組審議会に諮問しなければならない。
更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放
2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変

場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた

4 (同上)

定を適用する場合においては、第四条第一項中「したという」とにおける協会について第四条第一項及び第二項並びに第六条の規第十一条。委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合

第二十九条 (経営委員会の権限等) 経営委員会は、 次に掲げる職務を行う。 第十四条 (経営委員会の権限等) (同上)

かるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して行わせた」と、第六第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせなければならない」と、同条条中「してはならない」とあるのは「表託して行わせたという」と、「放送をした事項」と

2 のは「受託国内放送を委託して行わせる」と、 は「放送の委託に」と、 は「受託国内放送」と、 ては、 第三条の三第二 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二 「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。 第三条の二及び第三条の三第二項中 一項及び第六条の二の規定を適用する場合におい 第三条の二第三項中 第六条の二中 「国内放送を行う」とある 「国内放送」とあるの 「放送に」とあるの 「をする」とある

(苦情処理)

第十二条 (同上)

第二十七条

協会は、

(苦情処理)

意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

その業務に関して申出のあつた苦情その他の

第三節 (同上)

第十三条 (同上) (経営委員会の設置)

第二十八条

協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の設置)

第三節

経営委員会

次に掲げる事 項 \mathcal{O} 議

監査委員会の 協会の経営に関する基本方針 職務の執行のため必要なものとして総務省令

で定める事項 協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に

掲げる体制の整備 (1)合することを確保するための体制 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適

(2)び管理に関する体制 会長、 副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及

(3)損失の危険の管理に関する体制

(4)ことを確保するため 会長、 副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われる 0 体制

するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

(5)

(6)確保するための体 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を

(7)経営委員会の事務局に関する体制

収支予算、 事業計画及び資金計画

ホ 定する財務諸表 第七十二条第 項の業務報告書及び第七十四条第 項に規

営委員会が軽微と認めたものを除く。 放送局の設置計画並 びに放送局の開設、 休止及び 廃止 **経**

協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行わ テレビジョ ン放送による国内基幹放送 (電波法 の規定によ

1

(同上)

(同上) (同上)

口

(同上)

(1)同 上

(2)同 上

同 上

(4) (3)同上

(5)(同上)

(6)(同上)

(7)(同上)

二

(同上)

ホ する財務諸表 第三十八条第 項の業務報告書及び第四十条第一項に規定

(同上)

1 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始 休止

及び廃止

れる衛星基幹放送に限る。 及び協会国際衛星放送の開 始

休止及び廃止

番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

定款の変更

ヌ 第六十四条の受信契約の条項及び受信料の 免除 0 基準

放送債券の発行及び借入金の借入れ

ヲ 土地の信託

ワ 第二十条第九項に規定する基準

力 第二十一条第二項及び第二十三条第一項に規定する基準

日 第二十六条第一項に規定する基準及び方法

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条

に規定する服務に関する準則

役員の報酬、 退職金及び交際費 (いかなる名目によるかを

問わずこれに類するものを含む。

ソ 収支予算に基づき議決を必要とする事項

ツ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事 項

ネ 外国放送事業者及びその団体との協力に関する基本事 項

ナ 第二 一十条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結

及び変更

ラ 第二十条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

A 第二十二条の総務大臣の認可を受けて行う出資

ウ 第八十五条第一項の総務大臣 の認可を受けて行う放送設備

0 譲渡等

丰 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設

> チ 同 E

IJ (同上)

ヌ 第三十二 条の受信契約の条項及び受信料の免除 の基準

ル (同上)

ヲ (同上)

力 ワ 第九条の二第一 第九条第九項に規定する基準 一項及び第九条の三 第 項に規定する基準

日 第十条第 項に規定する基準及び方法

タ の三に規定する服務に関する準則 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条

レ (同上)

ソ (同上)

ツ (同上)

ネ 外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団

体との協力に関する基本事項

び変更

ナ

第九条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及

ラ 第九条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

第九条の二の二の総務大臣の認可を受けて行う出資

第四十七条第 項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備

0 譲渡等 ウ

 Δ

丰 (同上)

置する組織の委員の委嘱

して経営委員会が認めた事項ノーイからヰまでに掲げるもののほか、これらに類するものと

二 役員の職務の執行の監督

、。 2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができな

者の意見を聴取するものとする。より協会とその放送の受信についての契約をしなければならないめ、総務省令の定めるところにより、第六十四条第一項の規定に3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するた

|経営委員会の組織)

第三十条 経営委員会は、委員十二人をもつて組織する。

める。
2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4

ない。ある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければなら、経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故が

(委員の任命)

ては、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任についき、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て第三十一条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることがで

ノ (同上)

二 (同上)

2 (同上)

3

者の意見を聴取するものとする。より協会とその放送の受信についての契約をしなければならないめ、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定に経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するた

(経営委員会の組織)

第十五条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4

(同上)

(委員の任命)

第十六条 (同上)

	法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはそのかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力くは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(い	五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しを含む。)	四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者位にある者であつて非常勤のものを除く。)	三 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地二年を経過しない者	二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一 禁錮以上の刑に処せられた者	い。 3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができなない。	、任命後最初の国会において、両議意を得ないで委員を任命することがときは、内閣総理大臣は、前項の規	明会又は衆義院の解散のため、両義院の司意を得ることができな 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の
六 送 放 法 送 放		五	四	= (3 (恒.		2 (詞
送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放放送事業者(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用		(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	上)		(同上)

若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者 又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員

ることとなつてはならない。 4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者とな

(委員の権限等)

第三十二条(委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の

個別の放送番組の編集その他の協会の業

務を執行することができない。

定めがある場合を除き、

する行為をしてはならない。
2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触

(任期)

第三十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、

前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

れるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命さ

(退職)

| 第三十四条 | 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の

を有する者の役員若しくはその法人の議決権の十分の一以上の役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはそ会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株

七 (同上)

4 (同上)

(委員の権限等)

第十六条の二 (同上)

2 (同上)

(任期)

| 第十七条| 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任

者の残任期間在任する。

2 (同上)

されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。3 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命

(退職

| 第十八条 | 委員は、第十六条第二項後段の規定による両議院の同意

第二十二条の二(同上)(経営委員会の運営)	第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。(経営委員会の運営)
第二十二条(同上)(委員の兼職禁止)	又は自ら営利事業に従事してはならない。第三十八条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、(委員の兼職禁止)
されることがない。第二十一条 委員は、前二条の場合を除く外、その意に反して罷免	免されることがない。 第三十七条 委員は、前二条の場合を除くほか、その意に反して罷
(罷免) (罷免) (罷免) (電免) (電免) (電免)	(罷免) (電免) (電力) (電力)
が得られなかつたときは、当然退職するものとする。	同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

- 2 3 会を招集しなければならない。 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第 委員長は、 総務省令で定めるところにより、 定期的に経営委員 2 3 会長は、 (同上) 三箇月に一 回以上、 自己の職務の執行の状況並びに第
- 員会に報告しなければならない。 二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第
- し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席

議決の方法等)

会議を開き、議決をすることができない。 員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、第四十条 経営委員会は、委員長又は第三十条第四項に規定する委

- 半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。2 経営委員会の議事は、別に規定するもののほか、出席委員の過
- 3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録の公表)

ければならない。
会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しな第四十一条。委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員

第四節 監査委員会

会に報告しなければならない。十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会長は、三箇月に一回以上、自己の暗務の勢行の状況並びに第

4 (同上)

5 (同上)

(議決の方法等)

委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ第二十三条 経営委員会は、委員長又は第十五条第四項に規定する

会議を開き、

議決をすることができない。

数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。 2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半

3 (同上)

(議事録の公表)

第二十三条の二 (同上)

第四節 (同上)

第二十三条の六(同上)(経営委員会への報告義務)	第四十五条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行(経営委員会への報告義務)
4 (同上)	に従わなければならない。
3 (同上)	新学園 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
2 (同上)	于会社の業務及び財産の状況の調査をすることめるときは、協会の子会社に対して事業の報告が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監い財産の状況の調査をすることができる。
第二十三条の五(同上)(監査委員会による調査)	び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は第四十四条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及(監査委員会による調査)
第二十三条の四(同上)(監査委員会の権限)	第四十三条 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。(監査委員会の権限)
(監査委員会の設置等) 第二十三条の三 (同上) (監査委員会の設置等)	、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

第五節(役員及び職員)	会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。4.この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。	仅 监 商		第四十七条 監査委員会は、各監査委員が招集する。(監査委員会の招集)	ることを請求することができる。が生ずるおそれがあるときは、当該行為によつて協会に著しい損害おそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする第四十六条 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他(監査委員による役員の行為の差止め)	滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違
第五節(同上)	4 (同上)	3 2 (同上)	第二十三条の九(同上)(監査委員会の議決の方法等)	第二十三条の八(同上)(監査委員会の招集)	第二十三条の七(同上)	

2 前項の任命に当たつては、経営委員会は、委員九人以上の多数第五十二条 会長は、経営委員会が任命する。	しなければならない。 ある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのの職務を行う。	あるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはそ副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故がを代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。	補佐して協会の業務を掌理し、会長に事牧があるときはその職務2.副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を従い。その業務を総理する。	第五十一条(会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに(会長等)	について審議する。 2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行第五十条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。(理事会)	一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。第四十九条 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長(役員)
2 第二十 前 項 七	4 (同	3 (同	2 (同	第二十六条	2 第二十二	第二十四条
	上)	上)	上	条等	上条会	条 条
の任命に当つては、				(同上)	(同上)	(同上)
経営委員会は、委員九人以上の多数に						

による議決によらなければならない。

3 4 替えるものとする。 聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の 条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞 規定を準用する。 上を有する者 日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。 会長、 第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、 副会長及び理事は、) と、 副会長及び理事の任 (任命の日以前 この場合において、 同項第七号中「役員」とあるのは 経営委員会の同意を得て、 命については、 年間においてこれらに該当した者 同項第六号中「放送事業者 社 第三十 とあるのは 会長が任命する。 「役員 一条第二)」と読み 第百六十 (任命 項の 一以 新 4

る。 第五十三条 会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とす

れるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命さ2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。

第五 は、 の構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第 用する第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき 5 + ·四 条 当該役員が同項第六号の |項までの規定により任命した役員が同 経営委員会又は会長は、 事業者又はその団体のうち協会がそ それぞれ第五十二条第 条第四 頃にお 1 て準 項 か

よる議決によらなければならない。

3 (同上)

あるのは 受託放送事業者を除く。 定を準用する。 に該当した者を含む。)」と、 十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」と て準用する場合を含む。 十二条の六の二 「役員(任命の日以前一年間に 」と読み替えるものとする。 一十分の一以上を有する者(任命の日以前 会長、 副会長及び理事の任命については、 「新聞社」と、 この場合において、 第 項 「十分の一以上を有する者」とあるの (電気通信役務利用放送法第十) に規定する有料放送管理事業者、 電気通信役務利用放送事業者 おいてこれらに該当した者を含む 同項第七号中 同項第六号中 年間においてこれら 第十六条第三 「役員」 放送事業者 とあるの 五条に 項 第五 第五 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規

第二十八条 (同上)

2 (同上)

3

同

上

その構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又はきは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がて準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたと項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項におい二十八条の二 経営委員会又は会長は、それぞれ第二十七条第一

第

第二十九条の四(同上)(利益相反行為)	第五十八条 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項 (利益相反行為)
第二十九条の三 (同上)	ならない。 、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければ 遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は 第五十七条 会長、副会長及び理事が欠けた場合において、事務が (仮理事)
第二十九条の二 (同上)(会長等の代表権の制限)	の第三者に対抗することができない。第五十六条 会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意(会長等の代表権の制限)
第二十九条 (同上)	第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が と認めるとき、又は副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき、又は副会長若しくは理事が職務もの義務違反その他会長、監査委員若 とき、又は副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若 るとき、又は副会長若しくは理事が職務中の義務違反その他会長、監査委員若 るとき、又は副会長若しくは理事が職務中の義務違反その他副会 長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員若し ない非行があるとおができる。
ばならない。 第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなけれ	ならない。 七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければ

、特別代理人を選任しなければならない。場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によりについては、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この

(仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄)

主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。第五十九条 仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の

(会長等の兼職禁止)

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。第六十条。会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員

に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第百六十条2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第百五十二条第一項に

給与等の支給の基準)

ない。これを変更したときも、同様とする。(給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければなら第六十一条)協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の

服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保

仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄

第二十九条の五 (同上)

(会長等の兼職禁止)

第三十条 (同上)

気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。 電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項 (2 会長、副会長及び理事は、放送事業 (受託放送事業を除く。)

条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならに規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二

ない。

第三十条の二 (同上)(給与等の支給の基準)

(服務に関する準則)

第三十条の三 (同上)

たときも、 する準則を定め、これを公表しなければならない。 するため、 同様とする。 役員及び職員の職務に専念する義務その これを変更し 他の服務に関

般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準 甪

第六 八年法律第四十八号) て準用する。 一般社団法人及び一 第四条及び第七十八条の規定は、 般財団法人に関する法律 協会につ (平成十

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第六十四条 ない。 備のみを設置した者については、この限りでない。 て同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設 び多重放送に該当しないものをいう。 送(音声その他の音響を送る放送であつて、 ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放 協会とその放送の受信についての契約をしなければなら 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置し 第百二十六条第一項におい テレビジョン放送及

- 2 なければ、 受信料を免除してはならない。 協会は、 あらかじめ、 前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する 総務大臣の認可を受けた基準によるので
- 3 の認可を受けなけ 同様とする 第一項の契約の条項については、あらかじめ、 ればならない。 これを変更しようとするとき 総務大

(一般社団法 人及び一 般財団法人に関する法律 \mathcal{O} 準 甪

第三十一条 (同上)

第六節 (同上)

(受信契約及び受信料)

第三十二条 の限りでない。 受信することのできる受信設備のみを設置した者については、こ び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限 送(音声その他の音響を送る放送であつて、 ない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放 た者は、 協会とその放送の受信についての契約をしなければなら 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置 テレビジョン放送及

- 2 ければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受 信料を免除してはならない。 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでな
- 同様とする。 \mathcal{O} 認可を受けなければならない。 協会は、 第一項の契約の条項については、 これを変更しようとするときも あらかじめ総務大臣

4 再放送をする放送は 協会の放送を受信 これを協会の放送とみなして前三項の規定 その内容に変更を加えない で同 時にその

を適用する。

国 際放送の実施の要請等

第六 の生命、 事 重要事項に係るものに限る。 放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。 十五条 項、 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の 身体及び財産の保護に係る事項、 総務大臣は、 協会に対し、放送区域、)その他必要な事項を指定して国際 国の重要な政策に係る 放送事項 邦人

- 2 集の自由に配慮しなければならない。 総務大臣は、 前項の要請をする場合には、 協会の放送番組 一の編
- 3 じるよう努めるものとする。 協会は、 総務大臣から第一 項の要請があつたときは、 これに応
- 4 者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送 の業務の用に供することができる。 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局 て行う場合において、 必要と認めるときは、 当該外国放送事業 を用
- 5 場合において、 第二十条第八項の規定は、 又は廃止し」と読み替えるものとする。 同条第八項中 前項の協定につい 「又は変更し」とあるのは、 て準用する。 「変更 この

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 事項、 ることができる。 必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請す 重要事項に係るものに限る。 の生命、 を要請し ついて同じ。 国の文化、 身体及び財産の保護に係る事項、 総務大臣は、 又は委託して放送をさせる区域、)その他必要な事項を指定して国際放送を行うこと 伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国 協会に対し、 以下この項における委託放送事項に 放送区域、 国の重要な政策に係る 委託放送事項その他 放送事項 (邦人 \mathcal{O}

- 2 (同上)
- 3 (同上)
- 4 送を行うことができる。 該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放 国放送事業者に委託する場合において、 協会は、 第一 項の国際放送の放送番組の外国における送信を外 必要と認めるときは、 当
- 5 合において、 又は廃止し」と読み替えるものとする。 第九条第八項の規定は、 同条第八項中「又は変更し」 前項の協定について準用する。 とあるのは、 この場 「変更し

(放送に関する研究)

必要と認めるときは、協会に対し、事項を定めてその研究を命ず第六十六条(総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るため

ることができる。

の他公共の利益になるように利用されなければならない。 2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達そ

(国際放送等の費用負担)

て協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受け第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送

い範囲内でしなければならない。
により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えな
2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定

第七節 財務及び会計

(事業年度)

わる。 第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終

(企業会計原則)

として企業会計原則によるものとする。 第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則

第三十四条 (同上)(放送に関する研究)

2 (同上)

(国際放送等の費用負担)

又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送

受けて協会が行う研究に要する費用は、

国の負担とする。

い範囲内でしなければならない。 により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えな2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定

第七節 (同上)

(事業年度)

(企業会計原則)

第三十六条の二 (同上)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

うとするときも、同様とする。を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しよ第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画

- その承認を受けなければならない。ときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理した
- 協会の意見を徴するものとする。れを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこ

3

こよって、定める。する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認すること4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収

第七十 度終了の日の 三箇月以内に限り、 始の日までにその承認を受けることができない場合におい 画 てこれを実施することができる。 したこれらの工事の継続に係るものに限る。 に規定する受信料の月額は、 が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の 一 条 国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づい 事業計画及び資金計画を作成し、 協会は、 属する月の受信料の月額とする。 事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の 毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計 同項の規定にかかわらず、 この場合におい 総務大臣の認可を受け)に必要な範囲 て、 前条第四項 前事業年 . て実施 ては、 の収 開

第三十七条 (同上)

その承認を受けなければならない。ときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、終務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理した

2

協会の意見を徴するものとする。れを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこ

によつて、定める。
する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認すること4 第三十二条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収

第三十七条の二 は、 年 項に規定する受信料の月額は、 けてこれを実施することができる。 収支予算、 施したこれらの工事の継続に係るものに限る。 修の工事 金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該 -度終了の日の属する月の受信料の月額とする。 開始の日までにその承認を受けることができない場合にお 三箇月以内に限り、 事業計 (国会の承認を受けた前事業年度の事業計 協会は、 画及び資金計画を作成し、 事業の経常的運営及び施設の建設又は 毎事業年度の収支予算、 同項の規定にかか この場合におい 総務大臣の認可を受)に必要な範囲 事業計画及び わらず、 7 画に 事業年 基 前 いて実 条第四 改 て 度

2

項の規定による収支予算

事業計画及び資金計画

は

当

該事

業計画及び資金計画に基づ に資金の調達及び返済は、 業年度の収支予算、 つたときは、 失効するものとし、 事業計画及び資金計画 当該事業年度の収支予算、 いてした収入、 同項の規定による収支予算 支出、 0 国会による承認が 事業の実施並び 事業計画及 事 あ

3 報告しなければならない。 総務大臣は、 第一項の認可をしたときは、 事後にこれを国会に

び資金計画に基づいてしたものとみなす。

(業務報告書の提出等)

第七 務大臣に提出しなければならない。 査委員会の意見書を添え、 十二条 協会は、 毎事業年度の業務報告書を作成し、 当該事業年度経過後三箇月以内に、 これに監 総

- 2 を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、 会に報告しなければならない。 総務大臣は、 前項の業務報告書を受理したときは、 内閣を経て国 これに意見
- 3 同 般の 項の書類を、 協会は、 閲覧に供しなければならない。 第一 項の規定による提出を行つたときは、 各事務所に備えて置き、 総務省令で定める期間 遅滞なく、

(支出の制限等)

第七 \mathcal{O} 十三条 遂行以外の目的に支出してはならない。 協会の収入は、 第 十条第 項 から第三項までの業務

2 協会は、 いては、 それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。 第二十条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理に 総務省令で定めるところにより、 その他の経理と区分

> 資 資金の調達及び返済は、 業計画及び資金計画に基いてした収入、 業年度の収支予算、 つたときは、失効するものとし、 金計画に基い てしたものとみなす。 事業計画及び資金計 当該事業年度の収支予算が 同項の 支出、 画 規定による収支予算 0 国会による承認が 事業の実施並 事業計画及び びに 事 あ

3 (同上)

、業務報告書の提出等)

第三十八条 同

E

2 (同上)

3 (同上)

(支出の制限等)

第三十九条 遂行以外の目的に支出してはならない。 協会の収入は、 第九条第 項 から第三 一項までの業務の

2 1 ては、 それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。 協会は、 総務省令で定めるところにより、 第九条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理につ その他の経理と区分し

2 第 第 U 4 3 2 U U (十 会 十 会	四 (会 (会 (同 (同 (同 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	。)又は監査法人でなければならない。 第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む2 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。	、会計監査人の監査を受けなければならない。第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか(会計監査人の監査)	供しなければならない。 、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を4 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、	ればないがなければな	2 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出務大臣に提出しなければならない。	の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内諸表」という。)を作成し、これらに監査委員会他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明	第七十四条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計(財務諸表の提出等)
	同 条 計 条 計 同 同 同 条 務 上 の 監 上 上 上 諸 三 査 二 査 人 同 の	2 第 四 (会	第 四 (会					第 四 (財
(同 提 出 等) (同 提 出 等)								

報告を求めることができる。	ことを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなし不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関査を拒むことができる。	3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 う会社は対して会言に関する幸福を対象 スに協会者してにその	2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の関する報告を求めることができる。 する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に	第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関(会計監査人の権限等)	三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるものより継続的な報酬を受けている者又はその配偶者は執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務に	二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくとができない者	一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をするこ3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
5 (同上)	4 (同上)	3 (同上)	2 (同上)	第四十条の四(同上)(会計監査人の権限等)	三(同上)	二 (同上)	3 (同上)

(会計監査人の任期)

総務大臣への提出の時までとする。 る事業年度の財務諸表についての第七十四条第一項の規定による第七十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了す

(会計検査院の検査)

第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)

放送債券を発行することができる。第八十条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、

- できない。
 業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍を超えることが業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍を超えることが2 前項の放送債券の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事
- 3 協会は、発行済みの放送債券を償却しなければその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければにおいては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払いる制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合ならない。
- 積立金として積み立てなければならない。 業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却4 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事

(会計監査人の任期)

総務大臣への提出の時までとする。する事業年度の財務諸表についての第四十条第一項の規定による第四十条の五。会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了

(会計検査院の検査)

第四十一条 (同上)

(放送債券)

第四十二条 (同上)

3 (同上)

4

(同上)

5 (同上)

- 6 先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 協会の放送債券の債権者は、 協会の財産につい て他の債権者に 6
- する。
 7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものと
- 定を準用する。 第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の社債に関する規十六号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律一、政令の定めるところにより、会社法(平成十七年法律第八8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関し必要な事項につい

先だち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に

7 (同上)

8 (同上)

第八節 放送番組の編集等に関する特例

、放送番組の編集等)

定めるところによらなければならない。たつては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当

- 大の努力を払うこと。 の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆
- うにすること。 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するよ
- | 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及

第四十三条 削除

第八節

放送番組の編集に関する特例

(放送番組の編集等)

寄与するように、最大の努力を払うこと。
ることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させ

二 (同上)

三 (同上)

び普及に役立つようにすること。

- を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査
- を行う場合における協会について準用する。番組の編集について、第百七条の規定は中波放送及び超短波放送3 第百六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送
- 4 組 け 放送番. \mathcal{O} 協会は、 及び娯楽番組 放送番組の編集に当たつては、 組 邦人向け国際放送若しくは邦人向け協 \mathcal{O} 編集及び放送又は外国 を有するようにしなければならな 海外同胞向 放送事業者に提供する邦人向 けの適切な報 会国 際 衛星 道 放送 番

4

- 5 放送の 及すること等によつて国際親善の増進及び \mathcal{O} 玉 他の 人向けの放送番 協会は、 .資するようにしなければならない。 放送 事情を紹 外国 番 組 介して我が国に対する正しい \mathcal{O} 人向け国際放送若しくは外国 組の 編 集 及 編集に当たつては、 び放送又は外国放送事業者に提供する外 我が国の文化、 外国との経済交流の 認識を培い 人向け協会国際衛星 及び普 産業そ 発
- 6 放送局を用い て準用する。 五条 第 第百 項 て国 第六 + 際放送又は協会国際衛星放送を行う場合につ 四条及び第百七十五条の 条 条 から 第十 規定 条ま は 協会が外国 第十三条

- を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査
- 超短波放送を行う場合における協会について準用する。送番組の編集について、第三条の四第七項の規定は中波放送及び第三条の二第二項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放

- な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならな る邦人向けの放送番組の編集に当たつては、 邦人向け受託協会国際放送 \mathcal{O} \mathcal{O} 委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供す 放送番組を放送するものをいう。 協会は、 邦人向け国際放送の放送番組の (受託協会国際放送のうち) 0 放送番組の 編集及び放送若しくは 海外同胞向けの 編集及び放送 邦人向 適 切
- 5 化 提供する外国 び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国 は 済交流の発展に資するようにしなけ (向けの放送番組を放送するものをいう。 外 協会は、 及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外 国 産業その 人向け受託協会国 外国 他 人向けの放送番組の編集に当たつては、 \mathcal{O} 人向け国際放送の放送番組 事情を紹介して我が国に対する正 B 際 放 送 (受託: ればなら 協会国際 \mathcal{O} な の放送番組の編集及 編集及び 有線放送事業者に 放送のうち L 我が国 放送若しく 認識 国と を培 0 0 文 玉

(放送番組審議会)

第八十二条 議会 際衛星放送 番組審議会 場合を含む る国際放送番組審議会 とする。 (以 下 協会は、 (以 下 「地方審議会」という。 (以下この条において の審議機関として、 「中央審議会」という。 第六条第 (以 下 「国際審議会」という。)を置くも 項 「国際放送等」という。 国内基幹放送に係る中央放送 (前条第六項におい)並びに国際放送及び協会国)及び地方放送番 て準用する に係 組審

- | 2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。
- 際審議会は委員十人以上をもつて組織する。

 3 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上、国
- ちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。 4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のう 4
- ら、会長が委嘱する。審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちかり、地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方
- 6 項は、 び 審 あ 規定するもの及び全国向けの 国際放送等の放送番組 議会にあつては国際放送等に係る同条第三 つては第二項に規定する地 第六条第一 おいて同じ。 中央審議会に 項 (前条第六項 あ \mathcal{O} 規定により協会の諮問に応じて審議する事 つては国内基幹放送に係る第六条第三 に係るものとする 域 放送番組に係るもの、 におい で向けの放送番組に係るもの、 て準用する場合を含む |項に規定するもの 地方審議会に 項に 国際 第八 及
- に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送

放送番組審議会

第四 いう。 放送等」という。 びに国際放送及び受託協 会」という。)及び地方放送番組審議会 放送及び受託国 十四条の二 に係る中央放送番組審議会 を置くものとする。 協会は、 内放送 に係る国際放送番組審議会 第 会国際放送 以 下この 一条の四 以下 条に 第 (以 下 「地方審議会」という。 (以下この 項 お の審 中 7 条において 央審議会」と 議機関として、 (以下「国際審 国内放送等_ 国 いう 並 と 際 玉

- 2 (同上)
- 3 (同上)
- 4 (同上)

5

(同上)

- 6 及び国際放送等の放送番組に係るものとする。 するもの及び全国向け 項 会にあつては国際放送等に係る第 ては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、 は、 条の 中央審議会にあつては国内放送等に係る同条第三項に規定 兀 第 一項の の放送番組に係るも 規定により協会の 三条 Ò 兀 諮問に応じて審議する事 Ŏ, 第 項 地方審議会にあ 見規定するも 国際審議 0
- 7 (同上)

審議会に諮問しなければならない。

番組に係るものとする。の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送きる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内基幹放送8 第六条第二項の規定により協会に対して意見を述べることがで

送番組に係るものとする。
等の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放ができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送がごきる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送

8

(候補者放送)

たときは、同等の条件で放送をさせなければならない。させた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつ選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送を第四十五条。協会がその設備又は受託放送事業者の設備により、公

(広告放送等の禁止)

第四十六条 (同上)

ものではない。
て、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるて、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げる業に関する広告のためにするものでないと認められる場合におい2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、<u>且つ</u>、他人の営

3 のとする。 とあるのは 送業務を行う場合に準用する。 前二項の規定は、 とあるの |名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるも は 放送の委託 協会が委託国内放送業務又は委託協会国際放 と この場合に 前 項中 お 名称等を放送する」 第 項中 放

(広告放送の禁止)

第八十三条

協会は、

他人の営業に関する広告の放送をしてはなら

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営ない。

ものではない。
て、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるて、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げる業に関する広告のためにするものでないと認められる場合においる。前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営

(放送番 組 (T) 編集等に 関する通則等の)適用)

第八十四条 九十八条 第七条、 第百条及び第百九条の規定は 第十二条 第十四条 協会については 第九十五条第二 項 適用 第

第九節 雑則

、放送設備の譲渡等の制限

第八十五条 協会は、 総務大臣の認可を受けなければ、 賃貸し、 担保に供し、その運用を委託し 放送設備の

させることができない。 全部又は一部を譲渡し、 その他いかなる方法によるかを問わず、これを他人の支配に属

2 は第三項第一号の業務を行う場合については、 を得なければならない。 総務大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 ただし、 協会が第二十条第二 この限りでない。 両議院の同意 項第六号又

2

(放送の休止及び廃止)

第八十六条 ことができない。 以上(協会国際衛星放送にあつては、 送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間 協会は、 ただし、 総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放 不可抗力による場合は、 二十四時間以上)休止する この限りでな

2 その旨を総務大臣に届け出なければならない。 協会は、 第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、 その放送を休止したときは、 前項の認可を受けた場合 遅滞なく

\ <u>`</u>

第九節 (同上)

放送設備 の譲渡等 の制 限

第四十七条 (同上)

第三項第一号の業務を行う場合については、 を得なければならない。 総務大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 ただし、 協会が第九条第二 この限りでない。 一項第六号又は 両議院の同 意

放送等の 休止及び廃止)

第四十八条 を廃止し、 ただし、 不可抗力による場合は、 又はその放送を十二時間以上休止することができない 協会は、 総務大臣の認可を受けなければ、その放送局 この限りでない。

を除き、 協会は、 遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。 その放送を休止したときは、 前項の認可を受けた場合

第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とある「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「について第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中限の設定を受けた協会の放送の業務

のは

「当該認可」と読み替えて

同条の規定を適用する。

(解散)

する。
2 協会が解散した場合においては、協会の残余財産は、国に帰属第八十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

第四章 放送大学学園

3 送業務にあつては、 の廃止又は休止について準用する。この場合において、 十二時間以 前 一項の規定は、 Ě とあるのは、 二十四時間以上)」と読み替えるものとする。 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務 + 時 間以 (委託協会国際放 第 項中

第四十九条 削除

(解散)

第五十条 (同上)

2 (同上)

第二章の二 (同上)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十条の二 は 項、 分に限る。 条の二、 適用しない。 第五十二条の二十及び第五十二条の二十八の規定は、 第五十二条の十三第 第三条の二第二項 第五十二条の十五第二項、 項第五号 第三条の三、 (イからハまでに係る部 第五十二 第三 一条の十八第 一条の 兀 学園に 第六

三条の二第一項、第三項及び第四項の規定を除く。)を適用する第五十二条の二十六の規定(次項に規定する場合にあつては、第項、第三項及び第四項、第四条第一項及び第二項、第六条並びに2 委託放送業務を行う場合における学園について第三条の二第一

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十八条 三条第 百七条から第百九条までの規定は 五条第二項 項第六号 第五条から第八条まで 第九十八条第 (イからハまでに係る部分に限る。 項、 第百条、 学園については 第十二条 第百六条第 第十三条 適用しない。 項及び第 第九十 第九十

> 場合に 六条中 と読み替えるものとする。 止の認可をしたとき」と、 三項にお る業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは 条第二項中 とあるのは とあるの 放送」とあるのは とあるのは کر おいては、 は してはならない」 とあるのは いて準用する同条第 第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の規定によ 「その」とあるのは 「委託して放送を行わせた事項」 「委託して行わせたという」と、 放送の委託に」 第三条の一 「受託国内放送」と、 「委託して行わせなければならない」 とあるのは ٢ 第 「当該届出」とあるのは 項の規定により委託放送業務の 「その委託して行わせた」と 項、 第四条第 第二 「委託して行わせてはなら 同条第三項中 項及び第四項中 と 項 中 放送をした事項」 「第五十条の三第 しなければな したという 「当該認可」 一放送に لح 国内 第 同

放送」 と読み替えるものとする。 第三項及び第四項の規定を適用する。 当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二第 受託内外放送を委託して行わせる場合における学園に 項 کر 第二 同 |条第| 項及び第四項中 項中 「国内放送」 とあるの この場合におい とあるのは は 放送の委託に 一受託[いて 玉 同 項 条

(放送の休止及び廃止)

この限りでない。
以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間第八十九条 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放

、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合

3 第八十九条第 について第 第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」 総務大臣が第九十三条第一 一当該認可」 項の廃止の認可をした場合については 一項の廃止の認可をした」と、 と読み替えて 項の認定を受けた学園 同条の規定を適用する。 「当該届出」とある とあるのは 0 第百五条中 放送の業務

(広告放送の禁止)

第九十条 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならな

ものではない。
て、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるて、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げる業に関する広告のためにするものでないと認められる場合におい2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営

(放送等の休止及び廃止)

を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合

委託放送業務の廃止又は休止について準用する。前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該

3

(広告放送等の禁止)

第五十条の四 (同上)

2 (同上)

3 委託 する。 送を委託して行わせる」と読み替えるものとする 前 この場合において、 項の規定は、 前項中 名称等を放送する」 学園が委託放送業務を行う場合につ 第 項中 「放送」 とあるのは とあるのは 「放送の て準用

第三章 一般放送事業者

(放送番組審議機関)

る七人未満の員数)以上をもつて組織する。
送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定め第五十一条
一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放

ちから、当該一般放送事業者が委嘱する。 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のう

3 嘱は る。 これらの一般放送事業者は、 者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、 部分の放送区域等の区域内の人口が当該いずれかの 者の放送区域等の三分の二以上に当たるとき、 場合において、 等」という。 又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区 事業者を除く。 系 (電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。 この場合におい 般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送 の一般放送事業者(第五十二条の三十四に規定する特定地上 これらの一般放送事業者が共同して行う。)と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する その重複する部分が当該いずれかの 以下この項において同じ。) ては、 前項の規定による審議機関の委員の委 共同して審議機関を置くことができ の放送局の放送区域 又はその重複する 以下同じ。 般放送事業 般放送事業 域

(広告放送の識別のための措置)

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場

を明らかに識別することができるようにしなければならない。合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であること

(候補者放送)

らず、同等の条件で放送をさせなければならない。 ・ 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者 第五十二条 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者

(学校向け放送における広告の制限)

る広告を含めてはならない。行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められ第五十二条の二一一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を

(放送番組の供給に関する協定の制限)

を締結してはならない。供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定第五十二条の三一一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の

(有料放送)

よらなければ受信することができないようにして行われる放送をを支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備にのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金第五十二条の四一有料放送(契約により、その放送を受信すること

料金を定め、 結する者をいう。 設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締 いう。 当該料金を変更しようとするときも、 という。 以下同じ。 その実施前に、 は、 以下同じ。 国内受信者 を行う一 総務大臣に届け出なければならない 般放送事業者)に提供する当該有料放送の役務の (有料放送事業者との間に国内に 同様とする。 (以 下 有料放送事業

様とする。

様とする。

なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同料金を除く。)について契約約款を定め、総務大臣の認可を受けときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件(

めるときは、同項の認可をしなければならない。総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認

正かつ明確に定められているものであること。

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適

4 めその旨を総務大臣に届け出たときは、 約款を標準契約約款と同 約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約 総務大臣が標準契約約款を定めて公示した場合 公示した場合を含む。 同項の認可を受けたものとみなす。 第二項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 において のものに変更しようとして 有料放送事業者が その契約約款については (これを変更して あらかじ 標準契約

内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件(料金を除く有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国

様とする。なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同。)について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出

ない。 供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはなら款(以下この章において「認可契約約款等」という。) 以外の提款の認可を受けた契約約款又は前項の規定により届け出た契約約 1 有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た料金及び第二

該有料放送を受信してはならない。
において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内第五十二条の五 何人も、認可契約約款等に基づき、有料放送事業

対しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。
に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に第五十二条の六。有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内

(有料放送管理業務の届出)

た受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないように媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置され第五十二条の六の二。有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の

を総務大臣に届け出なければならない。
ところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨に有料放送管理業務を行うものに限る。)は、総務省令で定めるおうとする者(総務省令で定める数以上の有料放送事業者のため

氏名氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

一業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。という。) は、その届出に係る事項について変更があつたときは2 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」

(承継)

第五十二条の六の三 法人は、 り設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した 定めたときは、 の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を た者又は相続人 せるものに限る。 合併若しくは分割 う事業の全部を譲渡し、 当該有料放送管理事業者の地位を承継する。 その者) (相続人が二人以上ある場合において (有料放送管理業務を行う事業の全部を承継さ があったときは、 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行 又は有料放送管理事業者について相続、 合併後存続する法人若しくは合併によ 当該事業の全部を譲り受け その全員

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、

(業務の廃止等の届出)

ならない。
廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければ
廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければ

(有料放送管理業務の実施に係る義務)

ところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつこれに密接に関連する業務を含む。)に関し、総務省令で定める第五十二条の六の五(有料放送管理事業者は、有料放送管理業務(

確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(変更命令等)

変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
ていると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該契約約款の情の変動により著しく不適当となり、国内受信者の利益を阻害した契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事第五十二条の七一総務大臣は、第五十二条の四第二項の認可を受け

に定める有料放送の役務の提供条件が国内受信者の利益を阻害し放送の役務の料金又は同条第五項の規定により届け出た契約約款2 総務大臣は、第五十二条の四第一項の規定により届け出た有料

約約款を変更すべきことを命ずることができる。 ていると認めるときは、 有料放送事業者に対し、

3 とるべきことを命ずることができる。 は、 るために必要な限度において、 総務大臣は、 当該有料放送管理事業者に対し、 有料放送管理事業者が前条の規定に違反したとき 業務の方法の改善その他の措置を 国内受信者の利益を確保す

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第五十二条の八 おいて とができる。 の氏名及び住所を株主名簿に記載し、 各号に掲げる場合の区分に応じ、 の請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の 第三号ロに掲げる者(以下この条において「外国人等」という。 法第五条第一 している会社である一般放送事業者は、 る株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行 法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所を からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、 第五十二条の三十二第一 「欠格事由」 項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四 金融商品取引所(金融商品取引法 という。 項において同じ。 に該当することとなるときは、 当該各号に定める事由 又は記録することを拒むこ その株式を取得した電波 又は記録すること に上場されてい (昭和二十三年 (次項に 項

法第五条第四項第二号に定める事由 放送をする場合(いずれも次号に掲げる場合を除く。 受託放送事業者である場合 人工衛星の無線局により放送を行う場合又は移動受信用地上 電波法第五条第 電波

一項第四号に定

める事由

2

株式をいう。 定める方法に従い記載し、 該当することとなるときは、 り株主名簿に記載し、 式 は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株 に限つて株主名簿に記載し、 へのすべ 又は記録することを拒むことができる。 前項の一 (欠格事由に該当することとならないように当該株式の てについて社債等振替法第百五十二 般放送事業者は、 については、 又は記録することとした場合に欠格事由に 又は記録することができる株式以外の 同項の規定により株主名簿に記載し 社債等振替法第百五十 又は記録する方法として総務省令で 同項の規定にかかわらず 一条第 項の規定によ 条第 特定外国 項 又

3 るところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有す 号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定め は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同 することとなるときは 放送を行う一 星の無線局により放送を行う一般放送事業者及び移動受信用地上 有することとした場合に株式会社である一 割合が増加することにより、 る者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の むことができる場合を除き、 ている同号ロに掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を 一項の規定により株主名簿に記載し、 般放送事業者を除く。 特定外国株主 電波法第五条第四項第三号イに掲げ 株主名簿に記載され が同号に定める事由に該当 (株主名簿に記載され 般放送事業者 又は記録することを拒 又は記録され (人工衛 又

ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、こ外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。外国人の一般放送事業者は、総務省令で定めるところにより、る株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

第三章の二 受託放送事業者

の限りでない。

(役務の提供義務等)

第五十二条の九 いて、 委託の申込みを受けたときは、 された第五十二条の十四第三項第三号から第六号までに掲げる事 九条の四第二項において準用する場合を含む。 放送業務若しくは委託協会国際放送業務を行う場合における協会 んではならない。 (以下「委託放送事業者等」という。) から、 (次項において 当該委託放送事業者等に係る第五十二条の十四第二項 受託放送事業者は、 「認定証記載事項」という。 正当な理由がなければ、これを拒 委託放送事業者又は委託国内 その放送番組に の認定証に記載 に従つた放送の

送の委託の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。者等から、その放送番組について、認定証記載事項に従わない放放送番組の放送の委託の申込みを受けたとき、又は委託放送事業 放送事業者は、委託放送事業者及び委託国内放送業務若し

(役務の提供条件)

提供条件により受託放送役務を提供してはならない。2 受託放送事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の

(変更命令)

差別的取扱いをするものであること。 一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な

三 委託放送事業者等に不当な義務を課するものであること。 の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。 役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送

(放送番組の編集等)

|)の規定は、受託放送事業者には、適用しない。| |第五十二条の十二 第一章の二及び前章(第五十二条の八を除く。

第五章 基幹放送

第一節 通則

(基幹放送普及計画)

を講ずるものとする。を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置第九十一条総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達

国的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計 によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の者 によって享有されるようにするための指針、基幹放送 画的な普及及び健全な発達を図るための指針、基幹放送 画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

められる 区分、 との同 の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ご 協会の放送、 国際放送、中継国際放送、 中波放送 一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認 定の区域 学園の放送又はその他の放送の区分、 超短波放送 以下 「放送対象地域」 協会国際衛星放送又は内外放送の テレビジョン放送その という。 他の放送 国内放送

係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのて同じ。)の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において放送対象地域ごとの放送系(同一の放送番組の放送を同時に

できる放送番組の数)の目標

- 遅滞なく、これを公示しなければならない。は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、は、基幹放送普及計画を変更することができる。

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

く受信できるように努めるものとする。

る基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねの免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われて渡法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に出いられる基幹放送局

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

(認定)

受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のり当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を第九十三条。基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定によ

(認定)

も適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければな業務を行う場合における協会を除く。)は、次の各号のいずれに第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者 (委託国内放送

ばならない。いずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなけれ

であること。
「当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能」

省令で定める技術基準に適合すること。。以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一項の総務三 当該業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備を除く

して総務省令で定める場合は、この限りでない。者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合と事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くのの。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと

イ 基幹放送事業者

イに掲げる者に対して支配関係を有する者

その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその

兀

五.

送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあ
六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで(衛星基幹放他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

7 日本の国籍を有しない人

つては、

ホを除く。) のいずれにも該当しないこと。

1 外国政府又はその代表者

らない。

受託放送役務の提供を受けることが可能であること。

当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

三

令で定める基準に合致すること。
くの者によつて享有されるようにするためのものとして総務省委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多

切であること。 切であることが放送の普及及び健全な発達のために適

イ (同上)

口 (同上)

- ハ外国の法人又は団体
- の一以上を占めるもの執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分二法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が業務を
- とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合制接に占められる議決権の割合とこれらの者により②に掲げる者を通じて、法人又は団体であつて、①に掲げる者により直接に占めら
- (ニに該当する場合を除く。)
- (1) イからハまでに掲げる者
- 務省令で定める割合以上である法人又は団体② 1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総
- なくなつた日から二年を経過しない者 処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に
- ない者 より認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過し下 第百三条第一項又は第百四条 (第五号を除く。) の規定に
- しの日から二年を経過しない者
 新百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消
- の取消しの日から二年を経過しない者除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、そり、電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を

- ハ (同上)
- ニ (同上)

- しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者ト 電波法第七十五条第一項の規定により放送局の免許の取消
- の取消し(この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分チー電波法第七十六条第四項第三号の規定により放送局の免許

受け、その取消しの日から二年を経過しない者。)の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項(第三号を除く

2

前項第四号ロ及びハの支配関係とは、

次の各号のいずれかに該

当する関係をいう。

における当該一の者と当該法人又は団体の関係の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数

該他の法人又は団体との関係の没員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤二一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他二

省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務る役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の一一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行す

経過しない者とのに限る。)を受け、その取消しの日から二年を限に係るものに限る。)を受け、その取消しの日から二年を止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停

を受け、その取消しの日から二年を経過しない者
リ 電波法第二十七条の十五第一項の規定により認定の取消

かに該当する者であるもの法人又は団体であつて、その役員がホからリまでのいずれ

ヌ

と当該他の法人又は団体との関係

- 3 衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を記載した 申請書を総務大臣に提出しなければならない。 により、 第一項の認定を受けようとする者は、 次の事項 (衛星基幹放送にあつては 総務省令で定めるところ 次の事項及び当該
- 氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の
- 基幹放送の種類
- 名又は名称 定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏 基幹放送の業務に用 れる基幹放送局につい て電波法の規
- 几 希望する放送対象地域

兀

五. 基幹放送に関し希望する周波数

- 業務開始の予定期日
- 放送事項
- 川七六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 4 令で定める書類を添付しなければならない。 前 項の申請書には、 事業計画書 事業収支見積書その 他総務省
- 5 総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。 で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。 項の認定 (協会又は学園の基幹放送の業務その 他総務省令 第九十六条 申請は、

より、 らない。 前項の認定を受けようとする者は、 次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければな 総務省令で定めるところに

2

- 氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の
- 委託して行わせる放送の種類
- 希望する委託の相手方
- 地域 合にあつては当該移動受信用地上放送に関し希望する放送対象 ては当該無線局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置 相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあ 委託
- 五. 委託して行わせる放送に関し希望する周波数
- 業務開始の予定期日
- 七六 委託放送事項
- 3 添付しなければならない。 前項 の申請書には、 事業計画書その他総務省令で定める書類を

の申請についても、同様とする。第一項の認定の更新(地上基幹放送の業務に係るものに限る。)

の他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。 おいて使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に 使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に が現し、前項の規能は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において

、指定事項及び認定証

道又は位置)を指定して行う。

では、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項(衛星基幹放送にあつ)

の免許を受けた者の氏名又は名称電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局

一 放送対象地域

三 基幹放送に係る周波数

る。 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付す

載しなければならない。 び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)を記る 認定証には、次の事項 (衛星基幹放送にあつては、次の事項及

指定事項及び認定証

第五十二条の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。

一 委託の相手方

三 委託して行わせる放送に係る周波数 では当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域 の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつ では当該無線局に係る人工衛星の軌道又は位置、委託の相手方 一 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつ

2 (同上)

認定証には、次の事項を記載しなければならない。

3

- 認定の年月日及び認定の 番号
- 認定を受けた者の氏名又は名称 基幹放送の 種類

兀 免許を受けた者の氏名又は名称 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局

Ŧī. 放送対象地域

七六 基幹放送に係る周

放送事項

(業務の開始及び休止の届: 出

第九十五条 出なければならない。 けたときは、遅滞なく、 認定基幹 放送事業者は、 その業務の開始の期日を総務大臣に届け 第九十三条第一 項の認定を受

2 業者は、 止期間を変更するときも、 基幹放送の業務を一箇月以 その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休 同様とする。 上休止するときは、 認定基幹放送事

、認定の更新

第九十六条 と)にその更新を受けなければ、 の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同 の業務の認定にあつては、 第九十三条第 電波法の規定による当該地上基幹放送 項の認定は、 その効力を失う。 五年ごと(地上基幹放送 の期間ご

- (同上)
- \equiv (同上)

委託して行わ せる放送の種類

兀 委託の相手方

五. ては当該無線局に係る人工衛星の軌道又は位置 ては当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域 無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあ 委託 0 相手方の無線局が 人工衛星 0 無線局 である場合にあつ 委託の相手方

委託して行わせる放送に係る周波数

七六 委託放送事項

(業務の開始及び休止 一の届出

第五十二条の十五 に届け出なければならない。 認定を受けたときは、 委託放送事業者は、 遅滞なくその業務の開始の 第五十二 一条の 期日を総務大臣 十三第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$

2 を変更するときも、 その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。 委託放送業務を一箇月以上休止するときは、 同様とする。 委託放送事業者は 休止期間

(認定の更新)

第五十二条の十六 その更新を受けなければ、 第五十二 その効力を失う。 一条の十三第一 項の認定は、 五年ごとに

(放送事項等の変更)

る軽微な変更については、この限りでない。
務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定め第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総第九十七条。認定基幹放送事業者は、第九十三条第三項第七号又は

- 臣に届け出なければならない。 な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微
- 指定を変更する。 放送事業者の申請により、第九十四条第一項各号に掲げる事項の放送事業者の申請により、第九十四条第一項各号に掲げる事項の3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定基幹

2

- に係る周波数について指定の変更を受けたとき。 当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しく は位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許 を受けたとき又は当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しく は合置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許 を受けたとき又は当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しく に係る周波数について指定の変更を受けたとき。
- 一 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規

十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更2 総務大臣は、前項の更新の申請があつたときは、第五十二条の

新をしなければならない。

(委託放送事項等の変更)

、。 とするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならな第五十二条の十七 委託放送事業者は、委託放送事項を変更しよう

の指定を変更する。事業者の申請により、第五十二条の十四第一項各号に掲げる事項を務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託放送

託に係る周波数について指定の変更を受けたとき。が相手方」という。)の無線局が人工衛星の無線局である場合が場別の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免験局の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免験局の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局で

用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき 学は、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基 定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 での変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 での変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 での変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 大臣が基幹放送音の発許を受した場合において当該移動 での変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 大臣が基幹放送音の発許を受した場合において当該移動 での変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務 大臣が基幹放送音の発許を受けたときるの発許状 大臣が基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき 大臣が基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき 大臣が基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(承継)

2 認定基幹放送事業者が基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3

電波法第二十条第四

「項前段の

規定の適用がある場合におい

可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる

人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、

総務大臣

ー の 認 法

けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立され

係る放送対象地域について変更があつたとき。 一大とき若しくは委託の相手方が当該委託に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をでいて をとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について たとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について をさき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について にとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について をとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について をとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をそ

三 (同上)

-

承

継

業を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業を譲り受 2 委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡し、又は委託 その旨を総務大臣に届け出なければならない。 その旨を総務大臣に届け出なければならない。 を配放送事業者が委託放送事業者の地位を承継する。この場合にお が送事業者を設定し、又は委託 が送事業者を設定し、では委託 をの事実を証する書面を添えて、 の場合にお

基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、 とする。 渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の 送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、 うとする場合における当該譲渡人について、 幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行お とみなす。 務大臣の認可を受けたときは、 る業務を行おうとする場合における当該譲受人についても、 分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、 同項後段の規定の適用がある場合におい 当該業務に係る認定を受けたもの 又は特定地上基幹放 譲受人が当該基 て、 用に供す 特定地上 その譲 同

許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免すが項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、

第五十二条の十三第一項の規定は、前項の認可に準用する。

3

(認定証の訂正)

ければならない。
を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けな第九十九条 認定基幹放送事業者は、認定証に記載した事項に変更

(認定証の訂正)

なければならない。
 更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受け、五十二条の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変

(業務の廃止)

旨を総務大臣に届け出なければならない。 第百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その

、第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。 第百一条 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を廃止したときは

(認定証の返納)

しなければならない。 定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納第百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失つたときは、認

(認定の取消し等)

消さなければならない。

「おいっとなってというである基幹が送局の免許がその効力を失ったときは、その認定を取りる基幹が送局の免許がその効力を失ったときは、その認定を取りる基幹が送局の免許がその効力を失ったときいこととなったとき、大号(トを除く。)に掲げる要件に該当しないこととなったとき第百三条 総務大臣は、認定基幹が送事業者が第九十三条第一項第

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が1 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者の認定の有効 要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効 であると認めるときは、当該認定基幹放送事業者が 1 にとができる。

(業務の廃止)

、その旨を総務大臣に届け出なければならない。第五十二条の二十「委託放送事業者は、その業務を廃止するときは

きは、第五十二条の十三第一項の認定は、その効力を失う。第五十二条の二十一 委託放送事業者が委託放送業務を廃止したと

(認定証の返納)

認定証を返納しなければならない。 失つたときは、

委託放送事業者であつた者は、一箇月以内にその第五十二条の二十二 第五十二条の十三第一項の認定がその効力を

第百四条 に該当するときは 総務大臣は、 その認定を取り消すことができる。 認定基幹放送事業者が次の各号のいずれか

休止したとき。 正当な理由がないのに、 基幹放送の業務を引き続き六月以上

第一項の許可を受けたとき。 不正な手段により、 第九十三条第 項の認定又は第九十七条

第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととな

匹 つたとき。 第百七十四条の規定による命令に従わないとき。

五.

る基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられ

(認定の取消し等)

第五十二条の二十三 は 十三第一項第五号 その認定を取り消さなければならない。 (へを除く。 総務大臣は、 委託放送事業者が第五十二条の の規定に該当するに至ったとき

2 第五十二条の二十四 ときは、 内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができる。 この法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、 総務大臣は、 その認定を取り消すことができる。 委託放送事業者が次の各号のいずれかに該当する 総務大臣は、 委託放送事業者がこの法律又は 三箇月以

休止したとき。 正当な理由がない のに 委託放送業務を引き続き六箇月以上

(通知)

に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に通知するものとするたときは、その旨を当該届出又は取消し若しくは命令に係る業務取消し若しくは第百七十四条の規定による業務の停止の命令をしまる五条。総務大臣は、第百条の規定による業務の廃止の届出を受第百五条。総務大臣は、第百条の規定による業務の廃止の届出を受

二条の十七第一項の許可を受けたとき。一不正な手段により第五十二条の十三第一項の認定又は第五十二

三 前項の規定による命令に従わないとき。

| 法第七十六条第四項の規定により取り消されたとき。 | 四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波

六 委託の相手方の放送局の免許がその効力を失つたとき。

ればならない。ときは、理由を記載した文書をその委託放送事業者に送付しなけ第五十二条の二十五(総務大臣は、前二条の規定による処分をした

(通知)

の相手方に通知するものとする。

の相手方に通知するものとする。

で当該届出又は取消し若しくは命令に係る委託放送事業者の委託は第五十二条の二十四第二項の規定による認定の取消し若しくは、第五十二条の二十四第二項の規定による認定の取消し若しくは、第五十二条の二十の規定による第五十二条の二十六 総務大臣は、第五十二条の二十の規定による

(受託内外放送の放送番組の編集)

第五十二条の二十七 委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組

ればならない。地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなけとのないように、当該受託内外放送の放送対象地域である外国のの編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれるこ

放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 う 委託し 七項 項中 放送事業者の設備を通じ」とあるのは 託国内放送を委託して行わせる」 ならない」 ばならな 条の五中 三項中 規定を適用する場合においては、 規定する委託放送事業者にあつては、 せる放送の放送事項をいう。 十二条の一 二項 第六条中 同条第二項中 とあるのは とあるのは 第二 国内放送」 て行わせる」 第三条の四第七項及び第六条の二を除く。 「放送に」とあるのは 「放送事項」とあるのは 中 と 条の とあるのは してはならない」 「行う」とあるの 五 第六条の二 「その」とあるのは「その委託して行わせた」と 委託して放送を行わせた事項」 委託して行わせたという」 とあるのは 第五十 委託放送事業者について第 第五十二 「委託して行わせなければならない」 中 条第 「放送の委託に」 「国内放送を行う」 「受託国内放送」 とあるの は 一条中 کر کر 第三条の二及び第三条の三第 「委託放送事項 「委託して行わせる」 項 第四条第 第三条の 「受託放送事業者の設備に をする」 第五十 その設備により又は は بح 委託して行わせては と と とあるのは とあるのは と 項中 条の二及び第五 章 (委託して行わ 放送をした事 及び第三章 <u>ウ</u> 第三条の四 第三条の二第 第三条の と しなけ したと (次項に 他の 第 「受 れ \mathcal{O}

第四項 わらず」 のは から Ž より」 第五十二条の十三第 号に定める事由 とあるの 係る放送を」と、 条の六中 を委託し その放送を委託して行わせる者との契約により」と、 るものとする。 より当該有料放送」とあるのは 有料放送」 せるもの」 「電波法第五条第 項中 とあるのは とあるのは 、まで」 と 同号ニ」 第三号口」 と は て行わせるもの」 「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に と とあるのは 「以外の放送」とあるのは 第五十二条の 「当該役務に係る放送」 논 ٢ 同条第五項中 (次項において「欠格事由」という。 (欠格事由」とあるのは とあるのは 第五十二条の六の二第 放送を委託して行わせることをいう」 社債等振替法第百五 項第一号から第三号までに掲げる者又は同 同条第一 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 項第五号ニ」 「において当該役務に係る放送」と、 兀 بح 第 項中 「多重放送」とあるのは 「第五十二条の十三第 項中 第五十二条の五中 「により当該放送」 「に欠格事 と と 「以外の放送を委託して行わ 契約によ 十二条第 第五十二条の八第一 一項中 一同項の (同号二」と読み替え 曲」 9 一当該有料放送 項の規定にかか 規定にかかわら とあるのは と において当該 とあるのは 項第五号イ)」とある 「多重放送 放送を 第五十 当該各 項中 同 条

2 放送」とあるのは 当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者に 一第二項 の場合に おいて 第三条の四第七項及び第六条の二の規定を適用する 受託国内放送」と、 第三 一条の 及び第三 第三条の二第三項中 一条の三 第 一項中 0 い ては、 国内 放放

第二款 業務

(国内基幹放送等の放送番. 組

0

編集等)

第百六条 保つようにしなければならない。 特別な事業計画によるものを除くほ 送及び内外基幹放送 「国内基幹放送等」という。 .報道番組及び娯楽番組を設け 基幹放送事業者は、 (内外放送である基幹放送をいう。 テレビジョン放送による国内基幹放 の放送番組の編集に当たつては、 か 放送番組の相互 教養番組又は教育番組並 \mathcal{O} 間の調和を 以下

2 める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。 向けのものであるときは、 に有益適切であり ようにしなければならない。 に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、 その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができる 基幹放送事業者は、 組織的 国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送 かつ継続的であるようにするとともに その内容が学校教育に関する法令の この場合において、 当該番組が学校 内容がその者

第百七条 う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については 前条第 項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行 同条

> 送に」 とする。 送を行う」 う」とあるのは 「をする」 とあるのは とあるのは とあるのは 「委託して行わせる」と、 放送の委託に」 「を委託して行わせる」と読み替えるもの 受託国内放送を委託 と 第二 第六条の二中 一条の四第七 て行わせる」 項中 「国内放

- 88 -

種別ごとの放送時間」とする。は「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組のと、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのと、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは「

(災害の場合の放送)

(学校向け放送における広告の制限)

を含めてはならない。
| 合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告第百九条 | 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場

(放送番組の供給に関する協定の制限)

してはならない。
一受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定

める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- のとして定められなければならない。 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるも
- い支障を及ぼさないようにすること。基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著し
- ようにすること。 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正である

(重大事故の報告)

大臣に報告しなければならない。

たときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じ第百十三条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送

マ、総務大臣に報告しなければならない。する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるもする放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるも

(設備の改善命令)

送設備を改善すべきことを命ずることができる。
対か送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放資令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、認定基第百十四条 総務大臣は、基幹放送設備が第百十一条第一項の総務

| 基幹放送局等設備を改善すべきことを命ずることができる。 | 放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上 | 放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上基幹 | 定める技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹 | 定める技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹 | 一条第一項の総務省令で | 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備が第百十一条第一項の

(設備に関する報告及び検査)

り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

り、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求事業が過失の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送第百十五条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及

2 総務大臣は、第百十二条、第百十三条第二項及び前条第二項の ことができる。

第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の

4

ために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百十六条 ができる。 氏名及び住所を株主名簿に記載し、 号に掲げる場合の区分に応じ、 請求を受けた場合において、 三号ロに掲げる者。 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第 号ホ②に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法 取得した第九十三条第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同 る株式を発行している会社である基幹放送事業者は、 第百二十五条第一項及び第百六十一条第 第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。 からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、 上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定め て「欠格事由」という。 金融商品取引所(金融商品取引法 以下この条において「外国人等」という。 に該当することとなるときは、 その請求に応ずることにより次の各 当該各号に定める事由(次項にお 又は記録することを拒むこと 項にお 又は記録することの (昭和二 1 7 同じ。 十三年法律 その株式を

第六号ニに定める事由放送を行う認定基幹放送事業者である場合第九十三条第一項対送を行う認定基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹

電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由
「当該基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合
者である場合(第九十三条第一項第六号ニ又はホに定める事由

2 株式 株式をいう。 定める方法に従 該当することとなるときは、 式 に限つて株主名簿に記載し、 は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株 、株主名簿に記載し、 0 又は記録することを拒むことができる。 すべてについて社債等振替法第百五十二条第 項の基幹放送事業者は、 (欠格事由に該当することとならないように当該 については、 い記載し、 又は記録することとした場合に欠格事由に 又は記録することができる株式以外の 又は記録する方法として総務省令で 同項の規定にかかわらず、 社債等振替法第百五十一条第一 同項の規定により株主名簿に記載し 項 株式の の規定によ 特定外国 項 又

3 う。 より議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をい る同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める ときは、 認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなる 権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う る者により同号ホ22に掲げる者を通じて間接に占められる議決権 むことができる場合を除き、 由に該当することとならないように総務省令で定めるところに ている同号ホ20に掲げる者が有する株式のすべてについて議決 割合が増加することにより 前二 は |項の規定により株主名簿に記載し、 特定外国株主 当該株式につい (株主名簿に記載され ての議決権を有しない。 第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げ 株主名簿に記載され 又は記録することを拒 又は記録されてい 又は記録さ

4

第

項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、

号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められ

ることを拒むことができる場合を除き

電波法第五条第四項

第三

又は記録す

- 93 -

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

株式についての議決権を有しない。

第三節 基幹放送局提供事業者

(提供義務等)

第百十七条 いう。 理由がなければ 送局設備供給契約」 衛星の軌道又は位置を含む。 放送に係る場合にあつては、 された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項 当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載 に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約 基幹放送局提供事業者は、 これを拒んではならない という 当該衛星基幹放送の業務に係る人工 次項において「認定証記載事項」 の申込みを受けたときは 認定基幹放送事業者から、 (以 下 (衛星基幹 正当な

受けたときは、これを承諾してはならない。
者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業
2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放

(役務の提供条件)

これを変更しようとするときも、同様とする。

件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。

佛供給役務」という。)の料金その他の総務省令で定める提供条
が送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務(以下「放送局設 第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹

以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件

(会計整理等)

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又以なければならない。

(変更命令)

- し不当な差別的取扱いをするものであること。

 一放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対
- 者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業一 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の
- 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。 利なものであること。

(設備の維持)

のとして定められなければならない。 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるも常で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。 第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省

一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に

著しい支障を及ぼさないようにすること。

るようにすること。
「基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であ

(重大事故の報告)

、総務大臣に報告しなければならない。
る放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるもの第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因す

(設備の改善命令)

該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第百二十三条総務大臣は、基幹放送局設備が第百二十一条第一項

(設備に関する報告及び検査)

にとができる。 「ことができる。」 「いて、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その 「いて、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その 第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度にお

- 書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

られたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百二十五条 記載し、 所を株主名簿に記載し、 各号に定める事由に該当することとなるときは、 求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第 基幹放送局提供事業者は、 ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である 三号ロに掲げる者をいう。 第五条第一項第四号に定める事由 上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地 又は記録することの請求を受けた場合において、 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準 又は記録することを拒むことができる。 その株式を取得した外国 からその氏名及び住所を株主名簿に その氏名及び住 |人等 (電波法 電波法 その請 当該

2 同項」 るのは 第四項中 前項」とあるのは 供事業者について準用する。 由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」 第百十六条第二項、 とあるのは 「第百二十五条第一 |第一項及び第二項」とあるのは 「第百二十五条第 社債等振替法第百五十二条第 第四項及び第五項の規定は、 項に規定する外国人等」と、 この場合において、 項」と、 「第百二十五条第 外国人等」 同条第二項中 項 基幹放送局提 と 「欠格事 とあ 項 条

は「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるの地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の扱び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定

第六章 一般放送

第一節 登録等

(一般放送の業務の登録)

定める一般放送については、この限りでない。

「たいるで、の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で、用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送、用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送がある。
「根放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登第百二十六条」一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登

ればならない。
より、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ
2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところに

氏名一氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

| 総務省令で定める一般放送の種類

二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

なければならない。 しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付し3 前項の申請書には、第百二十八条第一号から第五号までに該当

(登録の実施)

一 前条第二項各号に掲げる事項 掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならない。 においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に 第百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合

一 登録年月日及び登録番号

その旨を申請者に通知しなければならない。 2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、

(登録の拒否)

でではなければならない。 「若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を担けるはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がありまる。 で者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若し第百二十八条 総務大臣は、第百二十六条第二項の申請書を提出し

ら二年を経過しない者の執行を受けることがなくなつた日かの執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日かこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、そ

者 り認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定によ

の日から二年を経過しない者第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消し

消しの日から二年を経過しない者く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取回。電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除

する者であるもの
五 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当

ない者
一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有し

用できない者 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利七 第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する

(業務の開始及び休止の届出)

期間を変更するときも、同様とする。 者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止2 一般放送の業務を一月以上休止するときは、登録一般放送事業

(変更登録)

ら第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣第百三十条登録一般放送事業者は、第百二十六条第二項第二号か

軽微な変更については、この限りでない。の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める

なければならない。 ろにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出し 消項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるとこ

(登録の取消し)

れかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。第百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいず

の変更登録を受けたとき。
「不正な手段により第百二十六条第一項の登録又は前条第一項

二 第百二十八条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれか

に該当するに至つたとき。

られるとき。
した場合において、一般放送の受信者の利益を阻害すると認め四、登録一般放送事業者が第百七十四条の規定による命令に違反

(登録の抹消)

ばならない。
しをしたときは、当該登録一般放送事業者の登録を抹消しなけれ
規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消
第百三十二条 総務大臣は、第百三十五条第一項若しくは第二項の

一般放送の業務の届出)

務大臣に届け出なければならない。
一項の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるとこ
「可の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるとこ
第百三十三条

氏名氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

| 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

ない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければなら2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変

りでない。

(承継)

第百三十四条 当該 若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業 継した法人は、 続人が二人以上ある場合において 併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承 送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、 があつたときは、 の全部を承継した法人が第百二十八条第一号から第五号までのい を譲渡し、 れかに該当するときは、 以下この項において同じ。 事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。 般放送事業者が登録 又は一般放送事業者について相続、 当該一般放送事業者の地位を承継する。 般放送事業者が一 当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人 この限りでない。 般放送事業者である場合において 般放送の業務を行う事業の全部 合併後存続する法人若しくは合 その全員の協議により 合併後存続する法人 合併若しくは分割 ただし、 その者

、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。おいて、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときはなく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合に2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞

(業務の廃止等の届出)

は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。第百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したとき

第二節 業務

(設備の維持)

に維持しなければならない。 に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう第百三十六条 登録一般放送事業者は、第百二十六条第一項の登録

のとして定められなければならない。 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるも

と。
- 一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするこより、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障に一一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障に

一般放送の品質が適正であるようにすること。 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる

(重大事故の報告)

八。一次は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないのでのでのででであるものが生じたときは、その旨をその理由をつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由をのでのでのででである。一次のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでである。一次のでのでのでのでは、のでは、できでは、できないでは、では、のでは、これでは、では、のでは、で

(設備の改善命令)

命ずることができる。 一句していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該 一句していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該 通信設備が第百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適 第百三十八条 総務大臣は、第百二十六条第一項の登録に係る電気

(設備に関する報告及び検査)

気通信設備を検査させることができる。の職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電の職員に、当該電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はそ係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はそので、登録一般放送事業者に対し、第百二十六条第一項の登録に第百三十九条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度にお

- 書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

(受信障害区域における再放送)

ン放送に限る。以下この条、第百四十二条及び第百四十四条におる者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョ設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送を制定して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信第百四十条

ればならない。
ればならない。
おのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなけたがされるべきものとされるすべての地上基幹放送を受信し、放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送普及計画によりはの障害が発生している区域において、基幹放送普及計画によりいて同じ。)の受信の障害が発生している区域があるときは、正ればならない。

- 3 2 るよう努めなければならない。 ることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ず について契約を締結することができるよう前項の提供条件を定め 送以外の放送を併せて行うときは、 らない。当該契約約款を変更しようとするときも、 という。 て契約約款を定め、 指定再放送事業者は、 前項の規定により指定を受けた者 は、 同項の規定による再放送の役務の提供条件につい その実施前に、 第 項の規定による再放送及び当該再放 当該再放送の役務の提供のみ 総務大臣に届け出なければな (以 下 「指定再放送事業者」 同様とする。

5

国及び地方公共団体は、

第一項の言言に関しな要な事項は、窓路値分で言うる。 置が講ぜられるよう配慮するものとする。

いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措

指定再放送事業者が

般放送の業務に

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めると第百四十一条 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務

(改善命令)

とができる。変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずるこきは、指定再放送事業者に対し、当該再放送の役務の提供条件の

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第百 項の規定による裁定の申請をした後は、 る仲裁の申請をし、 処理委員会 業者に対し 放送事業者に限る。 を行う一般放送事業者 んを申請することができる。 に応じず、 て協議を申し入れたにもかかわらず、 条の同意 四十二条 又は協議が調わないときは、 (以 下 (以下この節において単に その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の 「紛争処理委員会」という。 又は当該 が、 (登 録 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事 ただし 一般放送事業者については、 一般放送事業者が第百四十四条第 当事者が第三項の 当該基幹放送事業者が協議 当事者は、 この限りでない。 「同意」という。) に対し 電気通信紛争 規定によ につい 指定再 あ つせ

2 請をし、 項中 とあるのは、 規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」 項の 項 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、 Ó 規定による裁定の申請」 あつせんについて準用する。 第三十五条第一 又は同条第一 放送法第百四十二条第三項の規定による仲裁の申 項 項若しくは第二 \hat{O} 般放送事業者が同法第百四十四条第 と読み替えるものとする この場合におい 一項の申立て、 同条第三 7 同条第六 一項の

紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、

3

申請をした後は、この限りでない。同項の一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の

前項の仲裁について準用する。 電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、

パ。つせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならなっせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならな事一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあ

(政令への委任)

続に関し必要な事項は、政令で定める。第百四十三条が前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手

(裁定)

第百四十四条 請をした後は、 とができる。 わらず、 信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかか いときは、 放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受 当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わな 当該 ただし、 第百四十二条第一 この限りでない。 般放送事業者は 当事者が同条第三項の規定による仲裁の申 項の一 総務大臣の裁定を申請するこ 般放送事業者が 地上基幹

- 定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。 の旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、そ
- 送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放

当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

- ばならない。
 行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなけれ
 が送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を
 はならない。
- | 員会に諮問しなければならない。 | 5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委

(有線電気通信設備の使用)

第百四十五条 電気通信設備を用いて一 用する場合を含む。 に関し必要とされる道路法 送の業務を行う者に限る。 で他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線 で設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ない 十二条第 項若しくは第三項 一般放送事業者 の許可その他法令に基づく処分を受けない 般放送をしてはならない。 第四項において同じ。 (昭和二十七年法律第百八十号) (有線電気通信設備を用いて一 (同法第九十一条第二項において準 は、 その設置 般放 第三

る道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定す総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置

2

者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

- 当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。 とする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するもの反に係るものについて第百七十四条の規定による処分を行おうと
- 5 4 職員に、 入り、 放送事業者に対し 前項の規定により立入検査をする職員は、 総務大臣は、 設備、 般放送事業者の営業所、 帳簿、 第一項の規定の施行に必要な限度において、 書類その他の物件を検査させることができる。 その業務の状況に関し報告を求め、 事務所その他の事業場に立ち その身分を示す証明 又はその
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

られたものと解釈してはならない。

適用)
(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する

については、適用しない。は、第百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者第百四十六条(第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定

第七章 有料放送

(有料基幹放送契約約款の届出・公表等)

第百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することの

放送契約約款を変更しようとするときも、 契約約款 間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受け 基幹放送」という。 らなければ受信することができないようにして行われる放送をい 支払う者によつて受信されることを目的とし、 の実施前に、 る契約を締結する者をいう。 いう。)は、 できる受信設備を設置し、 有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について 以下同じ。 (以下「有料基幹放送契約約款」という。 基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下 総務大臣に届け出なければならない。 を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」と の役務を国内受信者 当該受信設備による受信に 以下同じ。 同様とする。 に提供する場合には、 (有料放送事業者との 当該受信設備によ 当 を定め、 関し料 該有料基幹 「有料 -金を

- 3 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規受信者に対し有料基幹放送の役務を提供してはならない。 により届け出た有料基幹放送契約約款以外の提供条件により国内2 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定
- 所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない「所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならないころにより、公表するとともに、国内にある営業所その他の事業定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めると「定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めると「有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規

、役務の提供義務)

しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。
設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対第百四十八条 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に

(有料放送業務の休廃止に関する周知)

送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。一句で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省第百四十九条「有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務

(提供条件の説明)

条件の概要について、その者に説明しなければならない。
対の締結の媒介、取次ぎ又は代理をしようとするときは、総務省令で定めたする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒とする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒のところにより、当該有料放送の投務の提供を受けようところにより、当該有料放送の役務の提供を受けようるところにより、当該有料放送の役務の提供を受けようるところにより、当該有料放送の役務の提供を受けようるところにより、当該有料放送の役務の提供に関する契第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契

(苦情等の処理)

理しなければならない。

・)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処保を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ供を受けようとする者を含む。第百五十六条第二項に規定する有料放送第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送

(有料放送管理業務の届出)

第百五十二条 大臣に届け出なければならない。 設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにするこ 取次ぎ又は代理を行うとともに、 放送管理業務を行うも する者(総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料 とを行う業務(以下「有料放送管理業務」という。 により、 次に掲げる事項を記載した書類を添えて、 有料放送の役務の提供に関し、 のに限る。 当該契約により設置された受信 は 総務省令で定めるところ 契約 の締結の媒介、 その旨を総務 を行おうと

氏名

「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

一業務の概要

二 その他総務省令で定める事項

、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。という。) は、その届出に係る事項について変更があつたときは 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」

(承継)

第百五十三条 ときは、 は相続人 のに限る。 された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めた しくは分割 全部を譲渡し、 その者 (相続人が二人以上ある場合において) (有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるも があつたときは、 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業 又は有料放送管理事業者について相続、 合併後存続する法人若しくは合併により設立 当該事業の全部を譲り受けた者又 その全員の協議

当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、

(業務の廃止等の届出)

い。
たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならな
第百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止し

なければならない。 つては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出っては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にある。 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散した

(有料放送管理業務の実施に係る義務)

運営を確保するための措置を講じなければならない。
により、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な密接に関連する業務を含む。)に関し、総務省令で定めるところ第百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務(これに

(変更命令等)

対し、当該有料基幹放送契約約款を変更すべきことを命ずることるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に出た有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する第百五十六条総務大臣は、第百四十七条第一項の規定により届け

ができる。

- ているとき。
 一 有料放送事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つ
- 国内受信者の利益を阻害しているとき。条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、役務を除く。次号において同じ。)に関する料金その他の提供一一有料放送事業者が提供する有料放送の役務(有料基幹放送の
- 三 有料放送事業者が提供する有料放送の役務に関する提供条件 三 有料放送事業者が第百五十一条の規定に違反したときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送事業者の規定に違反したときは当は有料放送事業者が第百五十一条の規定に違反したときは当は有料放送事業者がして、有料放送事業者及び国内受信者のを是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3

(契約によらない受信の禁止)

ない。

することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはなら、

供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信第百五十七条、何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提

第八章 認定放送持株会社

(定義等)

第百五十八条 四条第 とみなす。 会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権 場合において、 なされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十 社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみ 決権を行使することができない株式についての議決権を除き、 等の議決権 の五十を超える議決権を保有する他の会社は、 の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議 一項において同じ。 (総株主又は総出資者の議決権 この章において「子会社」とは、 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該 をいう。 以下この条において同じ。 (株式会社にあ 当該会社の子会社 会社がその総株主 間の百分 つては この 会

者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替

第三章の四 (同上)

(定義等)

第

同じ。 五十二条の二十九 \mathcal{O} は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権 五. 総株主等の議決権 つき議決権を行使することができない株式についての議決権を除 つては、株主総会において決議をすることができる事項の全部 この場合において、 とみなされる株式についての議決権を含む。 百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、 十二条の三十五において同じ。 会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するも)の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう (総株主又は総出資者の議決権 この章において「子会社」とは、 会社及びその一若しくは二以上の子会社又 をいう。 以下この条におい 以下この条及び第 (株式会社 当該会社の 会社がその にあ 7

(認定)

第百五十九条 設立しようとする者は する会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を 業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限 以下この条、 号にお いて 以上 次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及 同 ľ の基幹放送事業者 総務大臣の認定を受けることができる。 をその子会社とし (当該) 以上 若しくはしようと 0 基幹放送事

2 ていると認めるときでなければ、 会社であること。 会社(以下この条において「申請対象会社」という。 総務大臣は、 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される 前 項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合し 同項の認定をしてはならない。 が株式

申請対象会社が、 基幹放送事業者でないこと。

兀 める方法による資産の合計金額をいう。)に対する割合が、常 終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、 として総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額 条において同じ。)である基幹放送事業者 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この 申 の合計額の当該申請対象会社の総資産の額 請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であるこ 百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。 (これに準ずるもの (総務省令で定 その価 最

(認定)

第

もない 五十二条の三十 認定を受けることができる。 者をその子会社とする会社を設立しようとする者は 会社とし 送事業者に一 工衛星の無線局及び移動受信用地上放送をする無線局のいずれ 一条の三十七第1 が含まれる場合に限る。 ものにより放送を行う一 若しくはしようとする会社又は一 以上の地上系 一項第 以上 0 号及び第二号におい 以下この条、 般放送事業者 般放送事業者 般放送事業者をいう。 次条第 (当該) (無線局であ 以 て同じ。 上の 号並びに第五十 以 般放送事 Ŀ 総務大臣 をその子 0 下同じ。 般放 で

(同上)

2

(同上)

申請対象会社が、

般放送事業者でないこと。

額) 時 める方法による資産の合計金額をいう。) 終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、 として総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額 条において同じ。)である一般放送事業者(これに準ずるもの 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この の合計額の当該申請対象会社の総資産の額 百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。 に対する割合が、常 (総務省令で定

その価

(最

兀

(同上)

五. こと。 申請対象会社が、 次のイからヌまでのいずれにも該当しない

上を占める株式会社 会社又は⑴から⑶までに掲げる者がその議決権の五分の (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式 一以

- 日本の国籍を有しない人
- 外国政府又はその代表者
- (3)外国の法人又は団体

らの者により20に掲げる者を通じて間接に占められる議決権 を除く。) 議決権の五分の一以上を占める株式会社 の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその ⑴に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれ (イに該当する場合

- (1)イ(1)から(3)までに掲げる者
- (2)務省令で定める割合以上である法人又は団: ①に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が 総

つた日から二年を経過し この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せら その執行を終わり、 ない株式会社 又はその執行を受けることがなくな

ない者 より認定の取消しを受け、 項又は第百四条 その取消しの日から二年を経過し (第五号を除く。 の規定に

ホ 第百三十 一条の規定により登録の取消しを受け その 取消

> 申請対象会社が、 次のイからリまでのいずれにも該当しない

こと。

五.

イ (同上)

(同上)

(2) (1)(同上)

(3)(同上)

口

(同上)

(2) (1)(同上)

(同上)

罪を犯し罰金の刑に処せられ、 執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式 この法律、 電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する その執行を終わり、 又はその

= 号を除く。 の日から二年を経過しない者 第五十二 一条の)の規定により認定の取消しを受け、その取消 一十三又は第五十二 十四第一 項

二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名、その代表者の氏名	場合を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては一 認定を申請する者(認定を申請する者が申請対象会社であるならない。	、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければ3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより	2) ニからリまでのいずれかに該当する者なくなつた日から二年を経過しない者	せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが⑴ ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処	ヌ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社者	登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しないり、電波沿第七十六条第六項(第三号を防く)の規定により	- 『夏は等ニートと等に質(等にみとない。) の見言には年を経過しない者 (の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から	プラーでは、これでは、これである。一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、一手では、	除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により免ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を	しない者により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過へ、第百六十六条第一項(第二号を除く。)又は第二項の規定しの日から二年を経過しない者
二 (同上)	一(同上)	上	2) ニからチまでのいずれかに該当する者	(1) (同上)	リ (同上)	チ (同上)		月 (同上)	(同上)	を経過しない者の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年が、第五十二条の三十七第一項(第二号を除く。)又は第二項

並びに代表者の氏名 単請対象会社の子会社である基幹放送事業者の名称及び住所

四 その他総務省令で定める事項

添付しなければならない。 4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を

(届出)

遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、された会社(以下「認定放送持株会社」という。)は、次の各号第百六十条 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立

会社として保有する場合を除く。)。たとき(当該認定を受けた際現に二以上の基幹放送事業者を子一 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することとなつ

(外国人等の取得した株式の取扱い)

イ又は口に定める株式会社に該当することとなるときは、その氏本の計求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号を表社は、その株式を取得した外国人等(第百五十九条第二項第一次にはいるのとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持第百六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準第百六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準

並びに代表者の氏名
三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所

四 (同上)

4 (同上)

(届出)

第五十二条の三十一(同上)

会社として保有する場合を除く。)。たとき(当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつ

二 (同上)

(外国人等の取得した株式の取扱い)

できる。
名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことが

2 項中 号ホに定める事由」 認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、 あるのは あるのは する第百十六条第二項」と、 債等振替法第百五十二条第 定める株式会社」と、 事由」とあるのは「場合に第百五十九条第二項第五号イ又はロに 会社について準用する。この場合において、 とあるのは とあるのは 同号ホ(1)及び(2)」とあるの 第百十六条第 とあるの (同号イ又は口に定める株式会社」と、 第百六十 第 「同号口(2)」 「第百五十九条第一 項 は 一条第 「第百六十一条第一項」と、 「第百六十一 とあるのは 二項 同 とあるの 項に規定する外国人等」と読み替えるものと と 項に規定する外国人等」と、 第三 「ときは、 条第一項及び同条第二項にお 一項及び第五項の規定は 一項第五号ロ(1)」と、 「第百六十 項」と、 「株式会社である地上基幹放送を行う は は 「第九十三条第一項第六号ホ(1)」 「同号ロ(1)及び(2)」と、 |同号口に定める株式会社| 同項」とあるのは 一条第 (欠格事由」とあるのは 同条第三項中「前 「外国人等」とあるの 同条第二項中 項 と 同号ホ(2) 認定放送持株 「ときは 「場合に欠格 いて準用 同条第五 外国人 と 「前項 同同 لح 項 لح 2

(基幹放送の業務の認定等の特例)

| 十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第第百六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九

拒むことができる。は、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを

除く。 るの 事 第五号口 法第五条第四項第三号イ」とあるのは 同条第二項において準用する第五十二条の八第二項」と、 第三項中 事由」とあるのは「 第五号イ又はロに定める株式会社」 あるのは とあるのは 会社である一般放送事業者(人工衛星の無線局により放送を行う 会社について準用する。この場合において、 「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十第二項 般放送事業者及び移動受信用地上放送を行う一 は「ときは、 とあるのは「第五十二条の三十二第一項」 由 第五十二条の八第二項から第四項までの規定は とあるのは は 」とあるのは)」とあるのは「認定放送持株会社」 (1)同項に規定する外国人等」 前 第五十二条の三十二第一 「第五十二条の三十二第一項」と、 ۲ 項」とあるのは 社債等振替法第百五十二条第 |同号ロ(1)及び(2)| 「同号ロに定める株式会社」 「同号ロ」とあるのは (同号イ又は口に定める株式会社」と、 「第五十二条の三十二第 بح と と読み替えるものとする。 項に規定する外国人等」と、 「第五十二条の三十第1 同条第四項中 「ときは、 同号口 と ح 同条第二 بح 項」 「外国人等」とあ 般放送事業者を (2) と بح 「外国人等」と 同号に定める 同項」とある 認定放送持株 一項中 同号イ及び 第 項及び 前 電波 項 同 項

回号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る 四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「四に掲げる者」とあるのは「四に掲げる者」とあるのは「四に掲げる者」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘

第一項第四号」とする。
第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用

(電波法の特例)

て電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社につい

(子会社の責務)

|議決権の保有制限)

第百六十四条 され、 務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外 権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総 株式のうち、 割合が保有基準割合を超えることとなるときは、 となる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める 株式を含む。 の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載 されている一の者が有する株式 てについて議決権を有することとした場合にその者の有すること 又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の その議決権の当該認定放送持株会社の総株主 以下この項において「特定株式」という。 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、 (その者と株式の所有関係 特定株主 又は のすべ その \mathcal{O} (特定 議決 記録 他

> 第四 勘案しつつ、 は とあるの 「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」 号の 規定の は 放送」 適 、認定放送持株会社の子会社であることの特性を 用 とする ては、 同号中 定める放送 لح とあるの (放送

(子会社の責務)

第五十二条の三十四 自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。 な放送番組に対する需要を満たすため、 の放送番組の編集に当たつては、 社の子会社である地 上 特 定地 系 般放送事業者をいう。 Ŀ 系 その放送対象地域における多様 般放送事業者 当該放送対象地域向け 、認定放送持株会 は、 国内放送

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 (同上)

有しない。 の株式を有する株主をいう。) は、 当該株式についての 議決権を

2 割合をいう。 勘案して十分の 前項の保有基準割合は、 一以上三分の一 第九 + 未満の範囲内で総務省令で定める É

承 継

第百六十五条 立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継 継させるものに限る。)をしたときは、当該事業の全部を譲り受 位を承継することができる。 した株式会社は、 けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設 認定放送持株会社が合併若しくは会社分割 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、 総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の (その事業の全部を承 又は 地

2 第百五十九条第二項の規定は、 前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第百六十六条 かに該当するときは、 総務大臣は、 その認定を取り消さなければならな 認定放送持株会社が次の各号のいずれ

ずれかに該当するに至つたとき 第百五十九条第一 一項第五号イからヌまで (へを除く。

2 総務大臣は、 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。 認定放送持株会社が次の各号の ずれかに該当す

るときは、

その認定を取り消すことができる。

条第二項各号に掲げる事項 2 割合をいう。 勘案して十分の 前項の保有基準割合は、 以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める 第 一条の一 第 項各号に掲げる事項を

承 継

第五十二条の三十六 (同上)

第五 十二条の三十第二項の規定は、 前項の認可に ついて準用す

る。

2

(認定の取消し)

第五十二条の三十七 (同上)

第五十二 いずれかに該当するに至ったとき 条の三 一十第 |項第五号イからリまで (ホを除く

のい

(同上)

2 (同上)

- 子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の基幹放送事業者を
- なつたとき。 二 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する会社でなく
- 三 不正な手段により認定を受けたとき。
- 合しなくなつたとき。 四 第百五十九条第二項各号 (第五号を除く。) のいずれかに適

第九章 放送番組センター

(指定)

- 当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号のいずれかに該

第百七十三条第一

項の規定により指定を取り消され、

その取

- つた日から二年を経過しない者があること。 られ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくな二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せ
- を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなけ3 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定

- 子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。一部定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を

三 (同上)

に適合しなくなつたとき。四 第五十二条の三十第二項各号 (第五号を除く。) のいずれか

第四章 (同上)

(指定)

第五十三条 (同上)

ときは、同項の規定による指定をしてはならない。 2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号の一に該当する

取消しの日から二年を経過しない者であること。第五十三条の七第一項の規定により指定を取り消され、そ

二 (同上)

3 (同上)

3 センターは、前項の規定による求めに応じて提出された情報をに関する情報の提出を求めることができる。 に関する情報の提出を求めることができる。 から おいま が と が と が と が と が と が と が と が と が と が	従つて放送番組を収集するものとする。	四が三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 又は依頼に応じて提供すること。 三が送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、	一 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管 一 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。 第百六十八条 センターは、次の業務を行うものとする。 (業務)	4 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨をとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を必示しなければならない。
3 (同上) 2 センターは、放送番組に関する情報の提出を求めることができる。	第五十三条の三(同上)(収集の基準等)	三 (同上)	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (主) (元) (元)	5 4 (同上)

4 二項に規定する放送番組に関する情報の提出に関する基準及び方 令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これ 法 センター (以下「収集の基準等」という。 は、 第一 項に規定する放送番組)を定めた場合には、 \mathcal{O} 収 集 0 基準並 びに第 4

(同上)

(放送番組収集諮問委員会)

を変更した場合も、

同様とする。

第百七十条 センターは、放送番組収集諮問委員会(以下「諮問委

員会」という。)を置くものとする。

事項を審議する。 2 諮問委員会は、センターの諮問に応じ、収集の基準等に関する

るときは、諮問委員会に諮問しなければならない。 3 センターは、収集の基準等を定め、又はこれを変更しようとす

申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。4 センターは、諮問委員会が第二項の規定により諮問に応じて答

る者のうちから、センターの代表者が委嘱する。基幹放送事業者が組織する団体が推薦する者及び学識経験を有する。諮問委員会の委員は、協会が推薦する者、学園が推薦する者、

(事業計画等の提出)

けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これをよる指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受作成し、当該事業年度の開始前に(第百六十七条第一項の規定に第百七十一条 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を

(放送番組収集諮問委員会)

第五十三条の四

(同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

(事業計画等の提出)

けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これをよる指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受を作成し、当該事業年度の開始前に(第五十三条第一項の規定に第五十三条の五 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算

ならない。 、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければ2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し変更しようとするときも、同様とする。	2 (同上) 変更しようとするときも、同様とする。
(監督命令)	(盐超合命合产)
限度こおって、センターこすし、第写六十八条こ規定する業务こ 第百七十二条 総務大臣は、この章の規定を施行するために必要な	な限度こおいて、センターこ対し、第五十三条の二に見定する業第五十三条の六 総務大臣は、この章の規定を施行するために必要
	務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し)	(指定の取消し)
第百七十三条 総務大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当	第五十三条の七 総務大臣は、センターが次の各号の一に該当する
するときは、その指定を取り消すことができる。	ときは、その指定を取り消すことができる。
一 第百六十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施すること	第五十三条の二に規定する業務を適正かつ確実に実施するこ
ができないと認められるとき。	とができないと認められるとき。
二 この章の規定に違反したとき。	二 (同上)
三 第百六十七条第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。	三 第五十三条第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。
四 前条の規定による命令に違反したとき。	四 (同上)
五 不正な手段により指定を受けたとき。	五 (同上)
2 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その	2 (同上)
旨を公示しなければならない。	
第十章 雑則	第五章 (同上)
(業務の停止)	

命ずることができる。

遠反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止をを除く。)がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に第百七十四条 総務大臣は、放送事業者(特定地上基幹放送事業者

(資料の提出)

関し資料の提出を求めることができる。

者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において

(資料の提出等)

ることができる。
者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めて、政令の定めるところにより、放送事業者、有料放送管理事業第五十三条の八 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい

関する事項を含む。)の策定及びその提出を求めることができる。省令で定めるところにより、協会又は超短波放送事業者を除く。)にジョン放送を行う一般放送事業者(委託放送事業者を除く。)に第五十三条の九一総務大臣は、多重放送の普及に資するため、総務第五十三条の九一総務大臣は、多重放送の普及に資するため、総務

(適用除外)

| 該当する放送については、適用しない。| 第五十三条の九の二 この法律の規定は、電気通信役務利用放送に

(受信障害対策中継放送等)

する無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の 第五十三条の九の三 電波法の規定により受信障害対策中継放送を

(適用除外等)

しない。 して受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害する 条件等に照らして総務省令で定める放送については、適用 は、受信障害対策中継放送をいう。以下この は、受信障害対策中継放送(電波法

| 中継放送についても適用する。 | 2 | 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策 |

第一項及び第百五十七条の規定を適用する。とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第百四十七条受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送事一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを

変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用すの適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定

域は、 規定を適用する。 放送事業者の放送局 五の規定を適用し、 免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなし 第五十二条の 第四条第 これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う 項、 四第 受信障害対策中継放送をする無線局の放送区 第六条、 の放送区域とみなして 項 第 第三十二条第 一項及び第五項並 項 第五十一条第三項 びに第五十二条の 第五十一条の一

る。

「適用しない。」「適用しない。」「の規定の適用を受ける放送を除く。」については受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一千条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送をいる。「適用しない。」

(電波監理審議会への諮問)

審議会に諮問しなければならない。第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理

の制定又は変更 第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画

八十六条第 条第 三項 十項 の場合に限る。 放送の業務の認定 の認可) 送に関する研究の実施命令) 空研究開発機構等への出資の認可)、 の協定の認可) 十五条第五項において準用する場合を含む。 項 第十八条第二項 (受信料免除の (任意的業務の (放送の廃止又は休止の認可)、 項 (国際放送等の実施の要請) 一項 第八十五条第 (放送の廃止又は休止の認可) 第二十条第九項 (定款変更の認可) (認定の更新 基準及び受信契約条項の 第九十六条第 項 第二十二条 (放送設備 第七十一条第一項(収支予算等 (提供基準の認可) 第九十七条第一項本文 項 第九十三条第 第六十四条第二 第六十六条第一 第 \mathcal{O} (独立行政法人宇宙航 (地上基幹放送の業務 譲渡等の 認可) 一十条第八項 (中継国際放送 第八十九 認可) 一項 項及び第 第六十五 同条第 項 基幹 第六 条第 (基 第

(電波監理審議会への諮問)

会に諮問しなければならない。第五十三条の十一総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議

を定め、又は変更しようとするとき。 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画

条の一 設備の 三十二条第一 第五十条の三第 第三十四条第 項の認可) 航空研究開発機構等への出資の認可) 項 の協定の認可)、 て準用する場合を含む。 十三条第五項において準用する場合を含む。 第八条の三第二 国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定) (任意的 第 譲渡等の認可) 項 業務の認可) 項及び第三項 第三十三条第一項 (収支予算等の認可) 項 項 項 第九条第九項 (提供基準の認可) (放送に関する研究の実施命令) (同条第三項において準用する場合を含む (定款変更の認可) 第四十八条第 第九条の二 (受信料免除の基準及び受信契約 (放送等の廃止 (国際放送等の実施の要請) の 二 第四十七条第 項 第九条の四第 又は休止 第九条第八項 (同条第三項におい (独立行政法人宇宙 (中継国際放 (認可) 項 第三十七 同条第十 項 (放送 第 **(**委 条

の命令) 件の変更命令) 備の変更の許可) 料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務 の業務の方法に関する改善の命令) 幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設 二項若しくは第四項 又は 第百六十七条第一 第百五十九条第 第百四· 第百二十条 (有料基幹放送契約約款の変更命令又は有 Ŧ 項 項 条 (センターの指定) (放送局設備供給役務の提供条 (認定放送持株会社に関する認 (受信障害区域における再放送 第百五十六条第一 の規定による の方法の改善 項、 第

資金計画に対して付す意見 第七十条第二項の規定により協会の収支予算 事業計画及び

匹 条第二項 十三条第 第百四条 条 (認定放送持株会社に関する認定の取消し) 又は第百 般放送の業務に関する登録の取消し) (基幹放送の業務に関する認定の取消し)、 項 (センターの指定の取消し) の規定による処分 第百六十六 第百三

五. 認定の申請期間 る軽微な変更) による表現の自由享有基準) 四号ただし書若しくは第一 第二条第二十四号 第百十三条第一項若しくは第二項 第百十 第九十七条第 (基幹放送局設備) 一項 第 条第 同条第五項 一号若しくは第三号 項 一項ただし書 (基幹放送設備の技術基準 第百二十二条若しくは 第九十三条第一 (基幹放送の業務の (基幹放送に係 (基幹放送 項 第

> 項 条の十七第一 令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令) セ 五十二条の十 放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命 十二条の十三第 (有料放送の役務の契約約款の認可) 第三十七条第二 ンターの指定) (認定放送持株会社に関する認定) (放送等の廃止又は休止 (委託放送事項の変更の許可) 項 (第九条の四第二項において準用する場合を含 一項の規定により協会の収支予算が (受託放送役務の提供条件の変更命令) の規定による処分をしようとするとき。 項 (委託放送業務に関する認定) の認可) 又は第五十三条第 第五十二条の七 第五十二条の三十第 第五十二条の四 事業計] 第五十二 第二 (有 料 第五 項 匣 及 第

び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

兀 更し 第五十二条の四第四項に規定する標準契約約款を制定し 又は廃止しようとするとき。 変

五. 第五十二条の三十七第二項 する場合を含む。 (消し) 第五十二条の二十四第二項 又は第五十三条の七第 (委託放送業務に関する認定の取消) (認定放送持株会社に関する認定 (第九条の四第二項において準用 項 (センターの指定の取消 0

る電波法第七条第一 の基準) を制定し 十二条の三十五第二項 第五十二条の十三第一項第三号(委託放送業務に関する認定 の規定による処分をしようとするとき。 第五十二条の三十三の規定により読み替えて適用す 又は変更しようとするとき。 一項第四号 (保有基準割合) (電波法の特例の 規定による総務省令 基準) 又は第五

会に諮問しないで措置をすることができる。 軽微なものと認めるものについては、 だし書 十条 前項各号 第二項 項第四号ハ だし書 項の規定により読み替えて適用する第九十三条第 般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準) 第百三 十二条第 項 (有料放送の役務の提供条件の説明) (保有基準割合) (基幹放送による表現の自由享有基準の特例) (登録を要しな (基幹放送局設備の技術基準) (第四号を除く。 項の規定により読み替えて適用する第九十三条第 (認定放送持株会社に係る特例) (報告を要する重大事故の基準) の規定による総務省令の制定又は改廃 般放送) の事項のうち、 総務大臣は、 第百三 第百二十六条第一 一十六条第 又は第百六十四条 電波監理審議会が 第百六十二条第 電波監理審議 第 項 百 第四号た 第百六 第百五 項 + 項た 2

(意見の聴取)

2

諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。第百七十八条 電波監理審議会は、前条第一項第四号の規定により

- と認めるときは、意見の聴取を行うことができる。 号を除く。)の規定により諮問を受けた場合において必要がある2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号(第四
- 項の意見の聴取に準用する。
 3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項までの規定は、前二

3

(同上)

(勧告)

| 第百七十九条 電波監理審議会は、第百七十七条第一項各号の事

会に諮問しないで措置をすることができる。軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議前項各号(第五号を除く。)の事項のうち、電波監理審議会が

(意見の聴取)

第五十三条の十一 2 と認めるときは、 号を除く。 より諮問を受けた場合には、 電波監理審議会は、 の規定により諮問を受けた場合におい 電波監理審議会は、 意見の聴取を行うことができる。 前項の場合のほか、 意見の聴取を行わなければならない。 前条第 前条第 項第五号の規定に 項各号 て必要がある

(勧告)

項

第五十三条の十二 電波監理審議会は、第五十三条の十第一項各号

第百八十三条は		第十一章	(経過措置) 第百八十二条 るときは、み 判断される等	ため必要な事項は (総務省令への委	第百八十条 (異議申立	2 総務大臣は、並 2 総務大臣は、並 に関し、総務大臣
し、若しくは約束したときは、	協会の役員がその職	判則	措置を含む。)を定めることができる。判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則なるときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理百八十二条(この法律の規定に基づき命令を制定し、(経過措置)	事項は、総務省令で定める。この法律に定めるもののほかへの委任)	†用する。 だによる総務大臣の処分についての異議申立て及び1八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、(異議申立て及び訴訟)	ない。 は、前項の勧告を受けたときは、 が大臣に対して必要な勧告をする
						らない。 (臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しな総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。
	処又すは		(罰則に関する経過料定し、又は改廃す	この法律を実施する	つ 律 いて 規	e公表しな
	第五十四条(第六章			第五十三条の十三 (同一(異議申立て及び訴訟)	の事項に関し
	(同上)	(同上)			三(同上)	、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。
						とができる。

第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務	の違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処す第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、そ	む。)の規定による命令に違反した者二 第百七十四条(第八十一条第六項において準用する場合を含た者	一 第百二十六条第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つ役又は五十万円以下の罰金に処する。第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲	ときは、その価額を追徴する。 「ちをいった。その全部又は一部を没収することができないの場合であり、一項から第三項までの場合において、協会の役員が収受した	る。 をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処す 4 前三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束 様の刑に処する。	受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに関して賄賂を収3 協会の役員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の刑に処する。	東したときは、協会の役員になつた場合において、前項と同様のして請託を受けて賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約
第九条第一項から第三項まで及び第三十三条第四項の業務以	第五十五条(同上)			5 (同上)	4 (同上)	3 (同上)	

以外の業務を行つたとき。

一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつた一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつた「項、第八十五条第一項、第八十十五条第一項、第二十二条、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第第二十二条第二項、第二十条第八項(第六十五条第五項におい」とき。

したとき。 第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反 第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項、第七十二条 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条

の罰金に処する。 第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下

又は第八号に掲げる事項を変更した者 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第三項第七号

外の業務を行つたとき。

四第一 九条の二の二、 認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき又は第九条の 項(同条第三項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 の二第一項、 て準用する場合を含む。 つたとき。 第八条の三第二項、 項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなか 第四十七条第一項、 第三十二条第二項若しくは第三項 第九条第八項(第三十三条第五項におい 第九条第九項若しくは第十項 第四十八条第)若しくは第五十条の三第 項 の規定により 第三十七条 (同条第三

したとき。 条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反三(第二十二条、第三十条第一項、第三十七条第一項、第三十八

罰金に処する。 第五十六条 第四条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の

2 (同上)

第五十六条の二 (同上)

により届け出た契約約款によらないで、有料放送の役務を提供二項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第五項の規定一第五十二条の四第一項の規定により届け出た料金及び同条第一

二 第百十四条又は第百二十三条の規定による命令に違反した者

込みを拒んだ者三年の規定に違反して放送局設備供給契約の申三年の第一年の規定に違反して放送局設備供給契約の申

込みを承諾した者四一第百十七条第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申

で、放送局設備供給役務を提供した者五、第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件によらない

六 第百二十条の規定による命令に違反した者

号から第四号までに掲げる事項を変更した者出り、第百三十条第一項の規定に違反して第百二十六条第二項第二

| 新|| 第百三十八条又は第百四十一条の規定による命令に違反した

で、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者九。第百四十条第二項の規定により届け出た契約約款によらない

- んだ者 - 十一 第百四十八条の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒

行つた者である。一項の規定に違反して有料放送管理業務を十二の第百五十二条第一項の規定に違反して有料放送管理業務を

十三 第百五十六条の規定による命令に違反した者

した者

んだ者
「第五十二条の六の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒」

務を行つた者三二の第五十二条の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業

四 第五十二条の七の規定による命令に違反した者

託の申込みを拒んだ者
五 第五十二条の九第一項の規定に違反して放送番組の放送の委

託の申込みを承諾した者
六 第五十二条の九第二項の規定に違反して放送番組の放送の委

ないで、受託放送役務を提供した者出り届け出た提供条件によら出一第五十二条の十第一項の規定により届け出た提供条件によら

八 第五十二条の十一の規定による命令に違反した者

を変更した者る場合を含む。)の規定による許可を受けないで委託放送事項九、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用す

する場合を含む。)の規定による命令に違反した者十一第五十二条の二十四第一項(第九条の四第二項において準用

の罰金に処する。 第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

告をせず、又は虚偽の報告をした者一第百十三条、第百二十二条又は第百三十七条の規定による報

がげ、若しくは忌避した者 せず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、 百三十九条第一項又は第百四十五条第四項の規定による報告を 二 第百十五条第一項若しくは第二項、第百二十四条第一項、第

<u>た者</u> 三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし

四第百四十七条第三項の規定に違反して有料基幹放送契約約款

を掲示しなかつた者

刑を科する。
一門を科する。

ものとする。

又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずる
二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人
2 前項の場合において、当該行為者に対してした第百八十六条第

2

第百九十条

第百十九条の規定に違反して公表することを怠り

又

を掲示しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。 第五十六条の三 第五十二条の四第七項の規定に違反して契約約款

も各本条の罰金刑を科する。
為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しての他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

のとする。
は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるも頃の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又「何の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又「前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第二

は不実の公表をした者は、百万円以下の過料に処する。

する。 の違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、そ

- とを怠つたとき。

 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をするこ
- 表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。三の第四十一条、第六十一条又は第六十二条の規定に違反して公
- 妨げたとき。 四 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を
- 類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。五 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書
- の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項 2

の過料に処する。 第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下

第百三十条第四項、第百三十四条第二項、第百三十五条第一項十八条第一項、第百条、第百二十九条第一項若しくは第二項、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九

第五十八条 (同上)

一 (同上)

る場合を含む。) 又は第五十条の三第二項(同条第三項におい一 第九条の五、第四十八条第二項(同条第三項において準用す

反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。第二十三条の二、第三十条の二又は第三十条の三の規定に違て準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしないとき。

調査を妨げたとき。四年の一年二年の五第一項又は第四十条の四第二項の規定による

を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。五 第三十八条第三項又は第四十条第四項の規定に違反して書類

処する。第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に、協会の子会社の役員が第二十三条の五第二項又は第四十条の四

第五十八条の二 (同上)

一項、第五十二条の二十又は第五十二条の三十一の規定に違反五十二条の六の四第一項若しくは第二項、第五十二条の十八第一第五十二条の六の二第二項、第五十二条の六の三第二項、第

を提出した者は、二十万円以下の過料に処する。場合を含む。)の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料第百九十三条(第百七十五条(第八十一条第六項において準用する	二 第百二条の規定に違反して認定証を返納しない者る届出をせず、又は虚偽の届出をした者第百五十四条第一項若しくは第二項又は第百六十条の規定によ若しくは第二項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、
虚偽の資料を提出した者は、二十万円以下の過料に処する。第五十九条(第五十三条の八の規定による資料の提出を怠り、又は	合を含む。)の規定に違反して認定証を返納しない者二(第五十二条の二十二(第九条の四第二項において準用する場して届出をしない者

有三十	
	現 行
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 (同上)
第二章 無線局の免許等	第二章 (同上)
第一節 無線局の免許(第四条—第二十七条の十七)	第一節 (同上)
第二節 無線局の登録(第二十七条の十八―第二十七条の三十	第二節 (同上)
第三節 無線局の開設に関するあつせん等 (第二十七条の三十	第三節 (同上)
五・第二十七条の三十六)	
第三章 無線設備(第二十八条—第三十八条の二)	第三章 無線設備(第二十八条—第三十八条)
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等	第三章の二 (同上)
第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証 (第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証 (
第三十八条の二の二―第三十八条の三十二)	第三十八条の二―第三十八条の三十二)
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認 (第三十八	第二節 (同上)
条の三十三―第三十八条の三十八)	
第四章 無線従事者(第三十九条—第五十一条)	第四章 (同上)
第五章 運用	第五章 (同上)
第一節 通則(第五十二条—第六十一条)	第一節 (同上)
第二節 海岸局等の運用(第六十二条—第七十条)	第二節 (同上)
第三節 航空局等の運用(第七十条の二―第七十条の六)	第三節 (同上)
第四節 無線局の運用の特例(第七十条の七―第七十条の九)	第四節 (同上)
第六章 監督(第七十一条—第八十二条)	第六章 (同上)

第四条 この限りでない。 第九章 第八章 第七 附則 第七章の二 (無線局 ればならない。 項 含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項に 数の電波を使用し、 項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。 により表示が付されている無線設備 おいて準用する場合を含む。)又は第三十八条の三十五の規定 七第一項 る無線局のうち総務省令で定めるものであつて、 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの 章 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの (第三十八条の二十九、 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けな 第 章 雑則 異 0) 罰則 開設 節 議申立て及び訴 (第三十八条の三十一第四項において準用する場合を 電波監理審議会 無線局 匹 (第百条 (第百五条 無線 ただし、 局 の免許等 か \mathcal{O} -第百四 免許 つ、 次の各号に掲げる無線局については、 第百 訟 空中線電力が〇・五ワット以下であ 第三十八条の三十一第四項及び第六 (第九十九条の二―第九十九条の 日条の五) (第八十三条 -六条 (第三十八条の二十三第一 -第九十-第三十八条の 九 条 周波 +第四 第九章 第八章 附則 第七 第七章の二 無線 条 第 章 (同上) 同 第 局の開設 (同上) 章 上 同 同 節 同 上 £ 上 (同上) (同上) (同上)

呼出名称を自動的に送信 めるものであつて、 できるもので、 するような混信その他の妨害を与えないように運用することが で定める機能を有することにより他の無線局にその 規定により表示が付され 空中線電力が一ワ 以下「適合表示無線設備」という。 かつ、 次条の規定により指定された呼出符号又は ット以下である無線局のうち総務省令で定 適合表示無線設備のみを使用するもの ってい 又は受信する機能その他総務省令 ないものとみなされ)のみを使用するもの たもの 運用を阻害 を除

三

几 下 第二十七条の十八第一 「登録局」という。 項 0 登録を受けて開設する無線局 以

欠格事由

第五条 えない。 次の各号のいずれかに該当する者には、 無線局の免許を与

外国政府又はその 外国の法人又は団体 代 .表者

日本の国籍を有しな

い人

法人又は団 体であつて、

兀 るもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決 前三号に掲げる者がその代表者であ

権 !の三分の一以上を占めるもの。

2 査に専用する無線局をいう。 前項の規定は、 利用の効率性に関する試験又は電波の 実験等無線局 次に掲げる無線局については、 (科学若しくは技術の発達のための実験、 以下同じ。 7利用の1 適用し 需要に関する調 な 電波

> もの ことができるもので、 令で定めるものであつて、 を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用する 務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその 号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総 空中線電力が〇・〇 かつ、 一ワット以下である無線局 次条の規定により指定された呼出符 適合表示無線設備のみを使用する のうち総務省 運用

兀 (同上)

第五条 (欠格事由) (同上)

同 上

(同上)

(同上)

兀 (同上)

2 同 上

(同上)

開設する移動しない無線局(電気通信業務を行うことを目的とし携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上にして使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくして使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しく	自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯ことを認める国の政府又はその代表者の開設するものにおいて日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設する定地点間の無線通信を行うものに限る。)であって、その国内	、公使館又は領事館の公用に供する無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを下無線局、大使館、公使館又は領事館の公用固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等設するもの	だし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二十七条たびアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)であつて業務を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及航空機の無線局(航空機に開設する無線局のうち、電気通信	律第十一号)第二十九条ノ七に規定する船舶に開。)をいう。以下同じ。)であつて、船舶安全法るもの以外のもの(実験等無線局及びアマチュア号の電気通信業務をいう。以下同じ。)を行うこ(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号	三 沿泊り無泉局(沿泊こ開设する無泉司のうら、電気通言業务 めに開設する無線局をいう。以下同じ。) 二 アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うた
	ᆟ	五	匹	<u>=</u>	= =
	(同上)	(同上)	(同上)	[i	(司 上) 上)

するものを除く。) 載する人工衛星の位置、 上に開設する無線局 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭

3 いことができる。 次の各号のいずれかに該当する者には、 無線局の免許を与えな

又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しな 定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、 この法律又は放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)に規 その執行を終わり、

一 第七十五条第一項又は第七十六条第四項 若しくは第五項 の取消しを受け、 第二十七条の十五第一項又は第二項(第三号を除く。)の規 (第五号を除く。) の規定により無線局の免許 その取消しの日から二年を経過しない者 (第四号を除

几 定により認定の取消しを受け、 条の十八第一項の登録の取消しを受け、 しない者 第七十六条第六項(第三号を除く。) その取消しの日から二年を経過 その取消しの日から一 の規定により第二十七

4 5 (略)

年を経過しない者

(免許の申請)

第六条 る事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければなら 無線局の免許を受けようとする者は、 申請書に、 次に掲げ

> 八七 (同上)

(同上)

姿勢等を制御することを目的として陸

(同上)

3

(同上)

の取消しを受け、 若しくは第四項 第七十五条第 (第五号を除く。)の規定により無線局の免許 項又は第七十六条第三 その取消しの日から二年を経過しない者 項 (第四号を除く。

 \equiv (同上)

匹 条の十八第一 年を経過しない者 第七十六条第五項 項の登録の取消しを受け、 (第三号を除く。) その取消しの日から二 の規定により第二十七

(免許の申請)

4

5

(同上)

第六条 (同上)

目的

開設を必要とする理

通信 の相手方及び 通 信 事 項

線局、 験等無線局 つて、 局 を行うもの ついては 開設 て同じ。 の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。 無線設備の設置場所 以外のものについては移動範囲。 人工 する無線局であつて、 その 舶地球局 (及びアマチュア無線局を除く。) をいう。 |衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの をいう。 及び 人工 衛星 航空機地球局 (電気通信業務を行うことを目的とし 以下同じ。 の軌 (移動する無線局 道又は位置、 人工衛星局の中継により無線通)、航空機の無線局 (航空機に開設する無線局 第十八条を除き、 人工衛星 のうち、 局、 人工 第四項 人工 一衛星 以下同じ 船 以下同 て 舶 であ にお 衛星 船舶 \mathcal{O} 局 (実 信 無

五. 以下同じ。 電波の型式 希望する運用許容時間 【並びに希望する周波数の範囲及び空中 (運用することができる時間をいう。 線 電 力

七 五、 条の十三第二項第七号、 ければならない設備を含む。 第 無線設備 運 用開 第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第百二条の十 項において同じ。 第十七条、 始 \mathcal{O} (第三十条及び第三十二条の規定により 予定期 第十八条、 第三 0 工事設計及び工事落成の予定期日 十八条の二第 第二十四条の二第四 次項第二号、第十条第 項 第七十 項 備え付け 項、 第 十七 条の 第十 な

> 同 上

同 上

同 上

兀 同 上

六 五 同 上

同-

上

八 七 二条、 工 並 条の十三 け 事 びに第百二条の十八第一 ればならない設備を含む。 無線設備 同上 落成の予定期 第十七条、 一第二項第七号、 (第三十条及び第三十二条の規定により備え付け 第十八条、 第七十三条第一 項において同じ。)の工事設計及び 次項第二号、 第二十四条の二第四項、 項ただし書及び第五項 第十条第 一 項、 第二十七

九 で混信その の二十三第一項の登録 の無線局 他の妨害を防 の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条 人(以下「免許人等」という。) 止するために必要な措置に関する契約 との 間

2 8 略

を締結しているときは、

その契約の内容

特定無線局 の免許の特例

第二十七条の二 。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、 省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおい 信の相手方、 れらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することがで 合表示無線設備のみを使用するもの 次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、 電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格 次の各号の 1 ずれかに掲げる無線局であつて、 (以 下 「特定無線局」とい (総務 ے 適 通 . う 第

電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の みを発射するもの する無線局 のうち、 で あ つて、 総務省令で定める無線局 通信の 相手方である無線 局 電 カ 6 \tilde{O}

省令で定める無線局 のうち 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動 い無線局 であ 無線設備の 設置場 移動 する無線局 所 空中線電力等を勘案して総務 を通信 \mathcal{O} 相手方とするも

(特定無線局 0 免許の 申請

> 九 (同上)

2 \ 8

(同上)

、特定無線局

の免許の

特例)

包括して対象とする免許を申請することができる。 七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局 限る。)を同じくするものである限りにおいて、 型式及び周波数並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに ようとする者は、 を使用するもの 局のうち総務省令で定めるものであつて、 とによつて自動的に選択される周波数の電 一十七条の二 通信の相手方である無線局からの電波を受けるこ (以下「特定無線局」 その特定無線局が目的、 という。) 適合表示無線設備 通信の相手方、 波のみを発射する無線 を二以上開設 次条から第二十 電波 のみ

、特定無線局 0 免許 0 申 請

ない。 本い。 本い。 本い。 本は、 のはか、 その人工衛星の 軌道又は位置及び 当該人工衛星の位置、 のほか、 のはか、 その人工衛星の 軌道又は位置及び 当該人工衛星の位置、	2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工 2 約の内容	八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止する┃れる日のうち最も早い日の予定期日をいう。)	七 運用開始の予定期日(それぞれの特定無線局の運用が開始さることとなる特定無線局の数の最大のものをいう。)	六 最大運用数(免許の有効期間中において同時に開設されてい 五 無線設備の工事設計	四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力三 通信の相手方	二 開設を必要とする理由 ー 目的	なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 なければならない。 を記載した書類を添えて、総務大臣に提出し のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に
	2 (同上)	八(同上)	七 (同上)	五 (同上)	四 (同上) 三 (同上)	二 (同上)	ばならない。 に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなけれ第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次

包括免許 \mathcal{O} (付与)

第二十七条の五 備 は 無線局に係るものに限る。 申請が同条各号に適合していると認めるときは、 の設置場所とすることができる区域)を指定して、 次に掲げる事項(特定無線局 次に掲げる事 総務大臣は、 項 第三 一号に掲げる事項を除く。 を包括して対象とする免許にあって 前条の規定により審査した結果、 (第二十七条の二第二号に掲げる 申請者に対し 免許を与え 及び無線設 そ

電波の型式及び周波数

なければならない。

空中線電力

をいう。 指定無線局数 以下同じ。 (同 .時に開設されている特定無線局 0 数 0) 上 폖

る期限をいう。 運用開始の期限 以上の特定無線局の 運用を最初に開始す

2 3 略

特定無線局 0 運用の開始等

第 おいて、 ることができる。 一十七条の六 相当と認めるときは、 総務大臣は、 包括免許人から申請があつた場合に 前条第一 項第四号の期限を延長す

2 ない。 は、 したときは、 に限る。 特定無線局 当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始 ただし、 0) 遅滞なく、 包括免許人 (第 総務省令で定める場合は、 一十七条 その旨を総務大臣に届け出なければ (以 下 \mathcal{O} 第 第 号に掲げる無線 一号包括免許 この 限りでない。 局 という。 に係るもの なら

> (包括免許 この付与)

第二十七条の五 0 申請が同条各号に適合していると認めるときは、 次に掲げる事項を指定して、 総務大臣は、 前条の規定により審査した結果、 免許を与えなければならない。 申請者に対 そ

(同上)

(同上)

(同上)

兀 (同上)

2 3 (同上)

第 一十七条の六 (同上)

(特定

線

局 0 運用

の開

2 でない。 なければならない。 を最初に開始したときは、 包括免許人は、 当該包括免許に係る一以上 ただし、総務省令で定める場合は、 遅滞なく、 その旨を総務大臣に届 の特定無線局 この限 の運 i け 出 ŋ 用

3 他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない 該特定無線局に係る運用開 特定無線局ごとに、 けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。 は に限る。 これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したと 特定無線局 当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき 同様とする。 の包括免許人 第二 一十七条の二 十五日以内で総務省令で定める期間内に、 (以 下 始の期日及び無線設備 第 「第二号包括免許人」という。 一号に掲げる無線局に係るもの の設置場所その (再免許を受

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。第二十七条の七(第一号包括免許人は、免許状に記載された指定無

(申請による周波数、指定無線局数等の変更)

、その指定を変更することができる。
な利用の確保、混信の除去その他特に必要があると認めるときはできる区域の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的空中線電力、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることが第二十七条の九 総務大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、

(特定無線局の廃止)

ればならない。 の特定無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なけ第二十七条の十 第一号包括免許人は、その包括免許に係るすべて

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

を超えて特定無線局を開設してはならない。 第二十七条の七 包括免許人は、免許状に記載された指定無線

(申請による周波数、指定無線局数等の変更)

ると認めるときは、その指定を変更することができる。て、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があ空中線電力又は指定無線局数の指定の変更を申請した場合におい第二十七条の九 総務大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、

(特定無線局の廃止)

数

たときは、包括免許は、その効力を失う。
2 包括免許人がその包括免許に係るすべての特定無線局を廃止し

(登録の抹消)

第 七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、 定により登録を取り消したとき、 一十七条の二十七 消しなければならない。 有効期間が満了したとき、 六条第六項若しく は第七項若しくは第七十六条の三 総務大臣は、 又は前条第二項の規定により第二十 第二十七条の十八第一項の 第二十七条の十五第三項、 当該登録を 第一 項の規 登録 第七

(登録状の返納)

一次のであった者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。一次の一八第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人工十七条の十八第一項の登録が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第一十七条の二十八第一項の登録の有効期間を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の規定により登録第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項

那三章 無線設備

無線設備の技術基準の策定等の申出

第二十八条から第三十二条まで又は前条の規定により総務省令で第三十八条の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、

2 (同上)

(登録の抹消)

(登録状の返納)

第二十七条の二十八第二項の登録状を返納しなければならなおしくは第六項若しくは第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人工十七条の十八第一項の登録がその対力を失つたときは、登録が満了したとき、又は第二十七条の十八第一項の登録の有効期間を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の規定により登録であった者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならなであった者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならなであった者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

第三章 (同上)

のに限る。) に係る特定無線設備について技術基準適合証明を二 特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るも備について技術基準適合証明を行う事業	第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、ついて、前章に定める技術基準に適合していることのついて、前章に定める技術基準に適合していることの	あって総務省令で官めるようの(以下「寺官無泉设備」という。)第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備で(登録証明機関の登録)	第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認	第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等	い。	。 策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる 定めるべき無線設備の技術基準について、原案を示して、これを
う事業 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行	一(同上)	第三十八条の二(同上)(登録証明機関の登録)	第一節 (同上)	第三章の二(同上)		

行う事業

2~4 (略)

(登録の基準)

第三十八条の三 (略)

二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」 三項において準用する場合を含む。 項」とあるのは は で及び第三十八条の三第一 ついて準用する。この場合において、 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、 「第三十八条の十七第一 「前項、 第三十八条の二の二第 項又は第二項 項」と読み替えるものとする。)」と、同条第六項中「前各 第二十四条の二 (第三十八条の二十四第 前条第 一項から第三 とあるの 第五 項の 項 項 登録 第 ま

登録の更新)

、その期間の経過によつて、その効力を失う。年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ第三十八条の四(第三十八条の二の二第一項の登録は、五年以上十

2 三十八条の十七第一項又は第二項 及び第三項並 て準用する。 「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」 第二十四条の二第五項及び第六項、 て準用する場合を含む。 この場合におい びに前条第 項の規定は、 て、 と 第二十四条の二第五項第二号中定は、前項の登録の更新につい (第三十八条の二十四第三項に 第三十八条の二 同条第六項中 とあるのは 「前各項」と の二第 「第 垣

三 (同上)

2~4 (同上)

(登録の基準)

第三十八条の三 (同上)

2 につい び第三十八条の三第一 項」とあるのは 三項において準用する場合を含む。)」と、 は 二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるの 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、 「第三十八条の十七第 て準用する。 前 この場合において、 項、 項」と読み替えるものとする。 第三十八条の一 一項又は第二項 第 第二十四条の一 (第三十八条の二十四 同条第六項中 項から第三項まで及 前条第一 一第五 項の登 項第 第

(登録の更新)

の期間の経過によつて、その効力を失う。 内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、そ第三十八条の四 第三十八条の二第一項の登録は、五年以上十年以

2

て準用する場合を含む。 八条の十七第一 二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」 用する。 第三項並びに前条第一項の規定は、 第二十四条の二第五項及び第六項、 この場合において、 項又は第二項 と 第二十四条の二第五項第二号中 (第三十八条の二十四第三項にお 同条第六項中 前項の登録の更新につい 第三十八条の二第二項及び とあるのは 前各項」とある 「第三十 て準

第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。あるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び

(登録の公示等)

第三十八条の五 う。 明の 術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地及び技術基準適合証 したときは、)の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、 業務の開始の日を公示しなければならない。 同 頂の登録を受けた者 総務大臣は、 第三十八条の二の二第一 (以 下 「登録証 項の登録を とい 技

二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2 登録証明機関は、第三十八条の二の二第二項第一号又は第三号

3 (略)

(技術基準適合証明等)

- に報告しなければならない。 は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣 2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたとき
- 法人にあつては、その代表者の氏名

 一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

条の三第一項」と読み替えるものとする。のは「前項、第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八

(登録の公示等)

第

ときは、 業務の開始の日を公示しなければならない。 準適合証明の業務を行う事務所の所在地及び 三十八条の五 の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、 同項の登録を受けた者 総務大臣は、 第三十八条の二第 (以下「登録 技術基準適合証明の 証 明 機関 項の登録をした という。 技術基

間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週2 登録証明機関は、第三十八条の二第二項第一号又は第三号に掲

3 (同上)

(技術基準適合証明等)

第三十八条の六 (同上)

令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。 は、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたとき

2

技術 基準 適合 証 明 を受け た特 定 0 種

 \equiv その他総務省令で定める事項

3 更があつたときは、 技術基準 一適合証 明 を受けた者は 総務省令で定めるところによ 前 項 第 号に掲げ り る事 遅滞なく 項に変

その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 令で定めるところにより、 の規定による届出 総務大臣は、 第二 が 項 あ $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による報告を受けたときは、 つた場合に その旨を公示しなければならない。 お その 公示した事項に 総務省 前

3

総務大臣は、

ころにより、

その旨を公示しなければならない。

前項の報告を受けたときは、

総務省令で定めると

5 略

変更

があったときも、

同様とする。

財 務諸 表等の 備 付 け及び閲覧等

第三十八条の十一 5 的 兀 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 きない方式で作られる記録であつて、 計算書並びに事業報告書 ない。 その 記録を含む。 項において同じ。) という。 事業年度の財 磁気的方式その他の を作成し、 次項及び第百十六条第十八号において「財務諸表 登録証明 産目録、 の作成がされている場合における当該電磁 (その作成に代えて電磁的記録 機関は、 人の知覚によつては認識 五年間事務所に備えて置かなけ 貸借対照表及び損益計算書又は収支 毎事業年度経過後三月以内に 電子計算機による情報処理 することがで (電子的 れ ば な

4

(同上)

財務諸表等

0

備付

け及び閲覧等)

第三十八条の十 方式、 等」という。 的記録を含む。 四項において同じ。 の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十 きない方式で作られる記録であつて、 計算書並びに事業報告書 うない。 その 磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することが 事業年度の 次項及び第百十六条第十六号において を作成し、 財 登録証明機関は、)の作成がされている場合における当該電磁 ?産目録、 (その作成に代えて電磁的記録 五年間事務所に備えて置かなければ 貸借対照表及び損益計算書又は収 毎事業年度経過後三月以内 電子計算機による情報処 「財務諸 (電子的 理 で 表 支

2 (同上)

2

略

(登録の取消し等)

(登録の取消

第三十八条の十七 (略)

できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

「できる。

できる。

一·二 (略)

更新を受けたとき。 三 不正な手段により第三十八条の二の二第一項の登録又はその

3 (略

(総務大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八条の十八 合証 第一項の規定により技術基準適合証明の業務を休止し、 務の全部又は 場合において必要があると認めるときは、 録証明機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適 合証明の業務の全部若しくは一 り消した場合、 廃止した場合、 を受ける者がいないとき、又は登録証明機関が第三十八条の 明の業務の全部若しくは一 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取 部を自ら行うものとする。 同項の規定により登録証明機関に対し技術基準適 総務大臣は、 部の停止を命じた場合若しくは登 第三十八条の二の二第 部を実施することが困難となつた 技術基準適合証 若しくは 項の 明 登録 \mathcal{O} 業

2·3 (略

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は

第三十八条の十七 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

3 (同上)

(総務大臣による技術基準適合証明の実施

第三十八条の十八 明の業務の全部若しくは 全部又は において必要があると認めるときは、 明の業務の全部若しくは一 明機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適合証 した場合、 L 項の規定により技術基準適合証明の業務を休止 ける者がいないとき、 た場合、 一部を自ら行うものとする。 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消 同項の規定により登録証明機関に対し技術基準適 総務大臣は、 又は登録証明機関が第三十八条の十六第 一部の停止を命じた場合若しくは登録 部を実施することが困難となつた場合 第三十八条の二第 技術基準適合証明の業務の Ļ 若しくは廃止 項の登録 合証 証

2 · 3 (同上)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は

号」とあるの で」と、第二十四条の十一中「第二十四条の九第二項」とあるの 及びその更新の年月日並びに」と、 一十四条の三中 とあるのは と読み替えるものとする。 は 「第三十八条の四第 前条」とあるのは 録 登録 証 明 証 機 は 関 [明機関登録簿」 「受けた者」と、 \mathcal{O} 「受けた者(以下 第三 登 一録につい Ŧ 「第三十八条の十七第 項若しくは第三十八条の十六第二項」と 八条の二の二第 と て準用する。 「登録点検事業者登録簿」とある 「登録点検事業者」という。 「の年月日及び」とあるのは 前条第二項第一号及び第二 二項第 この場合に 一項若しくは第二項 一号から第三号ま おい て、 第

特定無線設備の工事設計についての認証

第三十八条の二十四 当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。 証 とを業とする者から 前章に定める技術基準に適合するものとして、 (以 下 「工事設計認証」という。 求めが、 登録: 証 あつた場合には、 明 機関は、) する。 特定無線設備を取り扱うこ その特定無線設備を その工事設計 につい て認

- 2 場合には、 設計に合致するものとなることを確保することができると認める に係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであ ときに限り、 登録証明機関は、 当該 工事設計に基づく特定無線設備 総務省令で定めるところにより審査を行 工事設計認証を行うものとする その登録に係る工事設計認証 \mathcal{O} V ず れもが当該工 \mathcal{O} 求め 当該求 があ った 事 め
- 条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項並びに第三3 第三十八条の六第二項及び第四項、第三十八条の八、第三十八

前条」 読み替えるものとする。 第三十八条の四第 号」とあるの 及びその更新の年月日並びに」と、 0 二十四四 とあるのは は 登 第二十四条の十一中 録 「登録証 とあるのは 条の三中 証明 機 は 明機関登録簿」と、 関 「受けた者」と、 の登 「受けた者 第三十八条の二 第三 項若しくは第三十八条の十六第二 録につい 十八条の十七第一項若しくは第二項」 「第二十四条の九第二項」とあるのは (以 下 て準 一第二項: 「登録点検事業者登録簿」とある 用する。 「登録点検事業者」という。 「の年月日及び」とあるのは 「前条第二項第一号及び第三 第 この場合に 号から第三号まで」 一項」と、 おい て、 と

(特定無線設備の工事設計についての認証)

第三十八条の二十四 (同上)

2 (同上)

条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項並びに第三第三十八条の六第二項及び第三項、第三十八条の八、第三十八

3

四第 該工 ものとする。 計に基づく」と、 八条の六第二項 規定は登録 十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、 の業務を行う場合について準用する。 0 二十四第二項」と、 一項中「第三十八条の六第一 「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは 第三十八条の 第三十八条の とあるの 条の 事設計に合致することの 十九にお て、 一項中「第三十八条の六第一 第三十八条の十、 証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計 兀 は V 0 十七第二項及び第三項並びに第三十八条の十八の 規 て準 第二号中 八 「これらの業務」 同条第四 又は第三十八条の二十四第一 定 -用する前項」 は 登録 特定無線設備」とあるのは を受けた」 第三十八条の十五、 項中「前項」とあるの 証 項又は第三十八条の八」とあるのは 確認の方法を含む。 明 機 と と 項」とあるのは 関 が 第三十八条の十中 とあるの この場合において、 第三十八条の 工 事 設 計認 三項」 は 第三十八条の十六 第三十八条の十 は 証 「第三十八条の 「に係る工事 と読み替える 士 を行う場 「第三十八条 事設計 第 「当該業 第三 同 第三 項中 条第 認証 (当 設

(準用)

第三十八条の二十九 三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線 から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者につい ついて準用する。 る前項第 第 一号又は第 あ この場合におい る 第三 0 三号」 第 条の六第三項及び第三十八 بح t 第三十八条の二十 条の二十四 第三十八条の六第 第 項 第 12 条の お 項中 項 7 設 1 て準 中 備 12 第 $\overline{+}$

> 六第一 十八条の二十四第二項」と読み替えるものとする \mathcal{O} 無線設備」 の二十四第二項」と、 は第三十八条の八」とあるのは 業務」と、 づく」と、 八条の六第二 の業務を行う場合について準用する。 規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計 十八条の 確認の方法を含む。 項又は第三十八条の 第三十八条の 7 項」 $\dot{+}$ 第三十八条の十、 とあるのは とあるのは 第三十八条の十三第二項中 第三十八条の十中「当該業務」とあるのは 兀 項中 \mathcal{O} 十七第二項及び第三項 規 定 「を受けた」とあるの は 第三十八条の十四第) 」 と、 登録 「工事設計 「第三十八条の二十四 第三十八条の十五 とあるのは 証 明 同 機 「第三十八条の [条第] 関 **当** が この場合において、 並びに第三十八条の十八 該工事設計に合致すること 工 「第三十八条の六第 「第三十八条の 項中 は 事 設 「に係る工 第 項中「第三十八条の 「第三十八条の六第 八又は第三十八条 第三十八条の十 認 一項」と、 証 を行う場 事設計に基 八又は第 「これ 第 一項又 特 5 定 \mathcal{O} 証 \mathcal{O} 六

(準用

第三十八条の二十九 あるの におい 条の 認 での規定は認証取扱業者について、 証 工事設計 は 第 認 第三十八条の二十第一 証 に基づく特定無線 項中 取 扱 業者が受けた工事 「登録証明 十八条の二十から第三十八条の二十二ま 心設備に 機関による技術基準適合証明を受 項中 第三十八条の二十三の規定 :設計 ついて準 「技術 認 証 基 一用する。 に 準 一適合証 第三十八 明に」と は

係る」と、第三十八条の二十三第一 第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、 る技術基準適合証明を受けた」とあるのは 計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中 技術基準適合証明に」とあるのは と読み替えるものとする。 項中「は、 同項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七 当該」とあるのは 「認証取扱業者が受けた工 項中「同項」とあるのは 「は、 「認証」 当該認証工事設計に 「登録」 第三十八条の二 工事 証明 設計 機関 に基づ によ 事 同 設

外国取扱業者)

第三十八条の三十 する。 るのは びに第三十八条の二十二第二項中 の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中 特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。 者が外国取扱業者 である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十 及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条 「請求する」と、 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた (外国において本邦内で使用されることとなる 第三十八条の二十一第二項及び第三項並 「命令」とあるのは 「命ずる」とあ 以下同じ。 「請求」と

2 十七並びに前条において準用 び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二 第三号の規定並びに前条に 業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第 第三十八条の二十二第一 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国 項中 おいて準用する第三十八条の二十 する第三十八条の二十一第 「命ずる」とあるのは 「請求する」 項及び 取 及 項 扱

> けた」 る」と、 十二第 一第一項中「は、 項」とあるのは と読み替えるものとする。 とあるのは 一項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第 第三十八条の二十三第一 当該」とあるのは「は、 「認証工事設計に基づく」 「第三十八条の二十六」と、 項中 同 当該認証工事設計に係 項 とあるのは 第三十八条の二十 第三十 同

(外国取扱業者)

第三十八条の三十 (同上)

2 (同上)

び 該請求」と、 るのは 第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるの 請求」とする 第三十八条の二十八第一 「請求に応じなかつた」と、「当該違反」とあるのは 前条において準用する第三十八条の二十一第二項及 項第三号中「命令に違 反した」 とあ

3 \mathcal{O} 定める認証工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六 けた外国取扱業者に対し、 の各号に掲げる場合には、 表示を付することを禁止することができる。 第三十八条の二十八第一 二年以内の期間を定めて、 登録証明機関による工事設計認証を受 項の規定によるほ か、 総務大臣 当該各号に は、 次

き 項の規定に違反して、 当該外国取扱業者が前条において準用する第三十八条の六第 当該届出に係る特定無線設備の認証工事設計 届出をせず、 又は虚偽の 届出をし

において、その報告がされず、 規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合 ||該報告に係る特定無線設備の認証工事設 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一 又は虚偽の報告がされたとき 項 \mathcal{O}

をさせようとした場合において、 規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査 又は忌避されたとき 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一 当該検査に係る特定無線設備の認 その検査が拒まれ、 妨げられ 証 項 \hat{O} 工

兀 応じなかつたとき おいて準用 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条に でする第三十八条の二十一 当該請求に係る特定無線設備の認証 第 項の規定による請求に 工事設

同

3 上

規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合 おいて、 当該報告に係る特定無線設備の認証工事 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第 その報告がされず、 又は虚偽の報告がされたとき。 設 項

をさせようとした場合において、 規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査 工 事設 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一 又は忌避されたとき。 当該検査に係る特定無線設備 その検査が拒まれ、 妨げられ の認証 項 0

応じなかつたとき。 お 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条に いて準用する第三十八条の二十一 当該請求に係る特定無線設備 第 項の規定による請求に 0 認証 工 事

3 2 4 4 う。 線設備に 第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の 第二項及び第三項、 の規定は総務大臣が行う第一 及び第三項、 ばならない。 は廃止したときは、 て無線設備の検査、 三十八条の三十一 公示しなければならな 査に関する制度で技術基準 一十三の規定は承認証明機関について、 第四項後段並びに第三十八条の二十から第三十八条の二十二ま 承 計 第二十四条の二第五項及び第六項、 外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無) は、 認証 第三十八条の七第 務大臣は、 たときは、 略 項の規定による承認を受けた者 つい 明 その承認に係る技術基準適合証明の業務を休止 機関 第三十八条の三第一 て技術基準適合証明を行おうとするものから申請が 事業の区分ごとに、 前 項 第三十八条の六第一項 の規定による届出があつたときは、 遅滞なく、 試験等を行う者であつて、 総務大臣は、 項、 -適合証 項の規定による承認につい 第三十八条の その旨を総務大臣に届け出なけれ 項並びに第三十八条の 明の 外国の法令に基づく無線 これを承認することができる (以 下 第三十八条の二の二 制度に類するもの 第三十八条 「承認 第 当該外国に 第三十八条の 項 証 の六 及び 明 機 第二 第四 五第 ĺ その旨を て、 関 第 基づ お 局 項及 とい Ť V 項 \mathcal{O} 同 又 前 条 項 項 て 1 検 4 3 2 第 4 第三項、 条の七第一 項及び第三項、 定は総務大臣が行う第 十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた は 十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定 承認証明機関について、 承認証明機 設計 第二十四条の二第五項及び第六項、 (同上) (同上) 同 八条の三十 上 第三十八条の三 項、 関 第三十八条の六第 第三十八条の 同 一項の規定による承認について、 第一 <u>上</u> 第三十八条の二十から第三十八条の二 八、 項並びに第三十八条の五第 第三十八条の 項 第三 から 第二 一十八条の ÷ 一項まで、 第三十八条の 第 第三十八

同条第二 項の規 一項及び

るの 八第 項中 録 条の六第一項 録 社法」と、 第三十八条の 1 で い」と、同項 ければ」と、 三十八条の三第一項中 第三十八条の三 証 0) 一とあるの とあ 第一 準用 は とあるのは 「明機関」という。 第二十四 請求する」と、 第三十八条の五第一 「適合しているときは」とあるのは 第二項 項、 登録証 定 請 るの 項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」 は ź. 求すべき」と、 第三十八条の十並 承 「親法· 及び 三十二 は 条の 及び第二項、 明機関」 第三号イ中 認 は 「しなければならな この 第一 証 「承認」 前 第三項 「人を」 請 明 -又は第 場合に 求 第三十八条の十 項、 第 項 機 とあるの 関 並)」とあり、 「登録申請者」とあるのは と読み 項中 並 と とあるの 第三 項又は第二項」と、 びに第三十八条の三十一 に 「会社法」とあるのは 第三 よる技 同 おい \mathcal{U} 二十四条の十三第三項 十八条の 条第二項及び第三項、 第三十八条の十三、 びに第三十八条の に第三十八条の二十二 替 は 同項の登録を受けた者 て、 一十八条の七 は えるものとする。 い」とあるの 術 「承認証 ·四 第 基準適 第二十四 及び第三十八条の二十二第 「親法 $\frac{1}{0}$ 「適合してい 項 二第 合証 第一項、 明機関」 人に相当す 中 同条第六 条の二第五項 +は 二項 明 「外国における会 「命ずべ 第三十八条 五第 第一 を受 「承認申請 「してはならな とあ 第二 と 及び第三項 第三十八 第三十八条の るもの 項中 項」 るときでな け (以 下 き」 とあ た者 項 項 第三十八 る 中 \mathcal{O} 第 とあ 条の るの が の 二 を 者 前 は 登 登 第 0

_ と、 と、 二 十 一 なけれ あるの ない」 の 二 十 登録 者に \mathcal{O} \mathcal{O} 八条の六第一 登録証明機関」という。 会社法」と、 第三十八条の三 \mathcal{O} 第二号中 命 八第一 項中 は は 令 第三十八条の三 前各項」 うい 「第三十八 と とあるの は 請求する」 とあるの ば」と、 第三十八条の五第 第一項及び第三十八条の二十二第 第 項、 適合し 登録証明機関」 て準 清請 とあるの 「第二十四条の十又は第二十四条の十三 同 項第三 一項及び第三 求すべき」と、 第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一 項及び第二 甪 第 親法 は 条の三十二第一 する。 ているときは」とあるの は 「しなければならな と 第 一号イ中 項中 承 請 人を」 は 第三十八条の十四 この 求 認 項並びに第三十八条の三十 項並 項、)」とあ とあるのは 前 <u>ک</u> 項中 「登録 場 とあるのは 項 「会社法」 読 同 第三十 育に びに第三十 申請 第三十二 み替 条第 第三十 項又は第二項」と、 同 ŋ, お い 八 項 者 1 えるも 「承認証明 -八条の・ 条の とあるの て、 項 及び第三十八条の二十二第 0 八 「親法・ とあるの 条の 及び 登録 は とあるの 八条の二十二 第 七 第 項 のとする 「適合 十三、 第三 第 項 中 を受けた者 人に相当するも 一第一 機関」 は 中 項、 項、 命ずる」 は は 第 힜 しているときで 「命ずべ 第三十 項 第一項」と、 外国におけ 同条第六項 条 三項」とあ 「しては 「承認申 と 第三十二 及び第 0 以 とあ 八条 項中 第三 き」と 第 なら 三項 下 0 請 五.

る

者

中

る 項

5 同 上

5

認

証

明

機

なは、

取

業者

 \mathcal{O}

求めにより、

本邦

内

7

使

角き

な

る 関

特

定

無 外

線 国

設

備 扱

0 7

7

工事

設

計

認

証

を行うこと

が

0

る

6 るのは 条の六 八条の るの るの びに 前 八条の十五第一 認証を受けた者に 十八条の二十二第 一十二まで、 とあるの 基準適 条 項第 関 0 \mathcal{O} 八条の十 十二、 十三第一 第 第三十八 は 前条第三項 第三十八 が工事 の二十三並びに第三十八条の二十 は 確 (第二項、 十四第二 認 「これらの業務」 「承認」 項 合証 号又は第一 \mathcal{O} 備 第二 は 五 設 第三十八 方法を含む。 求 とあ 計認 とあ 条の六第 並び す 条の十三 項 第三十八条の二 明 「第三十 項及び る 十八 項 中 第三十 ح 及び \mathcal{O} るの 中 三号」 っいい 業務 に第二項及び第三項の る 証を行う場合に 第 と 第四 を受け 第三十 項 条の六第三項中 条の十二 0) 「第三十八条の六第 及び 一第二項、 て準 第三十八条の二十四第二項 は 八 及び は 項 条の と 項 第三 条 項 及び 第三 工 た 甪 第三十八条の二十四 八 \mathcal{O} \mathcal{O} 工 第三十 する。 کر 規定 十五 十八条の十 第三十八条の二十から 事 第二項、 事 八 第三十八条の十三 条 八 第 又は第三十 第 設 一十八条の二十 第三十八条の二十 とあるの 設 兀 0 から 項、 計 六 は 計 0 -八条の・ 項、 承認 認証 第 この場合にお 命 1 (当 前で -四第1 ずべ 第 て、 第三十八 第三十 規定は 該 |項第| は の業務 項第 第三十八 兀 証 三十八条の二十八まで並 き 第 項又は第三十八条の 十中 第三 八 明 工 「に係る工 七中 条の二十 項 事 機 八 一号及び 号」 条の 関 干 とあ 設 第 項 第 承 \mathcal{O} を 当 規 中 条 行う 中 計 二項 1 に 認 八 \mathcal{O} 項 命 とあるの よるエ 条の る 第 該 \mathcal{O} 第三十 + 証 定 合致 第三十 ずる」 **『業務**』 事設計 Ť 及び Ō 应 第三十八条 登 場 明 は 兀 %合に 第 項 録」 第三十八 機 は + 承 第三十 第三十 -八条の 第三 す 事 関 認 とあ とあ とあ に基 設計 第三 項 は 第三 請 が 証 0 求 71 凣 技 明 6

条の 術基準 機関 あ 計に合致することの 中 第三十八条の 当該業務」 三十八条の二十四第二項中「登録」 準用する。 項の規定は て、 \mathcal{O} とあるの の二十五から第三十八条の二十八まで並びに前条第三 条 二項及び 一十四第二 項 第一 -八条の 命ずる」 条の二十三並びに第三十八条の二十 \bigcirc 第二 る 条の 公が工事 十二、 八 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで、 + 0 項、 第 適合 は 第三 六第一 第 は + とあ 一項」と、 この とあるのは 承認証 項、 第三十八条の十三 請 八 第三十八条の二十二第 証 五. 設 条 「に係る工 特定 条の 八 項 十八条の 計 求 明 並 0 交び るの す 第三十八条の十、 場合において、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認証を行う場合につ 項及び第三十八条の二十三第 びに第二 とあるのは 六 × 業務及び工事 明機関による工 第 無 き」 第三十八条の は 第 確 線 第 十四第一 認 設 事設計に基づく」 項 「これらの業務」 کر 項 項」 項及び第一 請求する」 備 及 \mathcal{O} 方法を含む。 U 並 とあ とあるの 第二項、 第 び 同 二項中 「第三十八条の 第三 設 に第三十 条第 るの 第三十 項、 十三第二項、 事 計 三項 十八 と とあるの 項 1 設 認 「第三十 計認 証 て、 は 及び第三 0 匹 項 は 第三十八条の十 第三十 -八条の と 規定は 第三十八条の十 条の六第二項、 第 八 及 \mathcal{O} 工 第三 業務 条 び 証 -八条の 第三 第三 ٤, 第 事 八 は \mathcal{O} を受けた者につい 項 八 一十八条 十八 十五第 十八 第三十八条の二十 又は第三十八 項 を行う場合に 承 0 条 項 一十八条の十 十八条の十 中 承 認 規 計 0 六六第 条の 条 認 定 証 命 「を受けた カのコ 当 第 ずべ 第三十八条 の二十七 項及び第四 明 は 匹 と 項及び Ť, 機 承認 該 匹 項中 き 第 関 項 文は 第 匹 条 事 中 第 9 が 証 項 中 O第 1 技 設 第 明 7

項中 第 違反に」とあ 」とあるの 六 八条の八第二項又は する第三十八条の八第二項」とあるのは が 中 同 中 は 及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあ とあるのは 第三十八条の二十四 項」とあるのは 当該認証工事設計に係る」と、 認証工事設計に基づく」 一号から第三号までの規定中 「命令に違反した」 き」 前項において読み替えて適用 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるの 請求」と、 「第三十八条の七第一項」とあるのは と読み替えるものとする。 第三十八条の二十二第 は のるのは 同 「承認証明機関」 「工事設計認証に」 条第二 第三十八条の二十第一 「同条」と、 第三十八条の二十四第二項」 「請求に」]第二項 一項及び とあるの と 第三項、 の規定又は同条第三項にお と と は 項中 第三十八条の二十八第一項第三号 同条及び第三十八条の二十三第 と 前条」 第三十八条の二十三第一 する前条_ 「請求に応じなかつた」 同項第四号中 同 「は、 項中 第三十八条の二十二第 頂第五号中 第三十八 とあ 「承認証明機関が第三十 当該」とあるのは 「技術基準適合証 「第三十八条の二十六 一とあるの ŋ と の二十 及び 「登録証 「登録証 は 同 前条第三項 項第四号 て準用 と 項中 明機関 次条第 第一 明 機関 開に るの 「は は 項 項

第五章 運用

第一節 通則

(時計、業務書類等の備付け

明機関 八第一 命令」 次条第六項」と読み替えるものとする。 第 項において準用する第三十八条の八第二項」とあるのは かつた」と、 とあるのは「は、 条の二十三第一項中 た」とあるのは の二十二第一 基準適合証明に」 十三第一項中 十八条の二十六」と、 「登録証明機関」 登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第一 号中 前条第三項第 とあ 項第三号中「命令に違反した」 !が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項 前 るの 項中 「違反に」とあるのは 項において読 同 は 認 とあるのは 「項」とあるのは 当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二 とあるのは 一号及び第二号中「前条」 「登録証明機関による技術基準適合証明を受け 清請 証工 「第三十八条の七第一項」とあるのは 求 第三十八条の二十二第一 事設計 と み替えて適用する前条」 「承認」 「工事設計認証に」と、 に基づく」 第三十八 「同条」と、 証 「請求に」と、 とあるのは 明機関」 条の二十第 と とあり、 と、 第三十八条の二十 項 中 同条及び第三十八 「請求に応じな とあるのは 同項第四号中 同項第五号中 「は、 第三十八条 並 項中 並びに同 「承認証 当該 「技術 第二 項

第五章 (同上)

第一節 (同上)

計、業務書類等の備付け)

诗

第六十条 務省令で定める無線局につい 令で定める書類を備え付けておかなければならない。 無線局には、 正 確 な時計及び無線業務日誌その ては、 これらの全部又は ただし、 部 他 1総務省 0 備付 総

第 匝 節 無線 高 \mathcal{O} 運 用 0 特 例

けを省略することができる。

(非常時運用人による無線局

0

運

用

第七 操作」という。) 総務省令で定める簡易な操作 十条の七 無線局 によるものに限る。 (その運用が、 (次条第一項において単に 専ら第三十九条第一)の免許人等は、 地震、 項本文の 「簡易な 台

又は発生するおそれがある場合において、 風 洪水、 交通通信の確保又は秩序の維持のために 津波、 雪害、 火災、 暴動その他非常の事態が発生し、 人命の救助 必 要な通信を行うと 災害の救

当該無線局の免許等が効力を有する間

当該無線局を自己

きは、

以外 (の者に運用させることができる。

2 3 (略)

4 準用する。 六条の二の二並びに第八十 第七十四条の二第二項、 この場合にお 第七十六条第一 て、 一条の規定は、 必要な技術的読替えは、 非常時運用人に 項及び第三項、 政令で定 について 第七

一録人以外の者による登録局の 運用

める。

第七 よる運用が電波の能率的な利用に資するもの -条の九 登 録 局 0 登録 人は、 当該登録局 であ \mathcal{O} 登 ŋ 録 人以 か 外の者に つ、 他 \mathcal{O}

> 第六十条 は その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならな ただし、 部の備付けを省略することができる。 無線 総務省令で定める無線局については 局には、 正確 な時 計 及び 無 線 検査 簿、 これらの全部 無線業務日 1 又 誌

第四 節 同 上

新常時運用 人による無線局 運 用

第七十条の七 (同上)

2 3 同 Ŀ

4 \Diamond 準用する。 六条の二の二並びに第八十一条の規定は、 Ś 第七 十四条の二第二項、 この場合において、 第七十六条第 必要な技術的読替えは 非常時運用人につい 項及び第二項、 政令で定 第七 7 +

第 七十条の九 (登録人以外の (同上) 者による登録局 運 用

- 166 -

場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、 該当するときは、 が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。 己以外の者に運用させることができる。 無線局の運用に混 この限りでない。 信その 他 の妨害を与えるおそれ ただし、 登録 当該登録 が 0 ないと認 人以外 いずれかに 局 を自 める \mathcal{O} 者

2 (略)

登録局の登録人以外の者について準用する。第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに3第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める

第六章 監督

(登録周波数終了対策機関)

2~10 (略) 第七十一条の三の二

(略)

11 十五、 表の中欄に掲げる字句は、 第三十九条の十、 八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の て準用する。 第二十四条の七、 第八項及び第九項の規定は、 第三十八条の十七、 この場合において、 第四十七条の三並びに前条第四項から第六項ま 第二十四条の十一、第三十八条の五、 第三十八条の十八、第三十九条の五 同 .表の 登録周波数終了対策機関に 下 次の表の上欄に掲げる規定中同 欄に掲げる字句にそれぞれ読 第三十 うい

2 (同上)

3

登録局の登録人以外の者について準用する。第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに二年、第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第

4 (同上)

第六章 (同上)

(登録周波数終了対策機関)

(同上)

2~10 (同上)

11 (同上)

条の十七第二項各第一項、第三十八	第三十八条の十五 (略)	第三十八条の十二(略)	第二項	第三十八条の十一 (略)	第三十八条の九 (略)	 は第	二項二第	第三十八条の五第 第三	の業務	技術	務	基準	事業	いう。	登録	受け	一項 二第	第三十八条の五第 第三	(略)	(略)	第二十四条の十一 (略)	第二十四条の七 (略)	み替えるものとする。
	(1)	1)		(1	1)	は第三号	二第二項第一号又	第三十八条の二の	務	技術基準適合証明		基準適合証明の業	事業の区分、技術	·°)	登録証明機関」と	受けた者(以下「	一項	第三十八条の二の	1)	(1	1)	1)	
	(略)	(略)		(幽)	(略)			(略)		(略)			(略)			(母)		(番)	(母)	(母)	(零)	(魯)	

T	第一項、第三十八	第三十八条の十五	第三十八条の十二	第二項	第三十八条の十一	第三十八条の九		二項	第三十八条の五第									一項	第三十八条の五第			第二十四条の十一	第二十四条の七
		(恒斗)	(恒斗)		(同上)	(恒斗)	1:1号	二項第一号又は第	第三十八条の二第	の業務	技術基準適合証明	務	基準適合証明の業	事業の区分、技術	シウ。)	登録証明機関」と	受けた者(以下「	一項	第三十八条の二第	(恒斗)	(恒斗)	(恒斗)	(同上)
		(同上)	(同上)		(同上)	(區斗)			(恒斗)		(同上)			(同上)			(恒斗)		(恒斗)	(恒斗)	(匠山)	(恒斗)	(同上)

第四	第一項	び第二	第三-								第一項	第三	第二	第三	第二	第三	第二元	第三	第一項	第三	第二云	第三	及び知	5. 万
第四十七条の三第	項	び第三十九条の十	第三十九条の五及								項	第三十八条の十八	第二項第三号	第三十八条の十七	第二項第二号	第三十八条の十七	第二項第一号	第三十八条の十七	項	第三十八条の十七	第二項及び第三項	第三十八条の十八	及び第三項並びに	子 を 言じめの 音分
(略)			(略)	の業務	技術基準適合証明	第一項	第三十八条の十六	、又は	る者がいないとき	一項の登録を受け	十八条の二の二第	総務大臣は、第三	二第一項	第三十八条の二の		(略)		(略)		(略)				
(略)			(略)		(略)		(略)					(略)		(略)		(略)		(略)		(略)				
第四十七条の三第	第一項	び第三十九条の十	第三十九条の五及								第一項	第三十八条の十八	第二項第三号	第三十八条の十七	第二項第二号	第三十八条の十七	第二項第一号	第三十八条の十七	第一項	第三十八条の十七	第二項及び第三項	第三十八条の十八	及び第三項並びに	長 夕 言 じ 夕 の 音 ケ
(同上)			(同上)	の業務	技術基準適合証明	第一項	第三十八条の十六	は	がいないとき、又	の登録を受ける者	十八条の二第一項	総務大臣は、第三	可	第三十八条の二第		(巴山)		(同上)		(同上)				
					明 					<u>1</u>	- A	<u></u>		স্থ										

2・3 (略) 中線電力の検査を行う。	射を命じて、その発射する電波のの質又は空中線電力に係る無線設の無線設備等を検査させる。ただの無線設備等を検査させる。ただの無			色午人等で付し、その支合していないと認めると 一多の3 糸矛フ目に	第七十一条の五 総務大豆は、無象投備が第三章こ定める支析基準(技術基準適合命令)	九項	項、第八項及び第	前条第五項、第六 (略) (略)	(略) (略)	前条第四項 (略) (略)	二項	第四十七条の三第(略)(略)(略)	一項
2 · 3 (同上)	(同上) (同上) (同上) (日上) (日上) (日上) (日上)	(検査)	とができ	7亥無泉ツークする無線	3支桁基準	九項	頃、第八項及び第			前条第四項	二項	第四十七条の三第	一項
								(同上)	(區斗)	(區斗)		(同上)	(同上)
								(同上)	(三二)	(區斗)		(同上)	(同上)

4 船 に の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無 止 派遣し、 前又は航空機が外国へ出港しようとするとき、 を命じたとき、 置をとるべきことを命じたとき、 務大臣は、 その 第七 無線設備等を検査させることができる。 同条第二項の申出があつたとき、 千 条の 五. \mathcal{O} 無線設備 前条第一項の電波の \mathcal{O} 修 理そ その他この法律 無線局 \mathcal{O} 他 発射 \mathcal{O} \mathcal{O} 必 ある 要な 線 \mathcal{O} 局 停

5・6 (略)

2 止 しくはこれらの することができる。 たときは 総務大臣は、 十九第 項の 三月以内の期間を定めて、 法律に基 包括免許人又は包括登録人がこの法律、 規定に よる登録に係る無線局の づく命令又はこれらに基 包括免許又は第二十 新たな開設を禁 一づく処 分に違反 放送法若 七条

3 ときは、 用 が 局 る技術基準に適合しない無線設備を使用することにより \mathcal{O} 適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著 0 総務大臣は、 停止を命じ 運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録 一箇月以 前二項の規定によるほか、 内 運 用許容時 0) 期間 を定めて 間 周 波数若しくは空中線電力を制 その 登録人が第三 登録に 係る無 他 一章に定め 局 \mathcal{O} \mathcal{O} の運 運用 登録 11

> 4 設備等を検査させることができる。 め特に必要があるときは、 玉 条第二項の申出があつたとき、 総務大臣は、 へ出港しようとするとき、 前 条第 項の電 その職員を無線局に その他この 無線 波 の発 局 のある船 射 法律 \mathcal{O} 停止 \mathcal{O} 派遣 施行を確保するた 舶又は航空機が外 を命じたとき、 Ĺ その無線 同

5 · 6 (同上)

第七十六 停 止 は、 電力を制限することができる。 くは第二十七条の十八第 れらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき į 一箇月以 又は期間を定めて運用 総務大臣は、 内の 期間を定めて無線局 免許 一項の登録の全部若しくは 人等がこの法律、 許 容時 間 \mathcal{O} 運用 周波数若しくは空中 \mathcal{O} 停止を命じ、 放送法若しくはこ 部の効力を

きは、 適正 力を停止することができる。 \mathcal{O} 技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他 運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその 総務大臣は、 を欠くため 一箇月以 電波 内の期間を定め 前項の規定によるほ 0 能率的 な利 用を阻害するおそれ そ か、 0 登録 登録 0 人が第三章に定め 全部又は 他登録局 が著 心の登録! \mathcal{O} 部 運 の効 用 1 لح が る 局

2

一不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十その登録を取り消すことができる。	6 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、	五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。	る禁止に従わないとき。	四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定によ	しき。	受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行わせた	三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八の許可を	線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。	二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無	定無線局の運用を全く開始しないとき。	の規定による期限の延長があつたときは、その期限)までに特	一 第二十七条の五第一項第四号の期限(第二十七条の六第一項	は、その包括免許を取り消すことができる。	5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するとき	四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。	三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。	け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。	二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受	休止したとき。	一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上	れかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。	4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいず	限し、又は新たな開設を禁止することができる。
_	5	五.		兀			三		<u>_</u>			_		4	兀	三		=		_		3	
(同上)	(同上)	(同上)		第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。			(同上)		(同上)			(同上)		(同上)	(同上)	(同上)		(同上)		(同上)		(同上)	

録を受けたとき。 七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第一項の変更登

いとき。
禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わな二、第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による

の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。 人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条 除く。)の規定により登録の取消しをしたとき並びに前項(第三除く。)の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項(第三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものと、その指定無線局数を削減することができる。この場合においての数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下に掲げる無線局に係るものに限る。)について、その包括免許の第七十六条の二 総務大臣は、特定無線局(第二十七条の二第一号

(電波の発射の防止)

電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないであつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等

第一項又は第二項の規定による命令に従わないとき。

三 (同上)

6

の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条号を除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許除く。)の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項(第三総務大臣は、第三項(第四号を除く。)及び第四項(第五号を

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とかできる。
とかのものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく
の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線
第七十六条の二 総務大臣は、特定無線局について、その包括免許

(空中線の撤去)

であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等

第七章の二 電波監理審議会

(必要的諮問事項)

第 監理審議会に諮問しなければならない 九 九条 0) 十 総務大臣 は、 次に掲げ る事 項 Ê つ V ては、 電波

査等) 易な免許手続) の二十一(登 る無線局 る無線局 項 登録 有効期 の三十一 開設等の 包括免許の 第十三条第一項 第四条第 (放送による表現の自由享有基準)、 (特定無線局の開設の (無線局 第四条の二 第九条第一 を要しない軽微な変更)、 間) 第二十七条の二 (特定無線局) 0 以 開設の (届出) .関する変更登録を要し 外 の免許申請期間) 一号、 (無線 有効期 録 \mathcal{O} 無線 \mathcal{O} 第二十七条の十八第 (呼出符号又は呼出名称の指 有効期 根本的基準) 高 項ただし書 第二号及び第三号(免許等を要し 第二十六条の二第 (無線局 間 0 第二十七条の十三第六項 局 開 \mathcal{O} 設 間 開設の根本的基準) 根本的基準)、 第二十 0 0 免許の有効期間) 届 (許可を要しない工事設計 第七条第一項第三号 第二十七条の二十三 出 ない 第二十七条の三十第 第八条第一項 七条の六第 一項 項 軽微な変更) 第二十七条の三十五第 同項第一 第二十七条の (登録) (電波の 第二十七条の四 三項 定 (開 7第三号 同条第二 五号 設計 利用 第十五条 特 第 ない無線 第六条第七 (放送をす (放送をす 五第三項 画 定 状 (識別信 一項第四 無線局 [変更) 0 況 七条 認定 第二 \mathcal{O} 調 局

光七章の二 (同上)

(必要的諮問事項)

第九

九

条の十

同

上

査等) 五. 項 十七条の二十一 の認定の有効期間) 号(特定無線局の開設の根本的基準) 易な免許手続)、 る無線局以 項 る無線局の (包括免許 第十三条第一項 第四条第一 (放送による表現の自由享有基準) (無線 (変更登録を要し 包括 七条 第四条の二 第九条第一 項 の三 登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、 第二十七条の二 (特定無線局) 局 (電気通 0 開 外の無線局 0 号、 十一 有効期間) 設 免許申請期間) (登録の有効期 の根本的基準)、第八条第 (呼出符号又は呼出 第二十六条の二第一 第二号及び第三号 項ただし書 信 (無線局 (無線 :事業紛争処理委員会によるあ ない軽微な変更) 第二十七条の十八第一 の開設の 局 第二十七条の十三第六項 0 の免許の有効期間) 、第七条第 開 (許可を要しない工事設計変更) 間) 設 根 (の届出) 本的 名称 (免許等を要しない [基準) 第二十七条の二十三第 項 第一 :の指定) 第二十七条の五 同項第五号 (電波の 項第三号 第二十七条の 第 項 十七条の三十 項第三号 同条第二項 一十七条の三十 (登録)、 利用状況 第十五条 せん及び 第六条第 (放送をす (放送をす (開設計 (識別信 立第三項 匹 無線 第二 第四 第 \mathcal{O} (簡 第 調 画 局

備の操作) 備 第二十八条 及び第六号 明 験 線従事者の 条第一項、 条第五項に 項 六十六条第 い事務の (義務航 一波の 通信責任 (の失効) 項 一条 第三十八条の三十三第一 第三十五条 第六十一条 の備 技術基準 第三十八条 (第七 (質) 第三十九条の十三ただし書 用 気通 (周 が付け) 空機 を行 実 **邓七十条** ī波数測· + 施 お |者の配置等) 養成課程に関する認定の基準等)、 第二項、 \mathcal{O} 信 (第 自 第四 項 第四十一 第二十九条 わ 兀 局 いく 事 (義務船舶局等の無線設備の条件) 条の三の二第十 百条第 て準用する場合を含む。 せることができる無線局) 的 の条件) 業 (第百条第五 (聴守義) (遭難 (通信方法等) ?外使用) 一十九条 O第四十八条の三第 第三十三条 定装置 紛 第三 争 条第二項第二号、 第 五項において準用する場合を含 処 通 項、 の備付 務 信 理 (受信設備の条件) (国家試験の細 第三十七条 第五十二条第一号、 項 条 委員 項 頃に 第五十五条 第五項及び第七項 0) (特別特定無線設: (義務船 免許 け 第七十条の 第六十七条第 <u>ー</u>の 会によるあ 項にお 第六十五条 おいて準用する場合を含む。 (アマチュ 人以外の 一号 二第 第三十二条 舶 (無線設備 (目等) 第三号及び 局 1 (船舶 (運用許容時間 項 て準 Ó 五 \mathcal{O} (安全施 無線 第七 者に簡易な操 ア無線局 せ 二項 航航 (聴守義 (特定無線設 局無線 第四十七 備 用 第二号、 (無 λ 影備の 空 第五十条 す \mathcal{O} 及 (計器及び (緊急通 第四号 線 機器 設) る場合を含 機 び 第三十六条 設備 の無線設 第三十九 局 務 従 仲 第三号 機器 0) \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 裁 (第百 検定 作に 運 者証 備 通 信 \mathcal{O} (遭 (武 無 用 第 操

設備の 操作) 十六条 裁 第四 用 含 第六十六条第 号及び第六号 遭 試験事務の実 無線従事者の による運 証 九条第一 の検定) 及び予備 、第三十八条の三十三第一項 (第百条 |難通信責任者の配置等) 、 む 連 明 第三十一 \hat{O} 項 第六十 失効) 操 電波 (義務航空機局の条件)、 第七 項、 十条の 作 第 用 第三十九条の十三ただし書 品 (技術基準) 給付 第七十 第三十八条 0 五. 0 を行わせることができる無 (施)、 第二項、 一十五 頭に 質)、 養成課程に関する認定の 備付け) 八条 (目的外使用) (周波数測定装置 第四 項 条 第四十一条第二項第二号、 兀 金 条の おい 条の三の二第十 0 条 (通信方法等) (第百 (遭難通 1十九条 第二十九条 支給基準) (聴守義務) 第四十八条の三第一号 (義 て準用 第三項、 (第百条第 第一 第三十八 務船 第三十三条 条第 信 (国家試 項 第五十二条第 舶 する場合を含む。 五. 第五 一の備付 第五項及び 局等 項 (特別特定無線設 (受信設備の条件) (免許 、条の二 第七 第三十七条 第七十三条第 第六十七条第 五 に 十五条 項 第六十五条 験の細 一項に Oお (義務船 (アマチュ にお 無線 け)、 線 基準等)、 人以 お 第 て準 条 局 第七項 外の 1 \mathcal{O} 目等) 第三号及び第四号 1 設 (運用許容時 (船舶局無線従事 号、 備の 第三 7 五. 項 7 舶局の無線設備 用する場合を含む (無線設備 淮用 第七 者に ア無線局 準用する場合を _ 項 (聴守義変 (特定無線 (条件) 航 第四十七 一十二条 第二号、 項 備 (無線 (安全施設) 完整機局 + 簡易な操 第五十条 (緊急通 (検査) 第三十条 一条の三 第 間 0 設 \mathcal{O} 機器 設備 外運 条 \mathcal{O} 備 作 涌 \mathcal{O}

第九項 報通信 は 定無線設備の 波数を使用する無線設備 第二号 改廃 条 0 (高 (給付 電 同条第九項 技術を利 波利用 周 販 (波利用設備) 波 金 完に 0 \mathcal{O} 用 発射を防 支給基準) 料 . おける告知等) の徴 する方法)、 (較正の業務の実施) 並びに第百三条の二 収 \mathcal{O} 等) 指 (止するための措置) 定 第百二条の十三第一 第七十三条第 0 規定による総務省令の制 第百二条の十八 第百二条の 第百二条の十四 十四四 項 第 項 第百条第 第 検 (特定 **の** 二 項 査 項 (測定 定又 0 (情 指 周 項 第

二項第四号に係る部分を除 七条の十二第一 \mathcal{O} 第二項の特定公示局の決定又は変更 制定又は 第七条第三項又は第四 一第三項 変更、 \hat{O} 規定による電波の有効利用 項の 第二十六条第 開設指針の制定又は 項 <u>\</u> の規定による放送用)の作成又は変更、 項の周辺 波数 変更及び第七十一 \mathcal{O} 程度の評 割 当 周 波数 第一 価 画 使用 一十六条 第二十 同 条の 条第 計 画

機関、 条の三第十一 若しくは第三十九条の十 七十一条の三第 十三項において準用する場合を含む。 画 は指 波数変更対策機 する場合を含む。 の認定 第二十七 指定試 定 較 0 条の 取消 正 上機関の 項、 験 十五第二 十一 機関 Ļ 関 第百二条の 項及び 指 同項の規定による無線局 0 役員 の規 指定周波数変更対策機関 定 項若しくは第三項 \mathcal{O} 第二項 定による指 第百二条の十八第十三項 取 + 消 指 七 Ų 定試験機関 第五項及び (第四十七条の 第四十 定試 の規定による指定講習 験 七条の二 \mathcal{O} 0) 第 試験員若 機関若し の免許等 規定による開 百二条の 五、 セ にお ンター 第三 くは 第 \mathcal{O} + 七 取 指定 八第 て準 若し $\bar{+}$ 設 は 消 (第

> 省令の 第一 十四四 兀 第百 第百三 項 第 (特定 1条第一 項 。 一 一 条 制定又は改廃 項 (測定器等) 0 0 (情報通信 (指定無線 周波数を使用する無線 項 第九 第 号 項 設備 0 (高 (電波利 同条第 技 術 \mathcal{O} 周 を利用す 販 波 九項 発に 用 利 料 用 おける告. する方法) 設 設 \mathcal{O} 較 備 徴 備 収 正の業務 \mathcal{O} 指 等 定 知 第 等 0 百 規定による総 (の実施) 第百二条の十八 一条の 第百二条の十 第百二条の 十三 並びに

一 (同上)

七十一 機関 周 用 < 若しくは第三十九条の十一 画 十三項において準用する場合を含む。 の三 波数変更対策機関 する場合を含む。 は 第二十 0 認定 指定較正機関の 一第十一 条の三 指定試 0 七条の十五第二項若しくは第三 取 一第十 項、 験 消 機関 ï 第百二条の 指定の 項及び第百二条の 0 同項の規定による無線 役員 \mathcal{O} 指定周波数変更対策 規 第二項 定による指定試 取 指定試 消 十七第五 Ļ (第四 第四十 験 項及び 機関 十八第十三項におい 十七 項 の規定による指定講 機関、 0 験 七条の二 局 \mathcal{O} 一条の五、 第百 試 機関若しくは 0 規定による開 免許等 験員若しくは セ 二条の十二 第三 ンター 第七十 0 項 取 て準 若し 指 八 消 第 定

 \mathcal{O} 項 開 0 項 項若しくは第七項 消 変更、 定によ による無 条第 0 設の禁止若 0 変 六条の二の 較 更の 規 規定による第二十 正 定による無線 機 第七· る開 項 命 関 線 令若しく \mathcal{O} (同 規定に 十六 従 しくは登 設 較 条第二 事 計 正 者の 条 \mathcal{O} 画 員 よる指 は 規 *の* 局 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 免許 無線 定に 録 認 \mathcal{O} 七 解 E 周 \mathcal{O} 条 定 局 任 定無線 若 お 局 波 \mathcal{O} よる無線局 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 命令又 運 しく 0 数 \mathcal{O} + 取 11 規定による登録 免許等の 消 て準用する場合を含む。 \mathcal{O} 用 八 ï 第 は 指定の変更、 \mathcal{O} 高 制 数 船 は 項 同 限 舶 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 取消 条第 免許 局 削 \mathcal{O} 七 無線 第七十六条の 減 登 及 \mathcal{O} L 録 六 苦しくは び 項 取 従 登 に \mathcal{O} 条 事 録 係 周 取 若 消 第 者 る無 局 波 消 几 数 証 \mathcal{O} Ļ 項 線 明 第 周 \mathcal{O} は 同 波数 \mathcal{O} 第 指 第七 第七 \mathcal{O} 七 局 項 第 定 取 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 五.

よる指 る指 設 定 \mathcal{O} よる開 項 定による伝 による工 足による 昭機関 指定、 後段 \mathcal{O} 項の 備 第八条の 変更若しくは 定 \mathcal{O} 設置場 規 の規 定周 較 設 第七 セ 定による包 事 正 \mathcal{O} 計 搬障 指定、 設 波数変更 定による放送事 規定による無線局 画の認定、 + 関 タ 計 所 害防 \mathcal{O} 変 \mathcal{O} 変更 登録 条 第 第四 指 更 \mathcal{O} 括 指 対 止 \mathcal{O} 区 策 \mathcal{O} 十六条第 第三十九条の二第一項 免許、 許 局 定 項 又 域 機 命 可 \mathcal{O} 令、 は \hat{O} 関 周 項 \mathcal{O} 指 規定による無 第 \mathcal{O} 波数等若しくは 第二十七条の \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 指定、 百 定 変更の 予備免許、 第七十一条の 条第四項若しく 項 一条の十 第 \hat{O} 許 規定による指 第百二条 百二条の 可 線 十三第 八 第九条第 三第 (の規 第 人工 第二十 局 \mathcal{O} \mathcal{O} は 衛星 定に 項 七 周 第 定試 第 第 項 波 項 七 0) 条 項 規 数 \mathcal{O} 局 ょ \mathcal{O} 七 定 項 項 規 等 験 る 規 0 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 指定 定に 規定 \mathcal{O} 無 \dot{O} 機 五. 第 \mathcal{O} 定 E 線 関 第 指 規 規

> 開 項 ħ, \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 項若しくは第六項 消 定による無線 十六条の二の 定 変更、 条第 変更 \hat{O} 設の \hat{O} 定による開 較 規定に 規定による第二十七条の 正 禁止 $\widehat{\mathcal{O}}$ 機 第七 項 命 関 による無言 令若 若 \mathcal{O} 十六条 しくは 規定による指 同 設 従 較 条第 しく 計 事 正 者 線 画 0 員 の二の 規定に 0 は 局 登 0 \mathcal{O} 免許若 一項に 無線 録 認定 \mathcal{O} 解 周 局 任 $\frac{\dot{}}{\mathcal{O}}$ 定無 よる無線 お 局 波 0 0 \mathcal{O} 数 緷 \mathcal{O} + 取 1 命 規定に 線 令 免許 凣 て準 消 0 用 指 第 \mathcal{O} 局 又 は L 用する場 等 制 数 は 船 定 局 よる \mathcal{O} \mathcal{O} 項 同 \mathcal{O} 第 舶 限 \mathcal{O} 変更、 条第 局 取 削 \mathcal{O} 免 七 第七 無線 消 登 減 登 許 合を含む 録 及 録 五 0 若 十六条の三 に係 Ű 登 \mathcal{O} 項 取 条 従 周 じく 録 取 若 事 消 第 波数 者 しく 局 る 消 無 証 は 0 項 第 線 周 の指 は 明 同 第 第七 0 第六 七 波 局 項 \mathcal{O} 数 取 規 \mathcal{O} 加 \mathcal{O} 定

四 (同上)

いて準用する場合を含む。)第三十八条の二第二項の規定による通知(第百条第五項にお

理審議会に諮問しないで措置をすることができる。 議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監2 前項各号 (第三号を除く。) に掲げる事項のうち、電波監理審

(意見の聴取)

。 より諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない第九十九条の十二 電波監理審議会は、前条第一項第三号の規定に

と認めるときは、意見の聴取を行うことができる。号を除く。)の規定により諮問を受けた場合において必要がある2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号(第三

3~8 (略)

第八章 雑則

(高周波利用設備

、総務大臣の許可を受けなければならない。 第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき

その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話

備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以

監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項のうち、電波監理

2

(意見の聴取)

ばならない。 号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなけれ第九十九条の十二 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第三

るときは、意見の聴取を行うことができる。 第四号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認め2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第二号及び

3~8 (同上)

第八章 (同上)

(高周波利用設備)

第百条

(同上)

一 (同上)

二 (同上)

2~4 (略)

5 条の五 可)、 は 波 無線局の廃止) (の質) 第七十三条第四項及び第六項 第十四条第 (無線局 第二十一 条 (技術基準 項の 0 第三十条 0 免許の 規定に (無線 条 項及び第二項 適合命令)、 第二十四条 (免許状の より許可を受けた設備 取消し等) (安全施設) 備 0 技術基準 訂正)、第二十二条、 (免許状の返納)、 (免許状) 、第十七条 第七十二条(電波の発射の停止) 並びに第八十一条 (検査)、第七十六条、 第三十八条 Ď 策定等の に準 甪 申 (技術基準) する。 第二十八条 (報告) 出 第二十三条 (変更等の 第七十 第七十七 の規定 (電 許 第

電波利用料の徴収等)

第

はその 該免許等の 始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、 日 て「応当日」という。 する日 百 日 区分に従い である場合におい 免許等の日又は応当日 から起算して三十日以内及びその後毎年その 三条の二 |該期間 から始まる各一年の期間 期 間 期間とする。 (応当する日がない場合は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 満 有効期間 免許 了の 同 月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当す 表 日 \mathcal{O} 人等は、 にまでの 下欄に掲げる金額 (T) てその期間がうるう年の前年 につい 満了の から起算して三十日以内に、 (以下この項において「起算日」 電波利用料として、 期 間が て、 日までの期間 (無線局の免許等の日が二月二十九 別表第六の その翌日。 年に満たない場合は、 (起算日 が一年に満 上欄に 無線局 免許等 から当該免許等の 以下この <u>ウ</u> 三 掲げる無線 起算日か たない 月 当 \mathcal{O} の免許等の |該無線| 条にお 日に応当 その とい 日 場合 *ら当 から う 局 額 高

2~4 (同上)

5

波の質) 可 けた設備に準用する。 びに第八十一条 検 七十二条 無線局の廃止) 査 第十 第二十一 四条第 第七十六条、 (電波 第三十条 (安全施設) (の発射の停止)、 条 項及び第二項 (報告) 第二十四条 (免許状の 第七十七条 \mathcal{O} 規定は、 訂正)、第二十二条、 (免許状の返納)、 (免許状) 第七十三 (無線局の免許の 第三十八条 第 項の規定により許可を受 一条第四 第十七条 (技術基準)、 項及び第六項 第二十八条 取消 第二十三条 (変更等 等) \mathcal{O} 電電 第 並 許

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (同上)

る金額)を国に納めなければならない。

2~4 (略)

5 免許等 る日 きは 場合にお 録 十 する月の末 に 月 該 る特定無線 及びその後 はその包括 から始まる各一年 、場合は、 包括 五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の あ 届出が受理され (以 下 という。 いつては 年に満 翌日 括免許 が 、 う。 な あ 免許 0 属 一号包括 <u>ウ</u> つては 日 11 する月の 「包括免許等」 免許等 場合は、 その前 たなな てその 人又は Ħ 第二十七条の二十 高 カン 0 毎年その から当該 月二十 をその 応当する日 及びその 日に応当 0 は、 数 包括 免許 末日 場 期 0 \mathcal{O} た日から起算して三十日以内に、 月 包 (以下この %合はそ 期間 その 翌月 包括 包 日に応当する日 八 間 人にあ 第 括 免 日 括 後毎年その登 カ 一する日 許 0) 登 が という。 ら起 前 \mathcal{O} 属する月の末日現在 免許 項 録 免 ま う \mathcal{O} (応当する日 (包括免許 るう年 \mathcal{O} 許 で 日 十五日までに総務 \mathcal{O} 日 0 人 規定に : 等 の 九第 ては包 0) 算して四十五 項 期 0) 0 (応当する日がな 間 及び 期間 属 日に応当する日 \mathcal{O} 属 とする。 有 \mathcal{O} する月 下この条に 前年 等の日 0 次項に、 括免許 にかかわ とし、 項の規定による登録 効 す 一録の日に応当す (応当する日 る月 期 がない場合 日又はその 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 当該 末日 三月 お が二月二十 日以内に、 5 以 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 大臣 下この 末日 満 VI に お 日 及び お 日日 て 包 い場合は、 \mathcal{O} Ţ (応当する日 後 は、 から 括 に 属 電 \mathcal{O} が 開 1 7 規定に て開設 る日 その 第 届け でする月 から 毎年その 項 日 な 免 波 九日 その 包括 設無線 及 ま 起 利 包 算 括 後毎 号包括免 場 てバ 始 \mathcal{O} 出 用 (応当す 翌 よる登 そ 次 \mathcal{O} 合 ま で L 日 登 \mathcal{O} 料 免 \mathcal{O} て、 ると 旦 て四 年そ てい 項 は あ 包括 録 $\overline{\mathcal{O}}$ 末 期 \mathcal{O} 局 が 許 日 艒 る 属 当 数 又 前 な \mathbb{H} 人

2~4 (同上)

5

年の期間 う。 は、 用 に 当該包括免許 等の日に応当する日 二十八日までの \mathcal{O} 当する日 れぞれ当該包括免許若しくは 末日及びその後毎年その は第二十七条の が受理され 無 て 11 免許等」 い場合は、 ※線局 後毎年その つい 場合はそ 期間がうるう年の は 包 その前 という。 包括免許 括 をその の数 免許 無 百 線 という。 (応当する日 その (包括免許 た 日 人又は 五. 局 \mathcal{O} 日 以 括免許 及び 期 翌月の十五 包 人に は、 白 間とする。 \dot{O} 期間、 前 から起算して三十日以内に、 下この項 0) 括 一十九第 当 有効期 旦 免許 属する月の末日現 あ 包 0 とし、 前 第 該 人にあ 等 0 括 (応当する日が 日又は ては <u>.</u>登録 無 年の三月一日 Oが \mathcal{O} 0 日 が ない 月の 登録 反び 包括 線 訚 H 項 日までに 当該 項の つては三百 以 に応当する 包括免許 0 局 \mathcal{O} 人 、場合は、 満 次項 **!登録** を通 下この 規 その後毎年その包括免許等の 末日から起算して四十五 同 \mathcal{O} 二月二十 以 包括 定に 了の 項 規定による登録 日に応当する日 総務 気におい の規定による登録 下こ 人に 信 ない 項 免許 から始まるときは翌年の 在 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} か その かわら 相手 大臣 六 九日である場合にお に 日 0 あ 及 ま 日 +· 場合 条に Ű て お で \mathcal{O} 0 (応当する日 翌 に届 属する月 方 円 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 て開 旦 包 は 項 期 は 日又はその包括免許 お 括登録 する E 間 \mathcal{O} け 設 V (応当する日 から始れ 域専 無線 百 お その翌日) 日 設 出 電 て が て、 \mathcal{O} \mathcal{O} L 波 (以 下 包括免 年に 一日以 人にあ 局数 舧 属する月 ている特定 が 末日及びそ 利用料とし + 7 な 電 同 まる各 円 局 公内にそ 該 満 日 波 包包 とい から を使 たな てそ に応 二月 つ が 届 0 な \mathcal{O} 人

その 日 な 免許等の日又はその包括免許 \mathcal{O} 開 い 1 方とする無線 お 8 を十二で除して得た数を乗じ その前 なけ までの期 数 設 同 無線局に に掲げる金額 あつては (広域専 場合は、 をいう。 S 無線局 後毎年その 表の下欄に掲げる金 て同 れ 日 ば うい なら 訚 数 別表第六 舶 ダンは開! が 次項 局に その翌日) 電 0 な 、ては、 属する月の に 登 波 年に満れ にお 録 を 0 0 使用 包括 \mathcal{O} 設登録局 0 11 1 ては、 日に応当 別 上欄に掲げ て、 11 額 爱録 から当該包括免許等の 表第八の た て する無線局及び当該 ない 同 末日現在において開設 第 て得 ľ に、 等の日に応当する日 数 人にあつては三百八 場合は、 する日 |百五十円) 号包括な 登 それぞれ当該 上欄に掲げ る無線局 た額に相当する を乗じて得た金額 録 の日 免許 (応当する日 その \mathcal{O} 人に \mathcal{O} 額に当 る無 無線! 属 区 有効 する月 分に 第 あ 線 年 十円 金 局 (応当 L 0 額) 号 期 7 該 が \mathcal{O} 局 従 を 7 は三百 な 期 間 0 期 包 通 \mathcal{O} (当 (移 る登 間 間 す 末 括 を \mathcal{O} X 同 信 満 場合は る日 該 に係る 一分に従 玉 日 動 表 免 \mathcal{O} \mathcal{O} 月数 及び 了の 包 録 L \mathcal{O} 相 納 括 局 が 下 丰 +

年その その 該包括免許 が 日 局 な 又はその 包括免許 る特 前 包括 場合は、 係 日 無 線 定 るもの 免許等 等の 無 後毎年その 局 \mathcal{O} 人等 属する 線 数 その 日 に限 は、 局 又 特 \mathcal{O} \mathcal{O} |翌日| る は 月 属する月 日に応当 前 定 包括 無 登 \mathcal{O} 項 翌月 録 \mathcal{O} 規定に から 免許等の 局 局 コする日 あ 以 \mathcal{O} 0 数 翌月以後の月 って 第 後 始 まる各 が \mathcal{O} よるも 月の末 は既にこの そ 日に応当する日 (応当する日 これぞれ 条 0) 日 年 0 \mathcal{O} 現 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ 該 期間 末 項 第 在 か、 日 0 に が 又は 規 뭉 年 お な に 包 (応当する日 定によ 括 お \mathcal{O} 1 12 11 その 期 撂 7 場 免 て、 合は、 げ 間 開 許 る届 る無 に係 設 後 等 当 \mathcal{O}

6

6

係る開 に納 包括 録局 了の 日が 合は、 に 月数を十二で除して得た数を乗じて得 及びその L 従 な 免許等 ない 8 日 \mathcal{O} 1 11 はまでの なけ その 数 設 同 無 、場合は、 後 無線 を 表 線 \mathcal{O} 11 前 毎 \mathcal{O} れ 局 年その · う。 期 日 月 局 ば 下 に なら 間 又はその包括免許等 欄 数 0 文は その翌日) が 次 \mathcal{O} に 1 項 属 登 掲 て はする月 年に 録の 12 開 げ は、 設 お る金額) 満 日に応当 登録 11 别 たな て同 カゝ \mathcal{O} 表 局数 末 ら当該包括 第 に、 ľ 日現 八 · 場合: する日 \mathcal{O} 0 登 た額 在に それ 日に応当す 上 を は 録 欄 乗じ 免 お \mathcal{O} ぞ (応当 その れ当 相当する金 許 1 日 掲 て開設 等 7 \mathcal{O} げ んる日 \mathcal{O} 襣 する日がな 該 Ź 額 属 有 する月 に当 た 無 効期 年 して 金 線 (応当する 額 額 $\dot{\mathcal{O}}$ 局 艒 期間 期 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 当 る登 末 間 区 \mathcal{O} 1 満 該 場 玉 日 \mathcal{O} 分

年その てい そ 該包括免許等 が 日 そ $\tilde{\mathcal{O}}$ な 包括 又はその 、る特定 \mathcal{O} 設 前 場合は、 届 包括免許等 日 免 線 許 出 無線 後 局 \mathcal{O} 0 属 毎年その 等 日 数 \mathcal{O} その 以 局 する月 日 は、 後に 既 又 \dot{O} 0 |翌日| は 日に応当 属 に 前 . こ の 包括 する月 お 登 \mathcal{O} 項 翌月 録 0 11 から始れ 免許等 ては 項 局 規 す の翌月 \mathcal{O} \mathcal{O} 以 定 規 る日 数 後 定に なまる各 そ が \mathcal{O} よるも \mathcal{O} そ 以後 $\tilde{\mathcal{O}}$ 日 月 (応当 届 ょ れ \mathcal{O} に 応当する日 る ぞ \mathcal{O} 出 末 \mathcal{O} ョす 届 ħ Ħ 月 年 0 る日 当該 $\dot{\mathcal{O}}$ 係 現 \mathcal{O} 出 ほ か、 期 る が 在 末 特定無線 あ Ė 間 12 が 文は 年 お にお 包括 な 0 (応当す た場場 \mathcal{O} VI 11 その 期 場 1 免 合に 合は 間 開 局 て、 Ź 設 後 \mathcal{O} に 当 日 数 は 係 毎 \mathcal{O}

数又は て開設 係るも 場合は 同 無線局に とする無線局 人又は包括 設 数を超えた月 係る特定 に掲げる金 月までの 又は当該包括免許等の 十五日以内に、 届 を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に 出 (広域専 表 出 登 Ō が (応当する日が 月の末 0 が受理され あ 号包括 |総務省令で定める無線 してい つた場 は 局数 登 0 期間 つい その 無線 等 録 欄 舶 别 に掲げ 額に、 . 登録 日現 限 $\dot{\mathcal{O}}$ 電波を使用する無線局 局 表 (既に 、ては、 別につい につ があ %合に 第六 る登 包括 0 免許 月の翌月以後に る 局 数 在に 当該超えた月 た日 人にあつては当該超えた月の末日 \mathcal{O} る金 包括登 ない 人にあ 録局 は、 11 登 数 免許等に \mathcal{O} (当 ては、 て、 お から起算して三十日以内に、 録 た 別 上 育効期 場合は、 表第 「該包括免許 場合に そ 額 欄 \mathcal{O} あ 特 局 数 に掲 第 つては当該開設してい て開 録 \mathcal{O} 定 0 1 二百五十円) 人に 係 八 数が開設登録局数を超 無 届 る無 設 線 号包括免許 間 か を超えたときは、 おいては、 局 0) げ は は 出 あ そ の満 その ら次の包括免許等 して 既に 上欄に掲げる無線 る無線局 局 \mathcal{O} 線 係るも 1人等が つては三百八十円 れぞれその 及び当該無線局 そ 日 前日) 同 高 了 1 $\overline{\mathcal{O}}$ 特 以 定無線 後に ع \dot{O} る特定無 月 条第 その 他 同 日 0 人に \mathcal{O} 0)翌月以 に限る。 等の の属する月 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 お 一号に掲 包括 翌日 第 あ 分に 月の末日 超 局 線 る特 電 機 える つて \mathcal{O} 7 号 を から 第二 えた月 後に は、 0) 0 波利用料として 能 免 局 従 届 局 数 は三 属 定無線 包 日に応当する 特 通 け げ を \mathcal{O} \mathcal{O} が 移 V 一号包括 起算 現在 括 信 する月 出 る無 定 X 0 数 お 開 そ を受け 同 分に 百 が する 前 動 表 免 0 て、 設 \mathcal{O} 当 又は 線 線 相 六 月 L 局 あ \mathcal{O} 届 £ ゚゙まで 当該 十円 て四 免許 従 下欄 手方 0 の数 お は、 該 局 な 0 局 出 包 前 開 た \mathcal{O} 11

当該 括免許 料とし き開 無線局については、 て、 数又は登録 二百五十円) 無線局及び当該無線局 超えた月 あつては当該超 が る場合であ として総務省令で定める無線局 同 \mathcal{O} 該 数を当該 在 該超えた月の 免許等に基づき開 11 た数 外からそ 温出 にお 又は 一表の下欄に掲げる金額)に、 場合は、 あつた場合は 有効期間 包括免許 設 える特力 て、 が受理され 開 人等の包括免許等に係る無線局と同 、て開設 れぞ を乗じ 7 カ 超えた月の 設 ら次の 局 の満了 その つて、 包括免許 1 登 に、 の数 れそ 前 人に 定 る 録 て得た金 特 月 前 えた月の末日から起算して四十 L 局 た日か その 日 当該超えた月 あ 包括免許等の て $\overline{\mathcal{O}}$ 線 定 \mathcal{O} 設している特 包括登録 0 数 (当該包括: 翌月 無線 日 末 別 人に 下 いる登録 局 つては三百 を通信の の属する月 月 既 口 \mathcal{O} 日 表第八の上 0) 数又は [る特 額 現 翌日の属する月 5 0 あ \mathcal{O} 局 起算 十五 翌月以 在 って に当 0 人にあつては三百八十円 登 数 に 免許 局 定 の相手方とする無線局 録 定無線 六十円 に係るも それぞれその 日に応当する日 該 無 登 又 お \mathcal{O} 日までに は当該開 \mathcal{O} 局 末日現. 後にお 人等が 数 期 線 録 は 欄に掲げる無線局 \mathcal{O} て三十二 11 \mathcal{O} 間 前 て当 数 局 局 登 を超 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 録 局 月まで又は当該包括 が 広 ·自以 数 数 該 \mathcal{O} 在 \mathcal{O} 他 0 総務大臣に届け 設 1 開 月 局 数又は 数を十二で除 又 を 0 に に限る。 等の機能を有するも \mathcal{O} 域 前月 してい えたときは 7 設 他 は、 分内に、 専用 は 限 数 お 包括免許等 超える特定 \mathcal{O} 登 を下回 包 いて当該: 度としてこれ までの期間 五日以内 登 録 (応当する日 2登録局 その 括免 電波 る特定 録 局 別につい 包括 数 \mathcal{O} 局 (移 を受けて 区 月 を使 許等に基 を \mathcal{O} るときは 無線 一分に従 0 他 動 出 0 超 登 (当 を控 角 しな ては 数 \mathcal{O} 波 末 え が する 刹 5 包 該 が 当 人に 日 た 局 0 局 当 1 包 な \mathcal{O} 用 現 月

数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなけ 数 当該超える特定無線 き開設してい 該超えた月の 免許等に基づき開 る場合であ した数)を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除 からそれぞれその 0 前月の て、 る特定無線局 当 設している特定無線局の数又は 高 末日現在 該 下 の数又は登録 超 回る特定無線局 えた月 \mathcal{O} 数又は にお \mathcal{O} いて当該他 末 登録局 局 Ħ 現在 0 の数を限度としてこれらの 数又は登 の数を下 $\overline{\mathcal{O}}$ お 包括 て当 録 登 れ 免許等に基づ ばならな 局 回るときは 録 0 局 該 数を控除 の数 L 他 て得た \mathcal{O} が 包括 当

7·8 (略)

9

特定周 第七 補償に要すると見込まれる費用を含む。 を使用する無 関に対する交付・ 用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対 定 までの 起算して五年を超えな 規定の 該最初に開設する特定基地 て認定計画 周波数終了対策業務 人等に係る」 である場 項の規定にか 、波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周 間 適用については、 条第 は 以 に従 下この 合にあつては 第 二項又は第七十六条の三第二項の ح 金の つて特定基地 局 項 0) 項 かわらず、 交付、 免許 E 中 同 お 項及び第五 (第七十 を含む。 当該特定公示局に係る満了日の翌日 金額) 範囲内で政令で定める期間 人等に対し V) て同じ。 局 免許人が特定公示局の免許人であ 局を最初に開 (当該特定基地局が包括免許 「該包括免許に係る他)に要すると見 条の三の二第十 項中 とあるの て補 に係る第 を国 償する場合に の二分の は 設 įz する場合にお 一金額) 規 とあ 項 定に基づき当該 込 項にお ま 又 一に相当する を 0 波数 るの 特定基 れる費用 経 は おける当該 過 第五 する日 出 け \mathcal{O} 11 は 電波 · 係る 策 . て 準 る当 該 カコ 項 地 機 特 B 免 Ó \mathcal{O} 局

数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければなら

7・8 (同上)

9

は、 満で当該認定 使 用する無線局 周 る第七十一条の三 波数終了対策業務 該 て認定計 に要すると見込まれる費用を含む。 対する交付金の交付を含む。 「金額) [案して当該特定基地 、波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周 最初に開設する特定基地局に係る第 用 一条第二項又は第七十六条の三 前 当該特定公示局に係る満了日の翌日 範囲内で政令で定める期間を経過する日まで 区域に応じて政令で定める金額と、 項 の規定に 」とあるのは 画に従つて特定基 計 0 免許 画に係る認定の有効期間 かかわらず、 第九項の規定による登録周波数終了対策 (第七十一条の三の二第十 人等に対 局 に使用させることとする周波数及びそ 「金額) 地 免許 して補償する場合における当該 局 に要すると見込まれる費用 を 第二項の 最初 人が特定公示 当該免許人等に係る特 の二分の一に相当する額 に開 当 項 か 特定 「該政令で定める金額 規定に基づき当該 5 \mathcal{O} 設 規定の する場合に 起算して五年を超 項におい 基地局 局 波数の電波 0 0 が適用に 免許 間 の総数そ は、 · て 準 お 人であ 同項 0 け (第七 関 特 る当 甪 補 を 定 使 償 定 す 周

る。 とあ を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算 その他の当該 額未満で当該認定計画に係る認定 その使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定め 額を勘案して当 つて開設される特定基地 た金額 つい この場合において、 .開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画 るのは ては、 を 加 「相当する金額) 算した金額 [認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度 前 該 項 特定基 \mathcal{O} 規定 当該認定計画に従つて開設される当該最 局 地 は を 適 \mathcal{O} 玉 局 通信 12 に使用させることとする周 \mathcal{O} の相手方である移動 「該包括免許人等に係る」とす 有効期間、 同 項 中 相当 特定基地局 す する無 る金額 波 の総数 に従 る金金 及び

案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した

他

の当該

認定

計

画

が特定基地

局

 \mathcal{O} 円 滑

な開

設に寄与する程

度

を

金額を加

算した金額」とする。

この場合において、

当該認定計

画

前

項の規定は適用

な

る特定基地局

 \mathcal{O}

通

信

定基 の 相

10 5 略

特定無線局と通 信 \mathcal{O} 相手方を同じくする外国 『の無線

第百三条の五 信 \mathcal{O} 規定にかかわらず、 ることができる。 \mathcal{O} 包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、 択される周 相手方である無線局から 第一号包括免許人は、 周波数の 総務大臣の許可を受けて、 電波の みを発射する外国の無線局を運用す 0 電波を受けることによつて自動 第二章、 第三章及び第四 本邦内におい 当該通 てそ 章の 的

2 準に適合していると認めるときは る無線局 項の か許可の \mathcal{O} 無線設備が 单 詩が あ 第三章に定める技術基準に つたときは、 これを許可 総務大臣は、 しなけ 相当 当 「する技 ればならな 該申請に係 術基

3

号包括免許人の包括免許がその

効力を失つたときは、

当

該

用 な 2 第 10 され が 手方である無線 免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じく かかわらず、 百三条の 手方である移動する無線局については、 地局及び当該認定計画に従つて開設され に従つて開設される当該最初に開設する特定基地局以外の (特定 できる。 42 (同上) る周 **上無線局** だ波数 五 同 £ と通 0 総務大臣 包括免許人は、第二章、 局 電 から 波 信 0 0 みを発射する外国 の電波を受けることによつて自 の許可を受けて、 相手方を同じくする外 第三

3 包括 免許 人の 包括免許がその効力を失つたときは、

|該包括免

『の無線|

局

を運用すること

本邦内に

おいてその包括

当

動

的

. 選

択

|該通信

の相

一章及び第四章の

規

定に

玉

 \mathcal{O}

一・二 (同上)	一・二 (略)
第百十三条 (同上)	別金こ型する。 第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の
九・十 (同上)	十一・十二 (略)
	した者 十一第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設
七・八 (同上)	•
	。)の規定による命令に違反した者
	七 第七十一条の五 (第百条第五項において準用する場合を含む
一~六 (同上)	一 一 ~ 六 (略)
	は百万円以下の罰金に処する。
第百十条 (同上)	第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又
第九章 (同上)	第九章 罰則
条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。	号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。
\rightarrow	。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
- 高とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただし、第一線局を当該包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線	──した寺定無湶司とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する──係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設
4 包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無	4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に
許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。	。

十八~二十三(略)一十八~二十三(略)一八~二十三(略)の届出をした者の居出をした者の居出をした者の居出をした者の日十七の第三十八字の二十十名の二十十名の二十十名の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の二十十八字の一十十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十十八字の一十十八字の一十十八十十十十十十十十十十	1	1 第二十二条の大角三頁(特官無象司の落上の届出これの形分一〜八 (略) 一〜八 (略) 超料に処する。	第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の	第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人と対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一第百十条(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑	四〜二十七 (略) は虚偽の届出をした者
十六~二十一 (同上)	九~十五 (同上)	一~八(同上)	第百十六条 (同上)	第百十四条 (同上) 第百十四条 (同上)	三~二十六 (同上)

附則

(電報の事業に関する経過措置)

気通信事業とみなされる間は、第十六条の二、第二十七条の三十13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電

規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれ五第一項、第百二条の二第一項第一号及び第百八条の二第一項に

るものとする。

別表第三(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係

第三

十八

八条の二

0

周

ī波数計

項第一号の事業

四 三

バンドメー

・ター

スペクトル分析器

事

業

 \mathcal{O}

区

分

測

定器そ

 \mathcal{O}

他の設備

附則

13

電気通信事業法附則第五条第一

項の規定により電報の事業が電

(電報の

事業に関する経過措置)

業に係る業務が含まれるものとする。第百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事二、第百二条の二第一項第一号、第百三条の四第二項第二号及び気通信事業とみなされる間は、第五条第二項第六号、第十六条の

別表第三(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係

二第三十八条の二第一項											第一号の事業	一第三十八条の二第一項	事業の区分
	+	+	+	九	八	七	六	五.	匹	三	_	_	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	測定器その他の設備

第二

条

0

0

0

項

の下

・欄に掲げるも

0

+

擬似音声発生器

+

擬似信号発生器

九八

電圧

電流計

スプリアス電力計 電力測定用受信機

十

低周波発振器

七六五

高

周

波電力計

オシロスコープ 電界強度測定器

標準信号発生器	Ξ	
レベル計		一項第三号の事業
二の項の下欄に掲げるもの	_	三第三十八条の二の二第
ひずみ率雑音計	五.	
直線検波器	兀	
比吸収率測定装置	三	
変調度計	_	一項第二号の事業

	第三号の事業	三第三十八条の二第一項				第二号の事業
Ξ		-	五	兀	三	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。) い者	又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しな定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、一この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規	(37711711年) 新月の免許を与該当する者には、無線局の免許を与		権の三分の一以上を占めるもの。	る	四	外国政府又はそ	一 日本の国籍を有しない人	えない。	第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与	(欠格事由)	第一節 無線局の免許	第二章 無線局の免許等	改正案	○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(第四条関係)
二(同上)	一(屆上)	3 (同上)	2 (同上)			四(司上)	. —	一 (同上)		第五条 (同上)	(欠格事由)	第一節 (同上)	第二章 (同上)	現行	(傍線部分は改正部分)

若しくは第五項 定により認定の取消しを受け、 \mathcal{O} 取消しを受け、 第二十七条の十五第一 (第五号を除く。) の規定により無 その取消しの日から二年を経過し 項又は第二項 その取消しの日から二年を経過 (第三号を除 ない者 局 \mathcal{O} の規 免許

几 条の十八第一項の登録の取消しを受け、 年を経過しない者 第七十六条第六項 (第三号を除く。) その取消し の規定により第一 の日から二 一十七

ない者

4

<u>\</u> 号のいずれかに該当する者には、 移動受信用地上基幹放送をいう。 幹放送をいう。) 害対策中 用するもの 項において 一十六条第二項第五号イに掲げる周波数 、第九十九条の二を除き、 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信 については、 - 継放送、 「基幹放送用割当可能周波数」という。 以 下 及び移動受信用地上基幹放送(同条第十四号の 衛星基幹放送 第 「基幹放送」という。 項及び前項の規定にかかわらず、 以下「放送」という。 (放送法第二条第十三 以下同じ。 (第七条第三 をする無線局 をする無線局を除 であつて 一号の 一項及び第四 の電波を使 (受信障 次の各 衛星基 第 4

い者 より登 は放送法第百三条第 規定による認定の取消し若しくは同法第百三十 第 録 項 第 0 取 一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又 消しを受け 項若しくは第百四 その 取消しの 日から二年を経過しな (第五号を除く。 一条の規定に

無線局の免許を与えない。

三 (同上)

兀 同 上

項において う。 許を与えない。 項の規定にかかわらず、 衛星の無線局 とを目的とするもの、 局又は移動受信用地 の放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。 上放送 (以下「放送」という。)をする無線局 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信 一号又は第 下同じ。 (放送法第1 て 「特定放送局」という。 (以 下 应 号) をする無線局であつて、 一条第二号の 「人工衛星局」という。 のいずれかに該当する者には、 放送をする特定放送局にあつては 受信障害対策中継放送をするもの及び 次の各号 二の六の移動受信用地上放送を (人工衛星に開設する特定放送 については、 (電気通信業務を行うこ 他人 の委託により 又は移動受信用 第 無線局 項及び 以下この の送信 の免 人工 号 前

第一項第 号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

5 放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう る地上基幹放送又は当該地 的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係 下同じ。)を受信し、 波に重畳して行う多重放送 受信の障害が発生している地上基幹放送(放送法第二条第十五号 兀 地上基幹放送をいう。 免許の申請 該当する場合を除く。 計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの 決権の五分の一以上を占めるもの る者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合 る議決権の割合とこれらの者により口に掲げる者を通じて間接 項に規定する受信障害対策中継放送とは、 する者であるもの 法人又は団 法人又は団 法人又は団体であつて、 省令で定める割合以上である法人又は団体 第一項第一号から第三号までに掲げる者 イに掲げる者により直接に占められる議決権 の障害が発生している区域において受信されることを目 |体であつて、 体であつて、 そのすべての放送番組に変更を加えない 以下同じ。 上基幹放送の電波に重畳して行う多重 (同条第十九号の多重放送をい その役員が前項各号のいずれか イに掲げる者により直接に占められ 第 項第一号から第三号までに掲げ)及び当該地上基幹放送の 相当範囲にわたる 0) 割合が (前号に . う。 に該 総務 で 以 電 議 5 号の五 Ł 波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行う 当該障害に係るテレ 信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち 変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受 重放送をいう。 ジョン放送の電波に重畳して行う多重放送 受信の障害が発生しているテレビジョン放送 兀 三 、免許の の以外のものをいう。 前 口 1 項に規定する受信障害対策中継放送とは、 (同上) (同上) (同上) のテレ (同上) 申 同上 請 ビジョン放送をいう。 以下同じ。)を受信し、 ビジョン放送又は当該テレ 以下同じ。 そのすべての放送番組 (同条第二号の六の多 (放送法第二条第 ビジョ 相当範囲にわたる 及び当該テレ ン放送の電

第六条 る事項を記載した書類を添えて、 無線 局 の免許を受けようとする者は、 総務大臣に提出しなけ 申 -請書に、 ればなら 次に掲げ

たるものと従たるもの 目的 区別を含む。 以 £ \mathcal{O} 目 的 を有する無線局であ 0 区 別が ある場合にあ って は そ Ō その 目 的 主従 に主

開設を必要とする理

通信の相手方及び通信 事

項

継によつてのみ無線通信を行うもの 機地球局 無線通信を行うものを除く。 つて、 気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局 ては移動 下同じ。) \mathcal{O} 軌道又は位置、 局 ア無線局を除く。 無線設備の設置場所 (以 下 人工衛星局の中継により無線通信を行うもの 範囲。 (航空機に開設する無線局であつて、 、航空機の無線局 「人工衛星局」という。 第十八条を除き、 人工衛星局、 をいう。 (移動する無線局のうち、 第四項において同じ。 (人工衛星局 以下同じ。 船舶の無線局、 以下同じ。 (実験等無線局及びア についてはその)以外の の中継によつてのみ 船舶地 人工衛星局 人工 ものに をいう。 及び航空 衛 球 局 工 星 の中 であ 7 \mathcal{O} 電 以 チ 無

五. 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 門をい

以下同じ。 希望する運用 許 容時 間 (運用することができる時

七 ればならない設備を含む。 無線設備 第十七条、 (第三十条及び第三十二条の規定により備え付 第十八条、 第二十四条の 次項第三号、 二第四項 第十条第 項、 第 十七 けな 第十

> 第六条 同 Ŀ

目的

同 上

(同上)

兀 三

線局、 局 を行うものをいう。 に開設する無線局であつて、 いて同じ。 2 の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。 無線設備 てはその 船舶 地 の設置場所 及び航空機地球局 球局 人工衛星の軌道又は位置、 (電気通信業務を行うことを目的として船舶 以下同じ。) (移動 人工衛星局の中継により無線 する無線局のうち、 (航空機に開設する無線局 、航空機の無線局 人工衛星局 人工 第四項にお (人工衛 一衛星局 船舶

六 五 (同上)

験等無線局

及びアマチュア無線局を除く。

以外の

ものに

つい

ては移動範囲

第十八条を除き、

下同

をいう。

以下同

信を行うもの

(実

であ

つて、

人工衛星局

の中継によつてのみ無線通

、 う。

(同上)

七 け 条、 ればならない設備を含む。 無線設備 第十七条、 (第三十条及び第三十二条の規定により備え付 第十八条、 第二十四条の二第四 次項第二 号、 第十条第一 頃 項、 第二十七 け

通

 \mathcal{O}

無

 条の十三第二項第七号、 予定期日 二条の十八第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の 第七十三条第一項ただし書 第三十八条の二第一 第三項及び第六項並びに第百 項、 第七十 条の

運用開始の予定期

九 の二十三第一項の登録人(以下「免許人等」という。) を締結しているときは、 混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条 その契約の内容 との 間

2 請書に、 えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。 基幹放送局 の免許を受けようとする者は、 次に掲げる事項 (基幹放送をする無線局をい (自己の地上基幹放送の業務に用 前項の規定にかかわらず、 当該基幹放送に加 以下同じ いる無 申

2

線局 受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受け 認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を の業務を行うことについ とする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、 (以 下 「特定地上基幹放送局」という。 て放送法第九十三条第 0 免許を受けよう 項 地上基幹放送 \mathcal{O} 規定により

目的

臣に提出

しなければならない。

ようとする者の氏名又は名称)

を記載した書類を添えて、

つては、 前項第二 第三号を除く。 号 から 第九号まで に掲げる事項 (基幹放送 をする無線局にあ

兀 事業計画及び事業収支見積 無線設備の工事費及び無線局 0) 運用費の支弁方法

 条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一 第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日 第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第百二条の十 項、 第七十一条の

同 上

九八 (同上)

を除く。 ればならない。 次に掲げる事項を記載した書類を添えて、 許を受けようとする者は、 項 放送をする無線局 第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。 第七項 《第四号、 (電気通信業務を行うことを目的とするもの 次条第二項第二 前項の規定にかかわらず、 号及び第五号並びに第三 総務大臣に提出しなけ 申請書に、)の免

前項 第 号 一号及び第四号から第八号までに掲げる事項

同 上

三 (同上)

六 五 放送区域

第二条第二号の電気通信設備をいう。 基幹放送の業務に用 いられる電気通信設備 以下同じ。 (電気通信事 の概要 業法

3 6 (略)

7 大臣が公示する期間内に行わなければならない。 総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、 次に掲げる無線局 (総務省令で定めるものを除く。) であつて

<u>\</u> (略)

兀 基幹放送局

8 無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の 間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の 申請に資する事項を併せ行うものとする。 前項の期間は、 一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期

申 請の審査

第七条 査しなければならない。 なくその申請が次の各号の 総務大臣は、 前条第一 いずれにも適合しているかどうかを審 項の申請書を受理したときは、 遅滞

- 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 周波数の割当てが可能であること。

従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそ れがないこと 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、 その

> 六 五 四 放送事項

(同上)

ために必要な措置に関する契約を締結しているときは、 他の無線局 免許 人等との間 で混信その他の妨害を防 その契 止する

約の内容

3 6 (同上)

7

(同上)

(同上)

8 兀 放送をする無線局

申請に資する事項を併せ行うものとする。 無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許 のとし、 前項の期間は、 同項の規定による期間の公示は、 一月を下らない 範囲内で周波数ごとに定めるも 免許を受ける無線局

申 請 審査

第七条 (同上)

(同上)

(同上)

- 194 -

放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。四一前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(基幹

らない。その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければな2.総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なく

一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百二十一条第一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹

の割当てが可能であること。 要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画(基幹放送局に

- うここ。 三 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があ

| ――|| 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合するこ

一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十

に掲げる要件に該当すること。 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号

ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放

く。)を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(放送

(同上)

2

工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

数の割当てが可能であること。必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し総務大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

基準をいう。)に合致すること。 享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定めるにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつてにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者に対し確保すること

のために適切であること。 送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達

的基準に合致すること。
務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本国、基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総

て窓券省分で占りる基準に合致けること。 に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとしい 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実

開設の根本的基準に合致すること。

一前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局のて総務省令で定める基準に合致すること。

3 項を勘案して定めるものとする。 となるように、 項において「放送系の数 放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標 その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事 幹放送用周波数使用計画は、 基幹放送用割当可 \mathcal{O} 目 標」 能周波数の という。 放送法第九十 範囲内 の達成に資すること 条 第 で、 混信 項 \mathcal{O} の防 基幹 次

線局の開設の根本的基準に合致すること。
五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無

3

係るも 範囲内で、 るように、 おいて「放送系の数の目標」という。 基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標 る割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に 放送用周波数使用計 Ŏ 第一 次項にお 混信の防 一十六条第 いて 止その他電波の公平かつ能率的な利用を確 画は、 放送用割当可 項に規定する周波数割当計画に示され 放送法第二条の二 能周波数」 の達成に資することとな 第 という。 項 の放送普及 (次項に 保 0

- きは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるとび前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及
- ときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。 5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更した

6 (略)

(工事設計等の変更)

。

「他し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでないるときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとす

- その旨を総務大臣に届け出なければならない。2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく
- 3 Ł 項第 来すものであつてはならず、 のでなければならない。 第 一号の技術基準 一項の変更は、 周波数、 (第三 章 かつ、 に定めるものに限る。 電波の型式又は空中線電力に変更を 第七条第一項第一号又は第一 に合致する
- 4 送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、 通信事項 あらかじめ に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は 条の予備免許を受けた者は 総務大臣 放送事項 0 許可 放送区域 を受けなければならない 無線設備の設置場所又は基幹放 無線局 \mathcal{O} 目的 通信の これを行うこ 相手方、

するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

- 、放送用周波数使用計画を変更することができる。保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前
- は、遅滞なく、これを公示しなければならない。 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したとき
- 6 (同上)

(工事設計等の変更)

第九条 (同上)

2 (同上)

項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。 来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を

4 \mathcal{O} 所を変更することができる。 相 前条の予備免許を受けた者は 手方、 通信事項 放送事項 放送区域又は無線設備の設置場 総務 大臣 \mathcal{O} 許 可 を受け 通信

とができない。

基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。

5 とをもつて足りる。 気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更に該当するとき 項本文の規定にかかわらず、 その変更をした後遅滞なく その旨を総務大臣に届け出るこ 基幹放送の業務に用いら れる電

6 係る第四項の許可に準用する。 第五条第 項から第三項までの 規定は 無線局 \mathcal{O} 目的の変更に

、落成後の検査

第十条 する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。 条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定 その旨を総務大臣に届け出て、 十三条第三項において同じ。 第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、 「無線設備等」という。)について検査を受けなければならな 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、)及び員数並びに時計及び書類 その無線設備、 第十二条及び第七 無線従事者の資格 第四十八 以

2 ろにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添え 受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第 て前項の届 .一十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるとこ 前項の検査は、 出をした場合においては、 同項の検査を受けようとする者が、 その一部を省略することが 当該検査を

(落成後の検査)

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、 同じ。 う。 する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。 条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定 その旨を総務大臣に届け出て、 、第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、 について検査を受けなければならない。)及び員数並びに時計及び書類 その無線設備、 。 以 下 工事が落成したときは、 無線設備等」とい 第十二条において 無線従事者の資格 第四十八

2 (同上)

(免許の付与)

第十二条 その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認め 十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、 たもの)に合致し、 計 の無線設備が第六条第一 るときは、 (第九条第一項の規定による変更があつたときは、 総務大臣は、 遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。 かつ、 第十条の規定による検査を行つた結果、 項第七号又は同条第一 その無線従事者の資格及び員数が第三 二項第二号の工事設 変更があつ そ

(多重放送をする無線局の免許の効力)

は、その効力を失う。
ときは、その放送の電波に重畳して多重放送をする無線局の免許送をいう。以下同じ。)をする無線局の免許がその効力を失つた送をいう。)又はテレビジョン放送(同条第十八号のテレビジョン放第十三条の二 超短波放送(放送法第二条第十七号の超短波放送を

(免許状)

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

- 一 免許の年月日及び免許の番号

三 無線局の種別

四 無線局の目的 (主たる目的及び従たる目的を有する無線局に

(免許の付与)

第十二条 るときは、 その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認め 十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、 たもの)に合致し、 計 \mathcal{O} 無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二 (第九条第一項の規定による変更があつたときは、 総務大臣は、 遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。 かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三 第十条の規定による検査を行つた結果、 一項第 変更があ 号の工事設 そ

(多重放送をする無線局の免許の効力)

局の免許は、その効力を失う。を失つたときは、その放送の電波に重畳して多重放送をする無線をいう。)又はテレビジョン放送をする無線局の免許がその効力第十三条の二 超短波放送 (放送法第二条第二号の四の超短波放送

(免許状)

第十四条 (同上)

2 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 無線局の目的

あ つて は、 その 主従の区別を含む。 項

五. 通信の相手方及び通信事

無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

識別信号

九 電波の型式及び周波数

空中線電力

+ 基幹放送局の免許状には、 運用許容時間

3 前項の規定にかかわらず、 次に掲げ

る事項を記載しなければならない。 前項各号

(基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、

第五号を除く。 に掲げる事項

放送区域

い う。 にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名 放送事業者 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、 以下同じ。 (放送法第 の地上基幹放送の業務の用に供する無線局 一条第二 + 号の認定基幹放送事業者を 認定基幹

称

六 五 (同上)

(同上)

八七 (同上)

九 (同上) (同上)

3 + に掲げる事項を記載しなければならない。 放送をする無線局の免許状には、 (同上) (同上) 前項の規定にかかわらず、

左

前項第 号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲

げる事項

放送事項

三

(同上)

(変更等の許可)

第十六条の二 きる。 は 電気通信事業者から、 総務大臣の許可を受けて 免許人は、 電気通信業務の委託を受けようとするとき 電気通信事業法第一 無線局の目的を変更することがで 条第五号に規定する

(変更等 の許可)

第十七条 送事項 ばならない。ただし、 をしようとするときは、 に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の 放送区域、 免許人は、 無線局 無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務 次に掲げる事項を内容とする無線局の目的 あらかじめ総務大臣の許可を受けなけれ の目的、 通信の相手方、 通信事項 工事 放

 \mathcal{O} 変更は、 これを行うことができない。

基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

2 とをもつて足りる。 は 気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更に該当するとき その変更をした後遅滞なく 項本文の規定にかかわらず、 その旨を総務大臣に届け出るこ 基幹放送の業務に用いられる電

3 三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場 る第 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係 項の許可につい それぞれ準用する。 て、 第九条第 項ただし書、 第二項及び第

(免許の承継等)

第 二十条 (略)

2 をしたときは、 無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。) 以下この項及び次項において同じ。)たる法人が合併又は分割 免許人 (第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。 合併後存続する法人若しくは合併により設立され

> 第十七条 きは、 るときも 設置場所を変更し、 をする無 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。 免許人は、 同様とする \mathcal{O} 免許 通信の相手方、 又は無線設備の変更の工事をしようとすると が放 送事 ·項又は放送区域を変更しようとす 通信事項若しくは無線設備 0

より無線設備の変更の工事をする場合に準用する。 第九条第一 項但書、 第二項及び第三項の規定は、 前 項 Ó 規定に

2

(免許の承継)

第 二十条 (同上)

2 をしたときは、 無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。) 以下この項及び次項において同じ。)たる法人が合併又は分割 免許人 (第五項及び第六項に規定する無線局の免許人を除く。 合併後存続する法人若しくは合併により設立され

臣 た法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、 の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。 総務大

3 略

4 受けたときも、 務を行おうとする場合において が当該基幹放送局を譲受人の 基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し 該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局 基幹放送の業務を承継した他の法人 おいて、 免許人の地位を承継したものとみなす。 おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、 .の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に 人が当該基幹放送局を譲渡し、 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合に 分割により当該基幹放送局を承継し、 当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき又は特定地上 同様とする。 地上基幹放送の業務の 当該譲渡人が総務大臣の許可 譲受人が当該基幹放送局を譲渡 の業務の用に供 特定地上基幹放送局 これを分割により地上 当該法人が当 用に供 する業務を行 その譲渡人 いする業 おい 0 \mathcal{O}

5 受けた場合において 事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹 該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の 受人が総務大臣の許可 承継したものとみなす。 は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合にお 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併をし 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局 を受けたときは、 総務大臣の許可を受けたときも 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送 当該法人又は 放送局 \mathcal{O} 免許 譲受人が当 同様とす 地 を譲り が当 位を

> た法人又は分割により当該事業の全部を承継 の許可を受けて免許人の地位を承継することができる した法人は、 総務大

3 (同上)

臣

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれる者が無線設備等の点検を行うものであること。 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有す	四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければ ~60点核の事業のみを行ぎ者にあってに、第一号、第二号及て第	育一号、	省令で定める書類を添付しなければならない。	3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務	四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨	三 点検に用いる測定器その他の設備の概要	二 事務所の名称及び所在地	氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の	ればならない。	より、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ	2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところに	務大臣の登録を受けることができる。	第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総	(検査等事業者の登録)	7 10 (略)	する。	6 第五条及び第七条の規定は、第二項から前項までの許可に準用 る。
一 (同上)	も通信しているときに その圣銭をしたけおにたらたい	こいることは、臣は、第一項の		3 (同上)		三 (同上)	二(同上)		一 (同上)			2 (同上)	登録を受けることができる。	第二十四条の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の	(点検事業者の登録)	55~8 (同上)		4 第五条及び第七条の規定は、前二項の許可に準用する。

)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。 \mathcal{O} 日 かに掲げる較正又は校正 点検を行うものであること。 から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備 (以下この号、 第三十八条の三第

イ 又は第百二条の十八第一 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。 項の指定較正機関が行う較正

口 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第百三十五条又は 第百

第一 からハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用い 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、 項の指定較正機関が行う較正に相当するも 機構又は第百二条の 1 7

三 る者が無線設備等の検査 であること。 別表第四に掲げる条件 0 (点検である部分を除く。 1 ず れかに適合する知識 経験を有す を行うも

行う較正等

匹 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に 施の方法 無線設備等の検査又は点検を適正に行うのに必要な業務の実 (無線設備等の 点検の事業のみを行う者にあ つては、

5 とができない。 次の各号の いずれかに該当する者は、 第一項の登録を受けるこ

限る。

が定められているものであること。

過 わ j, しない者であること。 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、 又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経 その執行を終

> 5 (同上)

(同上)

- 204 -

四十四条の規定に基づく校正

外国において行う較正であつて、

定められているものであること。 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務

の実施の方法

が

三

(登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録簿) (登録後査等事業者」という。)について、登録検査 (登録検査等事業者」という。)について、登録検査 (登録後査等事業者」という。)について、登録検査	2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用のみを行う者についてのものを除く。)は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 (登録の更新)	は、総務省令で定める。 6 前各項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項る者があること。	三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当す	ること。 録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であ二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登二
(登録簿) 「登録の年月日及び登録番号 一 登録の年月日及び登録番号 一 登録の年月日及び登録番号 二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項 を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。 について、登録点検事業者登録簿 について、登録点検事業者登録簿		6 (同上)	三 (同上)	二(同上)

(登録証)

第二十四条の四総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録又はそ

- の更新をしたときは、登録証を交付する。
- 。 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない
- 一登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

示しておかなければならない。 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲

(変更の届出)

の旨を総務大臣に届け出なければならない。 号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ第二十四条の五 登録検査等事業者は、第二十四条の二第二項第一

て提出し、その訂正を受けなければならない。 登録検査等事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添え2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた

(承継)

存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によきは、登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後、登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたと譲渡し、又は登録検査等事業者について相続、合併若しくは分割第二十四条の六 登録検査等事業者がその登録に係る事業の全部を

(登録証)

ときは、登録証を交付する。第二十四条の四の総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録をした

- 2 (同上)
- 登録の年月日及び登録番号
- 二 (同上)
- しておかなければならない。 登録点検事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示

3

(変更の届出)

又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その第二十四条の五 登録点検事業者は、第二十四条の二第二項第一号

旨を総務大臣に届け出なければならない。

提出し、その訂正を受けなければならない。 登録点検事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた

(承継)

する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登、登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは渡し、又は登録点検事業者について相続、合併若しくは分割(登第二十四条の六 登録点検事業者がその登録に係る事業の全部を譲

者の地位を承継する。り登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録検査等事業

(適合命令等)

するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。第一号、第二号又は第四号)のいずれかに適合しなくなつたと認第四項各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第二十四条の七 総務大臣は、登録検査等事業者が第二十四条の二

な措置をとるべきことを命ずることができる。 検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要 ると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の ると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の でその登録に係る検査又は点検の業務を行つてい

(報告及び立入検査)

、書類その他の物件を検査させることができる。業所に立ち入り、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録検査等事業者の事と認めるときは、登録検査等事業者に対し、その登録に係る業務第二十四条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要がある

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

位を承継する。 録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録点検事業者の地

なければならない。なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出る前項の規定により登録点検事業者の地位を承継した者は、遅滞

(適合命令)

をとるべきことを命ずることができる。
録点検事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登第二十四条の七 総務大臣は、登録点検事業者が第二十四条の二第

(報告及び立入検査)

類その他の物件を検査させることができる。に立ち入り、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書状況に関し報告させ、又はその職員に、登録点検事業者の事業所と認めるときは、登録点検事業者に対し、その登録に係る業務の第二十四条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要がある

ければならない。書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しな

られたものと解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

(廃止の届出)

したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければなら第二十四条の九 登録検査等事業者は、その登録に係る事業を廃止

の登録は、その効力を失う。
2 前項の規定による届出があつたときは、第二十四条の二第一項

ない。

(登録の取消し等)

れかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて第二十四条の十 総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいず

その登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を

命ずることができる。

該当するに至つたとき。 一 第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに

たとき。 三 第二十四条の七第一項又は第二項の規定による命令に違反し

検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通四 第十条第一項、第十八条第一項若しくは第七十三条第一項の

3 (同上)

(廃止の届出)

- たときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならな第二十四条の九 - 登録点検事業者は、その登録に係る事業を廃止し

\ \ \

2 (同上)

(登録の取消し)

かに該当するときは、その登録を取り消すことができる。第二十四条の十 総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれ

一 (同上)

二 (同上)

三 第二十四条の七の規定による命令に違反したとき。

を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知し四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査

たことが判明したとき。知したこと又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をし

る検査又は点検の業務を行つたとき。 これの登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係

を受けたとき。
六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録又はその更新

(登録の抹消)

査等事業者の登録を抹消しなければならない。
き、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録検は第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたと第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の二の二第一項若しく

(登録証の返納)

ならない。 事業者であつた者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければ 十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録検査等 の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二 第二十四条の十二 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条

(外国点検事業者の登録等)

は、総務大臣の登録を受けることができる。 第二十四条の十三 外国において無線設備等の点検の事業を行う者

第三号を除く。)及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四2の第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項の

たことが判明したとき。

る点検の業務を行つたとき。 ちの登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係

六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録を受けたとき

(登録の抹消)

(登録証の返納)

の登録証を返納しなければならない。
消されたときは、登録点検事業者であつた者は、一箇月以内にそ効力を失つたとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り第二十四条の十二 第二十四条の九第二項の規定により登録がその

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十三 (同上)

十四条の四第一項及び第二項、第二十四条の九第二項並びに第二2第二十四条の二第二項から第五項まで、第二十四条の三、第二

三中 事業の 条の 十四四 登 録 び たとき」 号及び \mathcal{O} \mathcal{O} う者にあ あ \mathcal{O} 中 実施 るの るの 外国 ·録外国点検事業者登録簿」 に第二十四条の十一の とあるのは は 四第三項、 「 条 の 九 第 は 条 \mathcal{O} 項 命 「受けた者 「受けた者」と、 一第 反び 第 更 第 Oは 4 第二 点検事業者」 点 は \mathcal{O} は 検 낊 ずる」 新 とあるの 号及び第四 方法に限る。 つては を行う者にあつては、 一号」と、 項及び \mathcal{O} 第四 点 第二 項 第 第 \mathcal{O} とあ 第 年月 検」 应 第二十四 「の年月日及び」 第 号、 号、 1条の二 とあるの 項 項 (以 下 る 号、 各号 日 کر 前条の規定は は 無 号 ※線設 項若しくは第二十 第 という。 第 第 0 条の をしたとき」 第四 第 とあるの は _ + (無線設) 一号を除り とある 備等 方法 規定は 号又は第四 は 登録検査等事業者登録簿」 号及び第四号」 登録検査等事業者」という。 一号又は第四号」と、 五か 应 点 項 とあるの 検 請求する」 条の の点検を適 中 と につい 備 無線設備 第 5 は \mathcal{O} 前 前 項の لح 等 兀 は 次 項の登録を受けた者 第二十四条の八まで、 号) は 号 لح 第 及びその更新の \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 第 第 点検 第二十四条の二第二 各号 て準 四条の 登 年 と لح 」とあるの 月日」 項中 方法」と、 第 等 同 正に行うのに必要な業務 一録について、 二十四四 十四四 [条第] 0 ・用する。 \mathcal{O} 一号及び第四号) 九第 (無線設 同条第 事 点 「又はその 条の 条の 検の 検査又は点検」 同 業 兀 条第 項 条の 0 項 この場合に 第 第二十 事業 第二十 とある 備 + 4 年 は 項中 第二十)」とあ 第 月 等 (以 下 を 九 号中 項 第二十 لح 第 行 更 中 日 0 0 第 こある 項第 みを行 单 힜 新 Ď 坉 項 並 者に は <u>条</u> - 項 条 第二 第一 をし 検の 第 び 又 لح 兀 る \mathcal{O} お 登 四条並

> あるの 項、 + る」とあるのは 」とあるの 二十四条の三中 検事業者」 項及び は 힜 とあるの 「登録外国点検事業者登録簿」 第二十四 条 は Ò 前 + 第二 とい は 条 \hat{O} は 条 \mathcal{O} 「受けた者」と、 . う。 十四条の十三第三項」 規 規 \mathcal{O} 清 「受けた者 次条第三項」と読み替えるもの 五 定 定)につい から 求する」と、 は は 前 前 第 項の登録 項 0 二十四条の八まで、 以 て準用する。 登 下 録 登録 第二十四条の を受けた者 に と 「登録点検事業者」という。 0 と 点検事業者登録簿」とある 1 て、 第二十四 この場合に 前 条中 以下 + 第二十 とする 条の七中 「第二十 中 应 におい 登録外国 四条の九 条 前 \mathcal{O} 应 条」と て、 命 兀 条 第三 ず 第 点 第

 \mathcal{O}

をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられてによりその職員に登録外国点検事業者の事業所において検査、総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。	定こより登录小国点検事業者こ対し報告をさせようとして場合七、総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規六 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。	る点検の業務を行つたとき。 五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係たことが判明したとき。	を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知し四(第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査	定による請求に応じなかつたとき。 「可において準用する第二十四条の七第一項又は第二項の規	の六第二項の規定に違反したとき。 二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条除く。)のいずれがに該当するに至つたとき。	一が項において準用する第二十四条の二第五項各号(第二号をするときは、その登録を取り消すことができる。	3 総務大臣は、登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当ものとする。	
八(同上)	七 (同上)	五(同上)	四(同上)	じなかつたとき。	二(同上)	一 (同上)	3 (同上)	

2 第二十六条 4 は、 に、 三 囲を明らかにするため、 ばならない。これを変更したときも、 ことが可能である周波数の表 五. 兀 を作成し、 口 (特定無線局の免許の申請) 数の区分の別 周波数割当計画 周波数割当計画には、 前三項に規定するもののほ るときは、 周波数の使用の期限その 無線局の目的 無線局の行う無線通信 次に掲げる事項を記載するものとする。 総務省令で定める。 又は忌避されたとき。 放送をする無線局に係る周波数にあつては、 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数 イに掲げる周波数以外のもの 総務大臣は、 これを公衆の閲覧に供するとともに、 その旨 割当てを受けることができる無線局の範 割り当てることが可能である周波数ごと 免許の申請等に資するため、 0 態様 か、 他の周波数の使用に関する条件 (以下「周波数割当計画」という。 第一項の登録に関し必要な事項 同様とする。 次に掲げる周波 公示しなけれ 割り当てる 4 2 第二十六条 兀 及び第四号に掲げる事項)を記載するものとする。 とを目的とするものを除く。 囲を明らかにするため、 (特定無線局 (周波数割当計画) 周波数割当計画には、 (同上) 次に掲げる事項 (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) 0 免許 0 (放送をする無線局 申 割当てを受けることができる無線局の範 請 割り当てることが可能である周波数ごと に係る周波数にあつ (電気通信業務を行うこ っては

2	項等か局条の	約の为容 ために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契ハ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するれる日のうち最も早い日の予定期日をいう。)	七 運用開始の予定期日(それぞれの特定無線局の運用が開始さることとなる特定無線局の数の最大のものをいう。) 六 最大運用数(免許の有効期間中において同時に開設されてい	五 無線設備の工事設計四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	三 通信の相手方 二 開設を必要とする理由	主従の区別を含む。)に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その一目的(二以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的	なければならない。 に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置のに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次にに掲げる事項(特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るも第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次
						一 目 的	第二十七条の三
							(同 上)
(同 上							
(司上)							
(同上)							
(同上)							

をいう。以下同じ。)	(包括免許の付与) (包括免許の付与) (包括免許の付与)	開設の根本的基準に合致すること。 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局のおそれがないこと。	二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、一 周波数の割当てが可能であること。しなければならない。	は、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査第二十七条の四(総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したとき(申請の審査)
三 (同上)	第二十七条の五 (同上)	設の根本的基準に合致すること。 「一前号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開	一 (同上)	第二十七条の四 (同上)(申請の審査)

兀 る期限をいう。) 運用開 始の 期限 以上の特定無線局の運用を最初に開 始す

2 たときは、 総務大臣は、 次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を 前項の免許 〇 以 下 「包括免許」という。 を与え

記載した免許状を交付する。

包括免許の年月日及び包括免許の番号

名又は名称及び住所 包括免許人(包括免許を受けた者をいう。 以下同じ。) の氏

特定無線局の種別

几 特定無線局の目的 (主たる目的及び従たる目的 を有する特定

五 通信の相手方

無線局にあつて

は

その主従の区別を含む。

包括免許の有効期間

3 ない範囲内におい 包括免許の 有効期間は、 て総務省令で定める。 包括免許の日から起算して五年を超え ただし、 再免許を妨げな

変更等の許可)

第二十七条の八 かじめ総務大臣の許可を受けなければならない。 に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、 により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事 相手方を変更しようとするとき又は第二十七条の三第 目 的 変更 包括免許人は、 のうち 幹放送をすることとすることを内容 特定無線局 0 目的若しくは通 一項の規定 特定無 設計 あら 信の

とするものは

これを行うことができない

兀 (同上)

2 (同上)

(同上)

(同上)

三 (同上)

兀 特定無線 局 0 目 的

(同上)

六 五 (同上)

3 (同上)

(変更等の許可)

第二十七条の八 け 信の用に供しようとするときは、 工事設計と異なる無線設備 とき又は第二十七条の三第一項の規定により提出した無線設備の なければならない。 包括免許人は、 \mathcal{O} 工事設計に基づく無線設備を無線通 通信 あらかじめ総務大臣の許可を受 の相手方を変更しようとする

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十気通信業務のための無線通信	その移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電る無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域を一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動す金」という。 そ気をそことができる	これでであることができる。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下しとが必要であると認められるもの(以下「特定基地図の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑なるれる。「本語教育書である。	司一の皆こより相当数開設されることが必要であるもののうち、であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局	(特定基地局の開設指針)	は、同項中「計人の地位の用しない。	第十六条、第十七条、第十九条、第二十二条及び第二十三条の規た特定無線局については第十五条の規定、包括免許人については第二十七条の十一(第二十七条の五第一項の規定による免許を受け(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)	更に係る前項の許可に準用する。2 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変
二 移動受信用地上放送に係る放送対象地域(放送法第二条の二	一 (同上)		第二十七条の十二 (同上)	(特定基地局の開設指針)	とする。 については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第四項の規定の適用	第二十七条の十一 (同上) (特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)	

の受信第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送「条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項

2·3 (略)

(開設計画の認定)

適当である旨の認定を受けることができる。一適当である旨の認定を受けることができる。一方の総体をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。一方の総体をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。一条第二項第三号において同じ。一条第二項第三号において同じ。一次項第五号及び第五号及び第四項第三号において同じ。一次項第五号及び第五号及び第四項第三号において同じ。一次項第五号及び第四項第三号において同じ。一次である旨の認定を受けることができる。

号及び第八号に掲げる事項を除く。) を記載しなければならないる特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七2 開設計画には、次に掲げる事項(移動受信用地上基幹放送をす

ずれを確保するためのものであるかの別ーを選出局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のい

二 特定基地局の開設を必要とする理由

放送対象地域
又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

号において同じ。) における当該移動受信用地上放送の受信第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三

2 · 3 (同上)

開

設

計

画の認定

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、 適当である旨の認定を受けることができる。 いう。 又は放送系(放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送系を 局の総体をいう。 通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地 いう。)を作成し、これを総務大臣に提出して、)ごとに、特定基地局の開設に関する計画 次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。 次項第五号及び第四項第三号において同じ。) 。 以 下 その開設計 「開設計画」と 通信系 画 が

い。

 おりのでは、次に掲げる事項を除く。)を記載しなければならないののでで、一切のの特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号下同じ。)以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号定基地局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以2 開設計画には、次に掲げる事項(移動受信用地上放送をする特別では、)

一 特定基地局の目的

二 (同上)

対象地域
又は特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送
三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

	、第一項の認定をしてはならない。	、同条第一項各号又は第三項各号) のいずれかに該当するときは	特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては	うとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする	5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けよ	地局について、周波数の割当てが可能であること。	三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれるすべての特定基	二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。	一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。	数を指定して、同項の認定をするものとする。	申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波	4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その	間内に行わなければならない。	3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期	九 その他総務省令で定める事項		八 事業計画及び事業収支見積	工事費及び無線局の運用費の支弁方法	七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の	地局の無線設備に用いる予定のもの	六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基	にそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期	五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並び	四 希望する周波数の範囲
		らない。	定める規定のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはな	うとする者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に	5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けよ		三 (同上)	二(同上)	一 (同上)			4 (同上)		3 (同上)	刊 (同上)	九 放送事項	八(同上)		七(同上)		六 (同上)		五(同上)	四(同上)

2 (同上)	2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するとき
定開設者の第五条第四項第一号、第二号又は第四号の開設者の第二条第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の第二号の	
その放送番組をそのまま送言する放送をするものを除く。)こ二の移動受信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、	
係る認定開設者第五条第一項各号	
その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。)に	
移動受信用地上放送をする特定基地局(他人の委託により、	
認定を取り消さなければならない。	するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。
該各号に定める規定のいずれかに該当するに至つたときは、その	定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当
第二十七条の十五 総務大臣は、次の各号に掲げる認定開設者が当	第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特
(認定の取消し等)	(認定の取消し等)
	務省令で定める事項を公示するものとする。
	び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総
7 (同上)	7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及
	超えない範囲内において総務省令で定める。
6 (同上)	6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年を
三 前二号に掲げる場合以外の場合 第五条第三項各号	
第四項第一号、第二号又は第四号	
する放送をするものを除く。) に係るものである場合 第五条	
特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信	
二 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする	
第一項各号又は第三項各号	
する放送をするものに限る。) に係るものである場合 第五条	
特定基地局(他人の委託により、その放送番組をそのまま送信	

3 第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第 4 設計画の第二十七条の十三第 は、 えるものとする。 あるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替 九項の規定は、 り消すことができる。 しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他 十三第四項及び第五項」と、 (電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁 (合併等に関する規定の準用 第二項及び第三項」 同条第六項中 定計画に従つて開設していないと認めるとき。 総務大臣は、 わせたとき。 項の認定を受け、 略 その認定を取り消すことができる。 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。 正当な理由がないのに、 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第 認定開設者について準用する。この場合において 無線局の開設に関するあつせん等 前項(第三号を除く。)の規定により認定の取消 「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の 又は同条第三項の規定による指定の変更を行 同 認定計画に係る特定基地局を当該認 条第九項中 「第二項から前項まで」とあるのは 項の認定又は無線局の免許等を取 「第一項及び前二項」と の開 第二十七条の十六 4 3 定は、 _ のとする。 は 項及び第五項」と、 四項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四 三 (合併等に関する規定の準用) (電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁 「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるも (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) 認定開設者について準用する。この場合において、 第二十条第一項から第四項まで及び第七項の規 (同上) 同条第七項中「第一項及び前二項」とあるの 同条第

第二十七条の三十五 者が第一 対し、 う。 等が協議に応じず、 混信その他の妨害を与えるおそれがある他 る者が、当該無線局 下この条において同じ。 に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとす の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限 て協議 信 |紛争処理委員会(第三項及び第五項において「委員会」 に対し、 妨害を防止するために必要な措置に関する契約 三項の規定による仲裁の申請をした後は、 を申し入れたにもかかわらず、 あ つせんを申 又は協議 の開設又は無線局に関する事項の変更により 免許等を受けて無線局 を開設し、又は免許等を受けた無線局 ·請することができる。 が調わないときは、 当該他の無線局の免許人 の無線局 (電気通信業務その この限りでない 当事者は、 ただし、 \mathcal{O} の締 免許 結につ 一人等に る。 とい 電気 以 他

2~5 (略)

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認

証

(準用)

第三十八条の 一十四条の三中 」とあるのは |録証明機関 十九 の登録について準用する。 「受けた者 「受けた者」 第二十四条の三及び第二十四条の (以下 と 登録検査等事業者登録簿」 登 録検 この場合に 查 等事業者」 + おい という。 の規定は て、 لح 第

> 第二十七条の三十五 対し、 が において「委員会」という。)に対し、 規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。 等が協議に応じず、 いて協議を申し入れたにもかかわらず、 混信その る者が、 下この条において同じ。)を開設し、 の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。 通信事業紛争処理委員会 に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとす できる。 妨害を防止するために必要な措置に関する契約 当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により 他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に 又は協議 免許等を受けて無線局 (電気通信事業法第百四 が調わないときは、 又は免許等を受けた無線局 当該他 あつせんを申請すること 電電 第三項及び第五 の 気通信業務その 十四条第 当事者は、 無線局の免許 の締結に 電気 項 以 他

2~5 (同上)

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(準用)

第三十八条の 十四四 とあるのは 登録証明機関 条の三中 九 「受けた者」と、 0 「受けた者 登録について準用する。 第二十四条の三及び第二十四条の十 以 下 登録点検事業者登録簿」とある 登 録 この場合におい 検事 業者」という。) \mathcal{O} 規定は て、 第

項第 み替えるものとする。 条」とあるのは 三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、 の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは あるのは 一号から第三号まで」と、 第二号及び第四号」とあるのは 「登録証 「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読 明機関登録簿」と、 第二十四条の十一中「第二十四条 「第三十八条の二の二第二 第二 一十四条 0 第 項第 「第 前

第五章 運用

第一節 通則

目的外使用の禁止等

今六 (略)

第六章 監督

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

当計画又は基幹放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割

のは は 号」とあるのは「第三十八条の二の二第二項第一号から第三号ま 及びその更新の年月日並びに」と、 で」と、第二十四条の十一中 と読み替えるものとする。 「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と 「前条」とあるのは 「登録」 証 明機関登録簿」と、 「第三十八条の十七第一項若しくは第二項 「第二十四条の九第二項」とあるの 0) 「前条第二項第一号及び第1 年月日及び」 とあるのは

第五章 (同上)

第一節 (同上)

3 -1

(目的外使用の禁止等)

の限りでない。
て運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、こを目的とするものを除く。)については放送事項)の範囲を超えを目的とするものを除く。)については放送事項)の範囲を超え著しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うこと第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方

一~六 (同上)

第六章 (同上)

当計画又は放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等」と第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備 保を図るため必要があると認めるときは、 」という。)の変更を行う場合において、 要な援助 の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して とができる。 当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必 以下 特定周波数変更対策業務」という。 予算の範囲内 電波 \mathcal{O} 適 正 な利 を行うこ で \mathcal{O} 用 変更 第三 \mathcal{O} 確

<u>\{</u> (略)

2 略

登録周波数終了対策機関

2 \ 10 略

11

定中同表の中欄に掲げる字句 六項まで、第八項及び第九項 0 八条の十五、第三十八条の十七、 第三十八条の九、 ついて準用する。この場合において、 五. 第二十四条の七第一 第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第 第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十 は の規定は、 第三十八条の十八、第三十九条 同表の下欄に掲げる字句にそれ 次の表の上欄に掲げる規 登録周波数終了対策機関

項

みを行う者にあ

十 匹

「 条 の

第七十一条の三の二 読み替えるものとする。 七第 第二十四 項、 略]項各号 Ò 第二十四条の十一、第三十八条の五 検 条 (無線設 0 0 第 略 2 11 第七十一条の三の二 2 十五、 援助 表の中欄に掲げる字句 できる。 み替えるものとする。 て準用する。この場合において、 (登録周波数終了対策機関 <u>\{</u> 第二十四条の七、 10 (同上) — 一 兀 第八項及び第九項の規定は、 (以 下 一条の七 (同上) (同上) (同上) は 四項各号 十四四 同表 条 0

該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な 事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、 規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の 図るため必要があると認めるときは、 う。)の変更を行う場合におい 特定周波数変更対策業務」という。 て、 予算の範囲内で、 電波 の適 正)を行うことが 立な利用 第三号に の確 変更の 当 工

第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項 八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の 第三十八条の十七、第三十八条の十八、 第二十四条の十一、 この下欄に掲げる字句にそれぞれ 次の表の上欄に掲げる規定中同 登録周波数終了対策機関に 第三十八条の五、 第三十九条の五 第三十 つい ま

同

上

三 以 七 第			第三十八条の十八
以外の部分			及び第三項並びに
- 大条の十二 (略) (略) (略) (略) (のでは、第一号、 大条の十五 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (のの上の一般の一の一般の一の一般の一の一般の一の一般の一の一般の一般の一般の一般の一般			号列記以外の部分
八条の十二 八条の十二 八条の十二 八条の十二 八条の十二 (略) (お) (条の十七第二項各
八条の十五 (略) 八条の十五 (略) 八条の十五 (略) (略) (略) (略) (略) (格) (略) (格) (略) (格) (格) (格)			第一項、第三十八
八条の十二 (略) (略) (所) (内条の十二 (内条の十二 (内条の十一 (内条) (内条) (内条) (内条) (内条) (内条) (内条) (内条)	(略)	(略)	第三十八条の十五
八条の十一 (略) (略) (略) (略) (の下では、第一号、 (の下では、)) (の下では、第一号、 (の下では、)) (の下でいいでは、)) (の下でいいでは、)) (の下でいいでは、)) (の下でいいでいいいいで	(略)	(略)	第三十八条の十二
(略) (略) (略) (略) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所			第二項
(略) (略) (略) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所	(略)	(略)	第三十八条の十一
第二号又は第四号 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (のの 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	(略)	(略)	第三十八条の九
(略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の			二項
第二号又は第四号 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)	(略)	第三十八条の五第
第二号又は第四号 (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	(略)	(略)	
第二号又は第四号 (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	(略)	(略)	
第二号又は第四号 第二十四条の二の 第二十四条の二の 一第二十四条の二の 一第二十四条の二の 一次 1000 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1	(略)	(略)	一項
第二号又は第四号 第二十四条の二の 二第一項若しくは 第二十四条の九第	(略)	(略)	第三十八条の五第
第二号又は第四号第二十四条の二の第二十四条の二の第二十四条の九第	(略)	前条	
第二十四条の九第二十四条の九第二十四条の二の	(略)	失つたとき	
第二十四条の九第二号又は第四号二第一項若しくは第四号の二の		二項	
第二十四条の二の第二十四条の二の		第二十四条の九第	
第二十四条の二の第二号又は第四号		二第一項若しくは	
第二号又は第四号のては、第一号、	(略)	第二十四条の二の	第二十四条の十一
第二号又は第四号のては、第一号、		\exists	
第		第二号又は第四号	
		つては、第一号、	

		第三十八条の十八
		号列記以外の部分
		条の十七第二項各
		第一項、第三十八
(同上)	(同上)	第三十八条の十五
(同上)	(同上)	第三十八条の十二
		第二項
(同上)	(同上)	第三十八条の十一
(同上)	(同上)	第三十八条の九
		二項
(同上)	(同上)	第三十八条の五第
(恒斗)	(恒斗)	
(恒斗)	(恒斗)	
(恒斗)	(同上)	一項
(恒斗)	(恒斗)	第三十八条の五第
(恒斗)	前条	
(恒斗)	失つたとき	
(上)	第二十匹条の九第	第二十匹条の十一

	前		第	_	第	第	で だ	第		第	第	第	第					第	第	第	第	第	第	第
	前条第四項	二項	第四十七条の三第	一 項	第四十七条の三第	第一項	び第三十九条の十	第三十九条の五及		第一項	第三十八条の十八	第二項第三号	第三十八条の十七					第二項第二号	第三十八条の十七	第二項第一号	第三十八条の十七	第一項	第三十八条の十七	第二項及び第三項
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)						(略)		(略)		(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	九条の五第二項	一項若しくは第三十	る第二十四条の七第	一項において準用す	第十項又は同条第十	第七十一条の三の二		(略)		(略)	
	前条第四項	二項	第四十七条の三第	一項	第四十七条の三第	第一項	び第三十九条の十	第三十九条の五及		第一項	第三十八条の十八	第二項第三号	第三十八条の十七					第二項第二号	第三十八条の十七	第二項第一号	第三十八条の十七	第一項	第三十八条の十七	第二項及び第三項
(同上)	前条第四項(同上)	二項	第四十七条の三第(同上)	一項 (同上)		第一項	び第三十九条の十	第三十九条の五及 (同上)	(同上)	第一項 (同上)	第三十八条の十八 (同上)	第二項第三号	第三十八条の十七 (同上)					第二項第二号	第三十八条の十七 (同上)	第二項第一号	第三十八条の十七 (同上)	第一項	第三十八条の十七 (同上)	第二項及び第三項

			線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無	線局の無線設備がその工事記省令で定めるところにより、
			た者(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。)が、総務無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の登録を受け	た者(無線設備等の無線設備等
			項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該	一項の規定により総
			以下この項において同じ。)の免許人から、第	めるものを除く。以
			のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定	のためその適正な運
			当該無線局(人の生命又は身体の安全の確保	3 第一項の検査は、
				ことができる。
			かわらず、その時期を延期し、又は省略する	は、同項の規定にかかわらず、
			る船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合において	る船舶又は航空機が
			で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のあ	で定める時期に行う
		2 (同上)	前項の検査は、当該無線局についてその検査を同項の総務省令	2 前項の検査は、当
			ِ غ ر	中線電力の検査を行う。
			発射を命じて、その発射する電波の質又は空	その無線局に電波の発射を命じて、
			以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、	以外の事項の検査を
			無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項	無線局の発射する電
			その無線設備等を検査させる。ただし、当該	除く。)に派遣し、
			その職員を無線局(総務省令で定めるものを	め通知する期日に、
		第七十三条 (同上)	は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじ	第七十三条 総務大臣は、
		(検査)		(検査)
		九項		九項
		項、第八項及び第		項、第八項及び第
(恒斗)	(卜三)	前条第五項、第六	(略) (略)	前条第五項、第六

	、その無線局に電波の発射を命じ設備の事項のみについて検査を行	場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力にとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある 6 総務大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しよう	に派遣し、その無線設の施行を確保するため	船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律 止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある	措置をとるべきことを命じたとき、前条第	、第七十一条の五の無線設備の修理その也の必かわらず、その一部を省略することができる。の糸男を言載した書業の扱品があったときに	- 录こ系る点倹り吉果を記載して書類り是出があってとされ、第一の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項	大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の「「「の対策したがない」、	さま、第一頁の見宜といいっちげ、資各けることができる。 にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたと 十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定 従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四
四項の規定による検査について準用する。		5 (同上)			ĺ	4 (司上)		3 (同上)	

(無線局 の免許の取消し等)

第七十五条 は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効 項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、 力を失つたときは、 人の免許又は当該地上基幹放送 総務大臣は、免許人が第五条第一項、 当該免許を受けることができない者となつた の業務に用いられる無線局の 第二項及び第四 又

2 略

免許を取り消さなければならない。

第七十六条 は、 ることができる。 期間を定めて運用 れらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき 三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、 総務大臣は、 許容時間 免許人等がこの法律、放送法若しくはこ 周波数若しくは空中線電力を制限す 又は 第七十六条

2 • 略

4 れかに該当するときは、 休止したとき。 総務大臣は、 正当な理由がないのに、 免許人(包括免許人を除く。 その免許を取り消すことができる。 無線局の運用を引き続き六箇月以上)が次の各号の 1 ず

け、 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受 又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。

第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五. 特定地 上基幹放送局 0) 免許 人が第七条第二項第四号ロに適合

なくなったとき

(無線局 の免許 の取 消し 等)

第七十五条 その免許を取り消さなければならない。 項の規定により免許を受けることができない者となつたときは、 総務大臣は、 免許人が第五条第一 項、 第 一項及び第四

2 (同上)

(同上)

4 (同上)

2

3

(同上)

(同上)

(同上)

三 同 上

兀 (同上)

5 は、その包括免許を取り消すことができる。 総務大臣は、 包括免許人が次の各号のいずれかに該当するとき

<u>·</u> (略)

わせたとき。 許可を受け、 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の 又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行 ハ第一項の

匹• 五. (略)

6

• 7

(略)

第七章の二 電波監理審議会

(設置)

第九十九条の二 電波及び放送法第二条第 に電波監理審議会を置く。 規定によりその権限に属させられた事項を処理するため する事務の公平かつ能率的な運営を図り、 号に規定する放送に関 この法律及び放送法の 総務省 第九十九条の二

5 (同上)

<u>·</u> (同上)

三 受け、 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八の許可を 又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行わせた

とき。

四 · 五 (同上)

6 7 (同上)

第七章の二 (同上)

(設置)

電波、

放送

昭和二 理審議会を置く。 る不服申立てについ を処理し 気通信役務利用放送法の規定によりその権限に属させられた事項 務の公平かつ能率的な運営を図るため、この法律、 第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送の規律に関する事 第百二条の二第 百十四号) 及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号) 一十六年法律第百三十五号) 及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 並びに有線テレビジョン放送法 項第二号及び第百八条の二第 て審査及び議決をするため、 (委託して放送をさせることを含む に基づく総務大臣の処分に対す (昭和四十七年法律第 総務省に電波監 項において同 放送法及び電

(委員の任命)

(委員の任命)

第九十九条の三(略)

3 2 次の 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができな

V ?

一·二 (略)

置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置す 規定する電気通信事業者(電気通信回線設備 らに該当した者を含む。 の十分の 含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権 よるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を 又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称に る者に限る。)、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者 信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設 に規定する認定放送持株会社、 十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、 放送法第二条第二 一以上を有する者 一十六号に規定する放送事業者 (任命の日以前 電気通信事業法第二条第五号に 一年間においてこれ (送信の場所と受 同法第百六十条 同法第百五

四(略

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局監理審議会に諮問しなければならない。

| 第九十九条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一・二 (同上)

販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員 として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。) 場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体 第五号に規定する電気通信事業者 する者を含む。 る名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有 を設置する者に限る。)、無線設備の機器の製造業者若しくは を含む。 る電気通信役務利用放送事業者、 の三十一に規定する認定放送持株会社、 垣 議決権の十分の一以上を有する者 てこれらに該当した者を含む。) 放送事業者 (電気通信役務利用放送法第十五条にお に規定する有料放送管理事業者、 以下この条において同じ。 電気通信役務利用 放送法第五十二条の六の 放送法第二 (電気通信回線設備 (任命の 電気通信事業法第二条 日以前 若しくはその法人 放送法第五十 条第三 いて準用する場合 項に規定す 一年間にお (いかな (送信の

四 (同上)

(必要的諮問事項)

第

九

十九条の十一

(同上)

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局

二十九条 関する変更 届出) 測 て準用する場合を含む。 登 \mathcal{O} 線局の開設の 二十七条の を要しない 八条第 局 項 百条第五 l 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線 基幹放送 無線 基準) :紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁) ない軽微な変更) |録の有効期間) 有効期間 以 第三十三条 (無線 項 外 第二十七条の十八第一 高 第二十六条の二第一 0) 兀 (無線局 無線 項 項 第二十七条の十三第六項 0 高 0 \mathcal{O} 条 (受信設度 にお 開設 (第三号 備 〈登録を要しない軽微な変更〉、第二十七条の三十一 工事設計変更) 業務に用 同項第七号 0 0 根本的基準)、 免許 付 局 (義務 (特定無 け 第二十七条の 0 11 \mathcal{O} 0) 呼 て準 届出 免許 申請 備の条件) 開 (識別) 船 設 第二十七条の二十三第 いられる電 出 無線局) 第三 第二 用する場合を含む。 の根 舶 \mathcal{O} 期 符号又は呼 (基幹放送局の開設 有効期間 信号) 間 局 十二条 十七条の三十第一 項 項 本的 第二十七条の三十五第 0) 無線 (安全施設) 六第三項 第二十七条の五第三項 同条第五項及び第十七条第二 (登録)、第二十七条の二十 (電波の [基準) 第三十条 第二十七条の 第七条第 気通信設備 設備 第九条第 出 (開設計画の認定の (計器及び予 名 利用状況 通信 第十五条 称 0 (特定無線局 機器 同 0) (第百条第五 の根 条第 項 第三十一条 指 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 項 変更) 送信 第四 兀 項 定 電電 第二十八 第三 の調 ただし 本的 備 (包括 (変更 (簡易な免許手 波 をする無線 項 号 第三十 査等) 基準 第六号 号 0 項 0 第六条第七 (包括免許 (基幹 質 登録 有効 開 一項に 書 備 登録 第十三条 (周 (特定無 電 条 設等の 五条 付 許可 波数 け 期間 項 放送 気通 を要 お 第 第 第

号)、 備品 十 一 条の三十一 更登録を要しない軽微な変更)、 条第五項に 電 項 括登録人に関する変更登録を要しない の二十一 \mathcal{O} の開設等の届出) 号(特定無線局の開設の根本的基準) 査等)、 易な免許手続)、第二十六条の二第一 る無線局以 項 る無線局 (包括免許 養務航空機 波 有効期間) 第十三条第一 一十八条 (無線 (放送による表現 (電気通 第四 の 質) 備 第九条第 (周 \mathcal{O} 五. 付 第二十七条の二 局 条 (登録の有効期間) け 条 波数測定装置 お \mathcal{O} 開 外 0 Ò 信 (無線 (第百条第五項におい 免許 ٧١ 第二十九条 有効期間) 設 事業紛争 0 局 (義務 項 無線局 第二十七条の十八第一 て準用する場合を含む。 の根本的基準) 0 (呼 条件 第三十三条 項ただし書 申 局 (無線局 -請期間 第二十七条の十三第六項 船 0 0 出 自由 妔 開設の届出) \mathcal{O} 符号又は呼 舶 で理委員会によるあ 開 の備付け) 局 (特定無線 (受信設備の条件) 第二十七条の [享有基] 第 の免許の有効期間) 設 \mathcal{O} 0 三十 (義務船 許 第二十七条の二十三第 根 第七条第 無 線 て準 第二十七条の三十第 可を 第八条第一 準 本的 七 出 条 局 設 名 、軽微、 項 項 基準) 備 舶 第三 用する場合を含む。 要しない 第二十七条の三十五第 称 (無線 六第三 第二十七条の五 \mathcal{O} 局 同 \mathcal{O} **登** (条件) 電 十二条 第 項 \mathcal{O} つせん及び仲裁 な変更)、 項 指 (安全施設) 録)、 項第一 第五号 無線 第三 定 設 波 (開設計画 ,工事設; 備 第三十条 項 \mathcal{O} 同 利用状 号 設備 -七条の 第十五条 条第 三号 \mathcal{O} (計器及び (特定 第二十 機器 第六条第 (放送をす (放送をす 第二十 計 \mathcal{O} 織 一十六条 機器 項 無線 況 第 項 1の検 項 几 変更) \mathcal{O} (第百 七条 第四 認 三項 第 別 \mathcal{O} (簡 Ł 局 調

条の八第一項 課程に関する認 項、 する無線 条の三の二第十一 的 配 兀 四十一条第二項 条の十三ただし書 せることが 三十三第一項 一命又は (通信方法等) 置等) 1十九条 条件 支給基準)、 (聴守義務) 遭難通信 外使用 第百条第 務 第四十八条の三第 第三十八条の二 項 第三項、 船 百条第 局 舶 (特定 局 0 身 局 (国家試 できる無線局) 第五十二条第一 定 体 第三十七条 等 五 第 第 項 0 8 0 \mathcal{O} (特 (免許· 定の 周 項 第七十 第七十三条第 第六十七条第二項 五. 第二号、 五 無 安 第七十条の 十五条 験の細し 項及び 第 係 <u>の</u> 波数を使用 項におい 第六十五条 別特定無線設備 線 全 お (アマチュア無線局の無線設備 基準 るも 人以外の 号 設 \mathcal{O} 号 第一 て準 八条 確 備 (無線設備 一等)、 目等) 第七 第三号及び第四号 \mathcal{O} 保 \mathcal{O} (運用: - 号、 (船: 、て準用、 高 -用する場合を含む。 五. 項 条 \mathcal{O} (電 第七 ため 者に簡易な操作による運用 項 件 周 舶 す 限 (聴守義務) 航 (特定無線設備) る 第四十七条 る無線設備 波 波 項 許容時間外運用) 第二号、 局無線従事 (無線設備 空機局 十一条の三第四 利 0 そ する場合を含 第五十条 0 (緊急通 (検査) 用 発射 機器 \mathcal{O} 第三十九条第 設 適 **国** 第三号及び を防 備 \mathcal{O} \mathcal{O} 正 +者証明 通信 検定 \mathcal{O} 信 \mathcal{O} 0 な (試験 (遭 (無線従事者 指 操 定 運 同条第 第六十六条第 止 む。 定 するため 連 作 第 期 用 難 (義 の失効 百 項 絡 第七十条の 通 事 \mathcal{O} 検 \mathcal{O} 第三十 第六十 第六号 (技術 務の 操作 信 務 第三十 査 確 項、 (第七十 条 を必 責任 項 第三十九 第 保 航 (給付金 実 第七十 を行 百 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 八 空 が (人 の 養成 条の 者の 施 潍 機 措 必 目 条 第 わ 兀 項 第 局

定無線 条第一 七十八 む。 四項(第七十 連絡) 及び 難通 験事 第 波数を使 よる運用を行 明 線従事者の 備 六十六条第 7の失効) の操作) 第七十条の 九 诵 第三十八条の三十三第 第六十 5第六号 (技術: 項 信責任者の配置等)、 務の実施) 条 項、 第三十九条の十三ただし書 設 (高 (給付 電 技 第七十条の八第一 同 備 用 基準)、 (電波の発射を防 条第 周 養成課程に関する認定の基準等)、 第二項、 波 術を利用 する無線 \mathcal{O} (目的) 条 第四十 販売に 波利用設備 金の支給基準) わせることが 第四十一 条 利 兀 項 条の三の二第十一項にお 用 九 (通信方法等)、 (聴守義務) (第百条第 第三十八条の二の二 (遭難通信) 第四十八条の三第一号 外 料 項 使用) 九条 第三 する方法) おける告知等) 設 0 徴収 条第二項 較 備 項 の指定) 正 (国家試 項 等) 第五十二条第 できる無線 項 0) 止 Ŧ. 業務 第百二条の十三 第五十五条 するため 第五項及び第七 項 (特別: (免許 第七十三条第 第七十条の五 第六十七条第一 \mathcal{O} 第二号、 に 第六十五条 験の 規 第 お \mathcal{O} (アマチュ 百二条の 第百二条の 定による総務省令 実 人以外の 特定無線 (細目等) 第 施 第 \mathcal{O} 局 7 措 準 第三 百 11 (運用許 、て準用と 号、 船 置 並 項 用 第 一号及び 一条の 十八第 び 第七十一条の三第 者に簡易な操 舶 ア 項 設 する場 (聴守義務) (航空機局 第四十 無線 (備)、 十四四 項 に 項 第二号、 、特定無線設備 局無線従事者証 (無線 第百三 項 容時 第百条第 第五十条 す (緊急通 第四 (検査) 第 匹 る場合を含 局 合を含 (特定 七条 設備 間 項 第三十九 \mathcal{O} 0 項 第 号 制 無 外運 0 線 定又 の 二 作に 測 0 通 信 \mathcal{O} む (遭 (指 無 第 第 操 周 項 用 設 定

は改廃

十八第 O務省令の 十四四 . 第百三条の二第九 几 第 項 0 制定又は 項 (測 信情 指 定器等 報 定 改 無 通 項 信 線 設 \mathcal{O} 電 同 技 備 波利用 条第九項 (術を利用する方法) \mathcal{O} 販 流にお 料 この徴収: (較 け る告 正の業務 等) 知 0 等 規定による 第 \mathcal{O} 実施 百 二条の 第 百 並

条の二 条第二項第四号に係る部 六条の二 二十七条の十二第一 画の制 第七条第三項 第 第三項 定又は変更、 一項の 特 文は \mathcal{O} 規定に 定公示局 項の開 第四 第二十六条第 よる電流 分を除く。 項 設指 0) 0) 決定又は変更 規定による基 波の 針 0 制定又は 有効利用 の作成又は 項の 幹放 周波数割当 変更 \mathcal{O} 程 送 及び 度の 変更、 用 周 第 評 計 波数 第 価 画 使 同 用 第

三 (略)

兀

条の 許可、 許で 条の二第 二十七条の 定による無 七十 項の 若しく 若しくは 第四 あるもの 第九条第一 規定による指定は 第 条の 条の くは は基幹放送の業務に用 第十 線 項 十三第一 十七条の 項 規定による免許 三第 の規定に 0 人工 局 項 限 規 0 七 定に 衛星 る。 周 Ó 条 波数 項 五第 項 規定による工事設計変更の許 第 試 よる指定 の規定による開設 \mathcal{O} 局 ょ る特定 規定による指定周 等 験 項 \mathcal{O} 無線 機関 項の \dot{O} \mathcal{O} 第八条の 指 地上 規 無線局 規定による包括 定に 設 講習機関 定 \mathcal{O} いられる電気通信 指定、 |基幹放送をする無線 備 0 変更若しくは よる無線 規定による無線局 \mathcal{O} 設置場 \mathcal{O} 第七十 \mathcal{O} 計 目 指定、 i画の認 波数 的 所 \mathcal{O} 局 変更 変更 免許 \mathcal{O} \mathcal{O} 変更 登録 条第 第四 定、 可 設 目 対策 0 備 的 \mathcal{O} 十六条第 第三十九 同条第四 許 第 \mathcal{O} 0 局 変更 放送事 機 命 \mathcal{O} 項 可 予 0 の規 関 令、 再免 周 備 波 第 0

> *の* 二項第四号に係る部分を除 \mathcal{O} 七 条の十二第 制定又は変更、 第七条第三 |第三項の 一項の 特定公示 一項又は 規定による電波 項の 第二十六条第 第四 局 開設指針 の決定又は 項 0 規定 \mathcal{O} \mathcal{O} 制 有 項 0 定又は 変更 効利 に 作成 よる放 \mathcal{O} 用 周 文は 波数 変更及び第七 \mathcal{O} 程 送 修変更、 割当計 度の 用 周 評 波 第 画 価 + 使 同 用 条 -六条 条第 計 画

一 (同上)

兀 設備 の指定、 定の変更若しくは よる開設計画の認定、 項後段の規定による放送事項 よる指定周 講習機関 による工事 る指定較 定によるセ 項の規定による包括免許、 第八条の規定による無線局 による伝 0 設 第七十 の指定、 置場 正 設計 搬障害防 波数変更対 機 ター 関 所 変更 の変更の 条第 登録局 第四十六条第 指 \mathcal{O} 指 止 0 策機 第三十九条の二 区 許 定 域 命 文は の周 項の規定による無線 可 の指定、 令、 関 第百 第二十七条の十三 波数等若しくは \hat{O} 0 同 0 指 変更の許 条第四 予備免許、 第七十 項 定、 条の 第 \hat{O} 第 規定による指定試 第 項若しくは 百二条の $\dot{+}$ 条の 可 百 項の 第九条第一 一条の一 第 第 人工衛星局 局 十七 第 規定による指 第 0 一十七条の五 周 項 第 項 第 項 第 波 0 の規 数等 規定に 0 項 験機 規 項 項 0 0 無線 定に の指 定に \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 関 定 規

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以 備その他総務省令で定める通信設備を除く。)	その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話、総務大臣の許可を受けなければならない。	第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき	(高周波利用設備)	第八章 雑則	3 (略)		十八条に規定する意見の聴取の手続を主宰する。	む。)に規定する審理又は第九十九条の十二若しくは同法第百七	章(放送法第百八十条	第九十九条の十四 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。	(審理官)	2 (略)	五 (略)	百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定	定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一指定 第百二条の二第一項の規定による伝搬障害財业区域の指	
二(同上)	一(同上)	第百条 (同上)	(高周波利用設備)	第八章 (同上)	3 (同上)	定する意見の聴取の手続を主宰する。第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条に規る場合を含む。)に規定する審理又は第九十九条の十二、放送法	律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条において準用す	放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法	章	第九十九条の十四(同上)	(審理官)	2 (同上)	五(同上)			

の高周 波電流を利用するもののうち、 総務省令で定めるもの

2

4

5 条の五 三十八条の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、 可 波の質) 無線局の廃止)、第二十四条 第七十三条第五項及び第七項(検査)、第七十六条、 第十四条第一項及び第二項 (無線局の免許の取消し等) 第二十一条(免許状の (技術基準適合命令)、第七十二条(電波の発射の停止) 、第三十条 略 (安全施設)、第三十八条 訂正)、第二十二条、 (免許状の返納)、第二十八条 (免許状)、 並びに第八十一条 第十七条 (技術基準)、 (報告) 第二十三条 (変更等の 第七十七 第七十一 0 規定 (電 第 許

(手数料の徴収

は、

項の規定により許可を受けた設備に準用する。

第百三条 構 の実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつ 講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、 費を勘案して政令で定める額の手数料を国 ては当該指定試験機関、 に納めなければならない。 次の各号に掲げる者は、 機構が行う較正を受ける者にあつては機 政令の定めるところにより、 (指定講習機関が行う 指定試 験機関がそ 実

略

兀 第 应 「 条 の 0 第 項 Ó 規定による登録 0 更 新を申 -請す

る者

Ŧī. ~ 二 十二 略

2

2 \ \ 4 (同上)

5

条の五 は、 可 条 三十八条の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、第七十一 波の質) 無線局の廃止) 第七十三条第四項及び第六項 第十四条第一 (無線局の免許の取消し等) 並びに第八十一条 第一 第二十一 (技術基準適合命令)、第七十二条(電波の発射の停止) 項の規定により許可を受けた設備に準用する。 第三十条(安全施設)、第三十八条 条 項及び第二項 第二十四条 (免許状の訂正)、 (免許状の返納)、 (免許状)、 (検査) 第二十二条、 第十七条 第七十六条、 (技術基準)、 第二十八条 (報告) 第二十三条 (変更等の 第七十七 の規定 (電

(手数料の徴収)

第 百三条 (同上)

(同上)

2 同上 (同上)

第九章 罰則

役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

る場合を含む。)の規定による命令に違反した者二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用す一 第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項 (第三十八条の

二・三 (略)

又は三十万円以下の罰金に処する。第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役

| 「おうではないでは、なが、ななは至しては |場合を含む。) 若しくは第六項又は第八十二条第二項の規定に | 第七十三条第一項、第五項(第百条第五項において準用する

第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者よる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

過料に処する。 第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

一〜二十三 (略)準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者第二十条第九項(同条第十項及び第二十七条の十六において

附則

第九章 (同上)

第百十条の二 (同上)

規定による命令に違反した者七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)の第三十八条の十七第二項(第三十八条の二十四第三項及び第

二・三 (同上)

又は三十万円以下の罰金に処する。 定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役用する場合を含む。)若しくは第五項又は第八十二条第二項の規第百十一条 第七十三条第一項、第四項(第百条第五項において準

第百十六条 (同上)

二~二十三 (同上) 準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者 第二十条第七項(同条第八項及び第二十七条の十六において

附則

の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験をを有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。 技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調	合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線おいて無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校に二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧すること。	機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備のる大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又はじ。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)によ		別表第四(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係	信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。二条の二第一項第一号及び第百八条の二第一項に規定する電気通気通信事業とみなされる間は、第二十七条の三十五第一項、第百(電報の事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電(電報の事業に関する経過措置)
二 (同上)	二 (同上)		一 (同上)	別表第四(第三十八条の三、第三十八条の八関係)	3 13 13 13 13 15 16 16 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19

別表第六 五. 無線設備の機器の試験 有すること。 を除く。 もの た経験を有すること。 の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、 する科目を修めて卒業した者であつて、 掲げる無線局 るための受信 帯して使用す 及び八の項に 設備と通信を 無線局又は携 無線局であ 上に開設する 行うために陸 調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国 移動しない 移動する (略) (六の項 (第百三条の二 無 0 線 略 関 局 係 調整又は保守の業務に五年以上従事し \mathcal{O} X 分 無線設備の機器の試験 略 金 略 額 別表第六(第百三条の二 五. 兀 もの 無線局であつ 帯して使用す 無線局又は携 上に開設する 行うために陸 設備と通信を るための受信 局を除く。) に掲げる無線 移動しな (同上) (同上) 移動する 同 (八の項 E 無 線 (同上) |関係) 局 \mathcal{O} 区 分 (同上) 同 金

上 額

備考(略)	七~九 (略))	線局を除く。	項に掲げる無	の項及び八の	(三の項、七	六 基幹放送局 (略)	三~五 (略)
	(略)										(略)	(略)
備考(同上)	七~九 (同上)	<° →	る無線局を除し	とを目的とす	業務を行うこ	びに電気通信	げる無線局並	び八の項に掲	項、七の項及	無線局(三の	六 放送をする (同上)	三〜五 (同上)
	(同上)										(同上)	(同上)

第二節 あつせん及び仲裁(第百五十四条―第百五十九条)第一節 設置及び組織(第百四十四条―第百五十三条)第四章 電気通信紛争処理委員会		第一節 事業の認定 (第百十七条—第百二十七条)	第三章 土地の使用等	第六節 基礎的電気通信役務支援機関(第百六条—第百十六条	第三款 承認認定機関 (第百四条・第百五条)	第二款 登録認定機関(第八十六条—第百三条)	第一款 指定試験機関(第七十四条—第八十五条)	第五節 指定試験機関等	第二款 端末設備の接続等(第五十二条—第七十三条)	条—第五十一条)	第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備(第四十一	第四節 電気通信設備	第三節 業務(第十九条—第四十条)	第二節 事業の登録等 (第九条—第十八条)	第一節 総則(第六条—第八条)	第二章 電気通信事業	第一章 総則(第一条—第五条)	目次	改正案	○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第五条関係)
第二節 (同上)第一節 (同上)第一節 (同上)	節	第一節 (同上)	第三章 (同上)	第六節 (同上)	第三款 (同上)	第二款 (同上)	第一款 (同上)	第五節 (同上)	第二款 (同上)		第一款 (同上)	第四節 (同上)	第三節 (同上)	第二節 (同上)	第一節 (同上)	第二章 (同上)	第一章 (同上)	目次	現	
																			行	(傍線部分は改正部分)

第三節 諮問等(第百六十条—第百六十二条)

第六章 罰則(第百七十七条—第百九十三条)第五章 雑則(第百六十三条—第百七十六条)

附則

(定義)

各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

一~三 (略)

)をいう。

八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。

八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。

供する事業(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第百十四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提

第五章 (同上)

(同上)

(定義)

- 各号に定めるところによる。 第二条 - この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

一〜三 (同上)

兀 線放送電話役務、 供する事業 第百十四号) 第二条に規定する有線ラジオ放送 承諾に係る事業を除く。 び同法第九条の規定による有線テレ 二条の十第一項に規定する受託放送役務、 (昭和三十二年法律第百五十二号) 第二条第 運用の規正に関する法律 電気通信事業 (放送法 第 一条第 有線テレビジョン放送法 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第五十 項に規定する有線テレビジョン放送及)をいう。 (昭和二十六年法律第百三十五号) ビジョン放送施設の使用の 有線放送電話に関する法 有線ラジオ放送業務 (昭和四十七年法 項に規定する有

五・六 (同上)

(電気通信事業の登録)

五.

• 六

(略

なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない 第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受け

(電気通信事業の登録)

(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受け

で定める基準を超えない場合で定める基準を超えない場合で定める基準を超えない場合の間を接続する伝送路設備を設置する区域の範囲が総務省令所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置され所との者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所と受信の場

である場合(前号に掲げる場合を除く。)加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備法律第百三十一号)第七条第二項第六号に規定する基幹放送に二その者の設置する電気通信回線設備が電波法(昭和二十五年

(登録の拒否)

ばならない。

重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなけれ付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは付書類のがずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の

二年を経過しない者執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から)若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その一。この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号

い。の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでなの範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでな。以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域と一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう

(登録の拒否)

第十二条 (同上)

二~四 (同上) この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第五三十一号)の規定に この法律又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号

略

、第二種指定電気通信設備との

2 第三十四条 略 略

3 置する電気通信事業者に対し、 かに該当すると認めるときは、 合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれ を変更すべきことを命ずることができる。 総務大臣は、 前 項 (第七項の規定により読み替えて適用する場 当該第二種指定電気通信設備を設 相当の期限を定め、 当該接続約款

(略)

4 接 の電気通信事業者との間において、 11 (第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 続に関する協定を締結し、 て同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、 又は変更してはならない。 第二種指定電気通信設備との 次項にお 第一 項 他

5 略

6 況その する会計を整理し、 令で定めるところにより 他 一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は 総務省令で定める事項を公表しなければならない。 及びこれに基づき当該接続に関する収支の 第 種指定電気通信設備との 接続に関 総務省

7 8 略

電気通信設備等の共用 に関する命令等)

第三十八条 総務大臣は、 電気通信事業者間においてその一方が電

> 2 (同上)

、第二種指定電気通信設備との接続

第三十四条 (同上)

2 (同上)

3

を変更すべきことを命ずることができる。 置する電気通信事業者に対し、 かに該当すると認めるときは、 合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれ 総務大臣は、 前項 (第六項の規定により読み替えて適用する場 当該第二種指定電気通信設備を設 相当の期限を定め 当該接続約款

一~六 (同上)

4

接続に関する協定を締結し、 の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との いて同じ。 (第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、 の規定により届け出た接続約款によらなければ、 又は変更してはならない。 次項に 第二項 他 お

5 (同上)

6 7 (同上)

(電気通信設備の共用に 関する命令等)

第三十八条 総務大臣は、 電気通信事業者間においてその一 方が電

いて、 準用する第百五十五条第一 気通 るときを除き、 か わらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなか 気通信設備を設置するために使用する建物その他 又は再開を命ずることができる。 以下同じ。 信設備 適切であると認めるときは、 その共用が公共の利益を増進するために特に必 当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合にお 又は電 「の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかか 他の一方の電気通信事業者に対し、 気通 信 設備設置 項の規定による仲裁の申 用 第百五十六条第一項において 工 作物 (電気通 0) その協議 請がされ 工作物をいう 信 要であり、 事 ・業者が の開 てい つた 電

2 おいて、 とする」と、 備を設置する」とあるのは の条件」と、 えるものとする。 第一項又は第二項」 気通信設備設置用工作物の共用について準用する。 第三十五条第三項から第十項までの規定は、 一項におい 同条第三項及び第四項中 同条第三項中 て準用する第百五十五条第一項」と、 「第百五十五条第 とあるのは 「電気通信事業者と協定を締結 「電気通信設備に接続する電気通信設 項」とあるのは 「第三十八条第 「接続条件」とあるのは 電気通 「第百五十六条 項 同条第四 この場合に 信設備又は と読み替 しよう 「共用 項 单

第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織

(設置及び権限)

第百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会(以下「委員会

ず他 で、 気通 きを除き、 する第百五十五条第一 は再開を命ずることができる。 適切であると認めるときは、第百五十六条第 その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、 当該 這信設備 の一方がその協議に応じず又は当該協議 一方の 他の一方の電気通信事業者に対し、 \mathcal{O} 共用に関する協定の締結を申 電気通信事業者から申立てがあ 項の規定による仲 :裁の申請がされていると し入 が その協議の開 つた場合にお 調わなかつた場 n 項において準用 たにも カコ かつ 始又 わ 7

は 十五条第一項」と、 気通信事業者と協定を締結しようとする」と、 気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは 中 用について準用する。 項」とあるのは 第三十五条第三項から第十項までの規定は、 「接続条件」とあるのは 「第三十八条第 「第百五十六条第一項におい 項 同条第四項中「第一項又は第二 この場合において、 と読み替えるものとする。 「共用の条件」 と 同条第三項及び第 て準用する第百五 同条第三項中 電気通信設備 第百五十五 項 とあるの 应 電電 \mathcal{O} 項 共

2

第四章 電気通信事業紛争処理委員会

第一節 (同上)

(設置及び権限)

第百四十四条 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会(以下「委

」という。)を置く。

に属させられた事項を処理する。2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限

(委員の任命)

、総務大臣が任命する。
に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て第百四十七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務

2·3 (略)

(準用)

第百五十六条 三十八条第一項」と、 条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは \mathcal{O} 置用工作物の共用に関する協定について準用する。 お は て、 1 て準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。 「共用の条件」と、 第百五十四条第一項及び前条第一項中 前二条の規定は、 「同条第三項」とあるのは 第百五十四条第一項及び第六項並びに前 電気通信設備又は電気通信設備設 「接続条件」とある 「同条第二項に この 場合にお 「第

(その他の協定等に関するあつせん等

2

当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し、提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協第百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な

員会」という。)を置く。

られた事項を処理する。
2 委員会は、この法律及び電波法の規定によりその権限に属させ

(委員の任命)

2 · 3 (同上)

(準用)

第百五十六条 項」と読み替えるものとする。 三項」とあるのは 若しくは第二項」とあるのは 前条第一項中「接続条件」とあるのは について準用する。 十四条第一項及び第六項並びに前条第一 前二条の規定は、 「同条第二項におい この場合において、 「第三十八条第一 電気通信設備 「共用 て準用する第三十五条第三 項中 第百 の条件」と、 五. の共用に関する協定 「第三十五条第一項 項」と、 十四条第 「同条第 項及び 第百五

2 (同上)

(その他の協定等に関するあつせん等)

、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協第百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な

	2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせん 掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者と おが取得し、若しくは負担すべき電気通信役務の提供に関する契 事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契 し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三号 の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。 当事者が第三号に表する。 ただし、当事者が第三号に関する。 おいる は、当事者が第三号に関する。 おいる は、当事者が関する。 という。 という。 という。 という。 とは、当事者が第三号に関する。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という
4 (同上)	- いて準用する。 4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁につし、仲裁を申請することができる。
3 (同上)	当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取読み替えるものとする。
2 第百五十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせん	の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条第三項」と条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせん
会に対し、あつせんを申請することができる。 細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員	項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会

条第 申請又は次条第 項若しくは第二項の申立て て準用する。 項 この 場合に とあるの おお は 1 . て、 同条第三項の規定による裁定 第百五十七条の二 同条第六項中 第二 一第三項

と読み替えるものとする。

3 三号事業を営む者が申し入 者間 競を申請することができる。 若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当 気通信事業者と第三号事業を営む者との間におい の協議が調わないときは、 れた契約 当事者の双方は 0 締結に関 委員会に対 事 て 者 当 が 取得 該

4 て準用する。 第百五十五条第 項 から第四項まで の規定 は 前 項 0 仲 裁

委員会への諮問

第百六十条 問しなければならない。 のについては、この限りでない。 総務大臣は、 ただし、 次に掲げる事項については、 委員会が軽微な事項と認めたも 委員会に諮

関する命令、 務の提供に関する裁定、 る第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役 設置用工作物の共用に関する裁定、 よる電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは 気通信設備の接続に関する裁定、 接続に関する命令、 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通 同条第二項において準用する第三十五条第三項若 同条第三項若しくは第四項の規定による 第三十九条において準用する第三十八 第三十九条において準用す 第三十八条第一 電 気通 項の規定に 信 信 設備 設備

> (委員会 の諮問

第

百六十条

(同上)

に関する裁定、 設備 電 の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、 五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供 用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信 よる電気通信設備の共用に関する命令、 0 気通信設備の接続に関する裁定、 接続に関する命令、 第三十五条第一 の共用に関する裁定、 第三十九条において準用する第三十八条第一項 項若しくは第二項の規定による電気通信 同条第三項若しくは第四項の規定による 第三十九条にお 第三十八条第一 同条第二項において準 11 て準用する第三十 第百二十八 項の規定に

(審議会等への諮問)	百五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について適用する。に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号する電気通信事業	外の電気通信後務を電気通信回線設備を設置することなく提供外の電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以	あー	あるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信一 専ら一の者に電気通信役務 (当該一の者が電気通信事業者でては、適用しない。	第百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業につい(適用除外等)	二(略) ニー (略) おる裁定 おる 表育 三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関	百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第
(審議会等への諮問)	適用する。 号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各	三 (同上)	二 (同上)	信役務を提供する電気通信事業者たる一の者を除く。)に電気通一 専ら一の者 (電気通信事業者たる一の者を除く。) に電気通	第百六十四条 (同上) (適用除外等)	二(同上)	八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百三十条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第百二十九

い。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについてはする機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならな(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等

一〜三 (略)

この限りでない。

条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項 三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、 十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改 まで若しくは第三項、 項、第七十条第一項第一号、第百八条第一項第一号から第三号 第四十五条第一項ただし書、 十四項、 はホ若しくは第二号、 第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五 第七条、第八条第三項、 第三十一条第二項ただし書若しくは第四項、第三十二条第 第三十四条第一項、 第五項、 第百九条第一項から第三項まで又は第百 第九条ただし書、第二十条第一項、 第五十条第一項、第五十二条第一 第五項若しくは第六項、第三十六 第十一項、第十三項若しくは第 ロ若しく

この限りでない。

過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、第百九十一条
次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の

(略)

の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした二 第三十条第五項、第三十三条第十三項又は第三十四条第六項

第百六十九条 (同上)

一~三 (同上)

兀

項、 項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改廃 若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五 三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しく 第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五 くは第三項、 十条第一項第一号、第百八条第一項第一号から第三号まで若 条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、 十四項、第三十四条第 はホ若しくは第二号、第五項、第十一項、 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項 第三十一条第二項ただし書若しくは第四項、 第百九条第一項から第三項まで又は第百十条第 一項若しくは第五項、 第十三項若しくは第 第三十六条第 第三十二条第

第百九十一条 (同上)

一 (同上)

表することを怠り、又は不実の公表をした者二 第三十条第五項又は第三十三条第十三項の規定に違反して公









○工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)(附則第十五条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
第一条 本法ニ於テ工場ト称スルハ営業ノ為物品ノ製造若ハ加工又	第一条 (同上)
ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ	
②営業ノ為電気若ハ瓦斯ノ供給又ハ電気通信役務ノ提供ノ目的ニ使	②営業ノ為電気若ハ瓦斯ノ供給又ハ電気通信役務ノ提供ノ目的ニ使
用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス営業ノ為放送法(昭和二十五年法	用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス営業ノ為放送法(昭和二十五年法
律第百三十二号)ニ謂フ基幹放送又ハ一般放送(有線電気通信設	律第百三十二号)ニ謂フ放送(委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシ
備ヲ用ヒテテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル)ノ目的ニ使用ス	ムルコトヲ含ム) 又ハ有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法
ル場所亦同ジ	律第百十四号)ニ謂フ有線テレビジョン放送ノ目的ニ使用スル場
	所亦同ジ 一

3線部分は改正部分)

傍

現

行

改正案

通 第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気 設備を優先的に利用し、 ため、 を行う必要がある場合には、 5 部を行う市町村長 により救助 五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信 信設備若しくは無線設備を使用することができる。 の者の命を受けた者は、 八条 電気通信事業法 \mathcal{O} 厚 実施に関する都道府県知事の権限に属する事 生労働 (特別区 大臣、 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第 又は有線電気通信法 非常災害が発生し、 の区長を含む。 都 その業務に関し緊急を要する通信の 道 府 県知事、 以下同じ。 第三十条第 (昭 現に応急的な救助 和二十八年法律 又はこれ 項 務 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定

第二十八 ため、 第九十六号) 設備を優先的に利用し、 五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通 を行う必要がある場合には、 らの者の命を受けた者は、 部を行う市町村長 通信設備若しくは無線設備を使用することができる。 により救助 条 電気通信事業法 \mathcal{O} 厚生労働大臣 第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気 実施に関する都道 (特別区の区長を含む。 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第 又は有線電気通信法 非常災害が発生し、 都道 その業務に関し緊急を要する通 府県 府県知事の 知 事、 以下同じ。 権限に属する事務 第三 、昭和二十八年法 現に応急的な救助 十条第一)又はこれ 項の 信 \mathcal{O} 規 信 \mathcal{O}

2 (同上)	2 (略)
し必要な措置をとることを求めることができる。	し必要な措置をとることを求めることができる。
項第三号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関	項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関
又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四	又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四
事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、	事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、
昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信	昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信
要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法(要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法(
られた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を	られた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を
第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜ	第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜ
(電気通信設備の利用等)	(電気通信設備の利用等)
現行	改正案
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(附則第十六条関係)

改	正案	現	行
(目的及び適用範囲)		(目的及び適用範囲)	
第一条 この法律は、次に掲げる	この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員	第一条 (同上)	
」という。)の受ける給与及び	という。)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償につ		
いて定めることを目的とする。			
一~三十二 (略)		一~三十二 (同上)	
三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員	呉会の常勤の委員	三十三 電気通信事業紛争処理	電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員
三十四~五十九 (略)		三十四~五十九 (同上)	
六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員	云の非常勤の委員	六十 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員	<u>安員会</u> の非常勤の委員
六十一~七十五 (略)		六十一~七十五 (同上)	
別表第一(第三条関係)		別表第一(第三条関係)	
官職名	俸 給 月 額	官職名	俸給 月額
(略)		(同上)	
(略)		(同上)	
電気通信紛争処理委員会の	九三八、〇〇〇円	電気通信事業紛争処理委員	(司上)
常勤の多員		会の常勤の委員	
		(同上)	

改正

案

第百 者届出政党は、 本放送協会及び基幹放送事業者 五. 政 十条 見放 送 衆議院 政令で定めるところにより、 (小選挙 区 選 出 放送法 議員 の選挙に 昭 和二十 選挙 おい 運 五. 動 年法律 ては、 0) 期 間 第百 中日 候 補 第

律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、

放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下送又はテレビジョン放送(放送法第二条第十六号に規定する中波十二条第一項において同じ。)を除く。以下同じ。)のラジオ放

ľ, 同じ。 届出 一政党が届け出た候補者の紹介を含む。 を無料で放送することができる。)の放送設備により、 公益のため、 この場合に 以下この項におい その政見 おい (当該候 . て、 日本 補者 て同

放送しなければならない。

見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をその

まま

放送協会及び基幹放送事業者は、

その録音し若しくは録画

た政

2 額 ることができる。 0 以補者届 範囲内 で、 出政党は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 政令で定めるところにより、 政見の放送のための録音又は 録 政令で定める 画を無料で

3 選 挙においては、 議院 (比例代表選出) 当 ⅳ該公職 \mathcal{O} 議 買 候補 者 参 議院議員又は都道 (衆議院比 例 代 表 選出 府県

議知

員

 \mathcal{O}

事

 \mathcal{O}

3

(政見放送)

現

行

百五 政見 た政 この項におい 放送をいう。 送 本放送協会及び 者届出政党は、 しくは録画 合におい に規定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジ (放送法 見をその 十条 (当該候補者届出政党が届け出た候 て、 衆議院 した政見又は候補者届出政党が録音 (昭和二十五年法律第百三 以下同じ。 まま放送しなければならない。 日本放送協会及び て同じ。 政令で定めるところにより、 般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放 介)を無料で放送することができる。この 選挙区選 の放送設備により、 **出** 般放送事業者は、 議員 一 十 二 欧補者の 0 号) 選 選挙 挙 第 紹介を含む。 公益のため、 に 若しくは録画 運動 お 一条第一 その 1 0 て 録音し 期間 は、 ョン その *め* 中日 以 下 補

2 (同上)

選挙に 衆議院 お 7 比 は、 例代表選 当該 <u>出</u> 公職 の候 議員、 補者 参議院議員又は都道府県知 (衆議院 比 例 代表選出議 事 員 \mathcal{O} \mathcal{O}

挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。 選挙にあつては衆議院名簿登載者、 設備により、 会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョ \mathcal{O} 選 日 て同じ。 一挙にあ は、 選 本放送協会及び基幹放送 挙にあつては参議院名簿届出政党等。 これをそのまま放送しなければならない。 政 令で定め つては を無料で放送することができる。 公益 衆 のため、 るところにより、 議 院名簿 その政見 事業者は、 届 出 [政党等、 参議院比 選挙運動 (衆議院 その政見を録音し又は録画 参 第五 議院 この場合におい 例代 比 \mathcal{O} 例代 以下この 期 項 比 表選 間 に 例 ン 表 中 お 代 放送 選出 出 Ė V 表 項 7 本放送協 議 選 の放送 12 議 同 出 員 て、 ľ お \mathcal{O} 員 議 選 11 \mathcal{O} 員

4 で定める時間数を与える等同 十二人を超える場合においては、 有するすべての候補者届出政党に対して、 第 |該都道 項の放送に関 府県における当該候補者届出政党の 心ては、 -等 の 当該 都道府県における届 利便を提供しなけ 十二人とする。 同一放送設備を使用 届 出 [候補者 れ に応じて政 ばならな 出 候 の数 補 者 令 を

5 て、 選 える等同等 つては参議院 \mathcal{O} 0 挙区がないときは、 衆議院 選挙にあつては当該選挙区に 同 項 放送設備を使用 の放送に関しては、 \dot{O} 名簿登載 名簿登載者 利便を提供 者の その \mathcal{O} 数 なけれ 区 数に応じて政令で定め |域 それぞれの選挙ごとに当 参 同 議院 時間 のすべての公職 ばならない。 おける当該 比例代 数 (衆 表選 **於衆議院** 議院: 出 る時 比 \mathcal{O} 議 名簿 員 例 候 代表選 補者 間 該 \mathcal{O} 湢 選 数 選 に対 挙 出 挙 を与 出 政 X あ 党 議 L

> 挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。 選挙にあつては衆議院名簿 設備により、 会及び一 \mathcal{O} 選 日本放送協会及び て同じ。 は、 選挙にあ 挙 これをその に 政令で定めるところにより、 あ 般放送事業者のラジオ放送又はテレビジ つては を無料で放送することが つては参議院名簿届 公益 まま放送しなければならな 衆 のため、 議 院名簿 般放送事業者は、 その政見 : 登載 届 出 者、 出政党等。 政 党等、 できる。 参 選 (衆議院 その政見 議院 挙 運 参 動 第 比 議 この場合に 例 比 \mathcal{O} 五. 院 代表選 を録音し 以下この 例 期 項 比 ョン 代 艒 E 例 中 表選 お 代 放送の放送 出 日 い 表 文は 頃に お 出 議 本放送協 7 選 同 出 11 員 議 (の)選 て、 お 員 録 議 \mathcal{O} 員 画

4 (同上)

5 (同上)

6 前各項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、総

6

前

各項

0

放送の

口

数

日

時

その

他

放送に関し

必要な

事

項

は

総

この場合において、 お 衆議院名簿届出政党等又は参議院 務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協 ける参議院名簿届出政党等の放送に関しては、 特別の考慮が加えられなければならな 衆議院 (比例代表選出) (比例代表選出) 議員の選挙における 議 その \mathcal{O} 議員 上 利便 \hat{o} 定 選挙に の提供 め $\dot{\tilde{z}}_{o}$

(政見放送における品位の保持)

第百 損なう言動をしてはならない。 他 誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商 するに当たつては、 政党等及び参議院名簿届出政党等は、 営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送とし 項又は第三項に規定する放送 五. 十条の二 公職の候補者、候補者届出政党、 他人若しくは他の (以下「政見放送」という。 その責任を自覚し、 政党その他 の政 衆議院名簿届出 品の ての品 治団体の 広告その 前条第 を 名

(経歴放送)

第百 者 議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、 の定めるところにより、 せるため、 届 議員又は都道 五十一条 出政党の 放送をするものとする。 名称) 衆議院 府県知事 (小選 主要な経歴等を関係区域の選 · の 選 公職の候補者の氏 学 挙においては、 区 選 出 議員、 当該候補者に係る候補 名、 日 参 議院 年齢、 本放送協会は 挙 人に周 党派別 (選挙区 知さ 選 (衆 そ 出

選挙区選出)議員の選挙にあつてはラジオ放送によりおおむね十2 前項の放送の回数は、公職の候補者一人について、衆議院(小

務大臣 おける参議院名簿届出政党等の放送に関しては、 衆議院名簿届 この場合において、 に つい が日本放送協会及び 特別の考慮が加えられ 出政党等又は参議院 衆議院 (比例代表選出) 般放送事 なけ (比例代表選 業者と協 ればならない 議員 迸 世 議 その 、の選挙における の上、 議員 利 便の提供 \mathcal{O} 定 選挙に め る。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 (同上)

(経歴放送)

第百五十一条 (同上)

2 (同上)

くするように努めなければならない。する。ただし、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多ジオ放送によりおおむね五回及びテレビジョン放送により一回と回及びテレビジョン放送により一回、その他の選挙にあつてはラ

送を行う際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとするは、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放、前二項に定めるもののほか、日本放送協会及び基幹放送事業者3 参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては

3

選挙放送の番組編集の自由)

第百五十一条の三 表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。 放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではな 又は基幹放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論に する規定 ただし、 (第百三十八条の三の規定を除く。) は、 虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等 この法律に定めるところの選挙運 日本放送協会 動 0 制 ついて 限 関

(選挙運動放送の制限)

送をさせることができない。 信設備を含む。)を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送設備(広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通第百五十一条の五 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放

。 送を行う際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとするは、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放、前二項に定めるもののほか、日本放送協会及び一般放送事業者、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては

(選挙放送の番組編集の自由)

第百五十一条の三 表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。 い。ただし、 放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものでは 又は一般放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論につい する規定 (第百三十八条の三の規定を除く。 虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等 この法律に定めるところの) は、 選挙運 日本放送協 動 0 制 限

(選挙運動放送の制限)

第百五十一条の五 (同上)

(あいさつを目的とする有料広告の禁止)

第百五十二条 らに類するもののためにするあいさつに限る。 協会及び放送大学学園を除 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者を するもののためにするあいさつ及び慶弔、 主としてあいさつ(年賀、 選 により放送をさせることができない。 公職にある者を含む。 及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体)を目的とする広告を、 一挙の行わ 「後援団体」という。 ットその 他これらに類するものに掲載させ、 れる区域。 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者 次項に 次項に は、 有料で、 寒中見舞、 おいて同じ。 おいて「公職の候補者等」という。 次項に 当該選挙区 新聞紙、 お 暑中見舞その他これらに類 V 激励、 て同じ (選挙区がないときは 雑誌、 内にある者に対する 又は放送事業者 次項におい 感謝その他これ 1 ビラ、 1 (次項に の放送設備 日 て同じ 本放送 ンフ おい 第

いさつを目的とする有料広告の禁止)

通信役務利用放送をいう。 務利用放送法 者 らに類するもののためにするあいさつに限る。 するもののためにするあいさつ及び慶弔、 主としてあいさつ(年賀、 選 て「後援団体」という。)は、 公職にある者を含む。 百五十二条 の放送設備により放送をさせることができな ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 送事業者を 和四十七年法律第百十四号) 及び第百九十九条の五第一 一挙の行われる区域。 ットその他これらに類するものに掲載させ、 三十五号) を目的とする広告を、有料で、 の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送 有線テレビジョン放送事業者 いう 第 公職の候補者又は (平成十三年法律第八十五号) 条の 次項に 次項において 有線ラジ 次項において同じ。 お 次項 寒中見舞、 項に規定する後援団体 第 て同じ。 当該選挙区 にお オ放送をい 公職の候補者となろうとする者 一条第四 (有線テレビジョン放送法 新聞紙、 「公職の候補者等」という。 暑中見舞その他これらに類 同 項の有線テレビジョン放 ľ 激励、 う。 有線ラジオ放送 (選挙区がないときは (昭和二十六年法律第 雑誌、 内にある者に対する 第 次項に 又は 次項において同 一条第 感謝その他これ ビラ、パ 業務を行う者 (次項に (電気通信 般放送 お 項 て同 ンフ 電 お 気 1

2 掲載させ、 にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、 雑 何 誌、 人も、 ビラ、 又は 公職 の候補者等又は後援団体に対して、 ンフレットその他これらに類するものに有料で 般放送事業者 有線テ ピ ジ 日 ン放送事業者 当該 **S選挙区** 紙 内

2

何

人も、

にある者に

対する主としてあいさつを目的とする広告を、

ンフレットその他これらに類するものに有料で

の放送設備により有料で放送をさせる

の候補者等又は後援団体に対して、

当該選挙区内

新聞紙

誌

ピ

こラ、パ

又は放送事業者

(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)	(選挙放送等の制限違反)	五~七(略)	- の 第百五十一条の五に掲げる放送設備を利用して放送すること一一〜三 (略)い。	にあいさつする目的をもつて次に掲げる行為をすることができな規定による告示の日)後において、当選又は落選に関し、選挙人の規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項のの規定により投票を行わないこととなったときは、同条第五項の(選挙期日後のあいさつ行為の制限)	ことを求めてはならない。
(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)	第二百三十五条の四(同上)	五〜七 (同上)	四(同上)	第百七十八条 (同上) (選挙期日後のあいさつ行為の制限)	はならない。

一十十二 (略)	(人気投票の公表の禁止違反)	おように がえるされた者、後担臣体におってに、その名職員 では構成員として当該違反行為をした者)は、五十万円以下の罰 な職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)又は後 公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)又は後 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 放送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 が送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又 は三十万円以下の罰金に処する。	掲載させては汝美なさせて贄(後爰団本こあつては、そり党戦員 第二百三十五条の六 第百五十二条第一項の規定に違反して広告を
(衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担) 十~十二 (同上)	第二百四十二条の二 (同上)	2 (同上)	第二百三十五条の六 (同上)

0.00	
- 262 -	

〇地方税法(昭和1
(昭和)
二十五年法律第二百二
百百
十六号)
(附則第十九条関係)
九条
関係

(傍線部分は改正部分)

変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等

0

特例

改

正

案

第三百四十九条の三 (略)

2~8 (略)

9 四項、 号の償却資産で放送法 係る償却資産は、 準するものとされる価格をいい、 る価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、 くは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦 となるべき価格 令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準 の規定にかかわらず、 脱台帳に登録された賦課期日における価格をいう。 の二分の一の額とする。 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政 第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比 (土地又は家屋にあつては、 第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、 当該固定資産に係る固定資産税の (昭和二十五年法律第百三十二号) この場合において、 償却資産にあつては、 土地課税台帳等若し 当該固定資産税に 課期日 は、 以下同じ。 課税標準 償却資産 第七十 前二条 におけ 同 第

10 34 (略)

兀

項の財産目録に登録されるべきものとする。

附 則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

第三百四十九条の三 (同上)

変電又は送電施

設等に対す

る固

定資

産税の

課

税標

準

等

0

特

例

現

行

2~8 (同上)

9

四項、 号の償却資産で放送法 係る償却資産は、 課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。 準するものとされる価格をいい、 くは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日におけ となるべき価格 \mathcal{O} 令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、 る価格又は第三百四十九条第二項ただし書、 の二分の一の額とする。 規定にかかわらず、 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政 項の財産目録に 第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比 (土地又は家屋にあつては、 第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、 当該固定資産に係る固定資産税の課税標準 登録されるべきものとする。 (昭和二十五年法律第百三十二号) この場合において、 償却資産にあつては、 第三項ただし書 土地課税台帳等若し 当該固定資産税に 以下同じ。 償却資 前二条 第四 第 同

附

則

10

(

34

同

上

(不動産取得税の課税標準の特別

第十一条 (同上)

2 ~ 13 (略)

14 とする。 当該家屋の 得に対して課する不動 該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限 る家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋 より同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供す 法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業に 六十三号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同 度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が高 協会及び放送大学学園 - 六号) 放送法第二条第二 第三条に規定する放送大学学園をいう。 価 格の四分の一に相当する額を価格から控除するも 一十三号に規定する基幹放送事業者 産取得税の (放送大学学園法 課税標準の算定につい (平成 (平成十一年法律第 十四四 年法 を除く。 ては、 (日本放送 律第百 り、 \mathcal{O} 当 又 取

15 23 (略

(固定資産税等の課税標準の特例

第十五条 (略)

2 13 (略)

14 進 する基幹放送局提供事業者が、 学学園をいう。 協 臨 会及び放送大学学園 放送法第二条第一 時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する を 一十三号に規定する基幹放送事業者 除 (放送大学学園法第三条に規定する放送大 又は放送法第二条第二十四 高度テレビジョン放送施設整備促 日 号に規定 本放送

2~13 (同上)

14

屋の価: が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限 で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の 条第二項に規定する高度テレビジョン放送施 ビジョン放送施設整備促進臨時措置法 して課する不動 条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同 放送法第二条第三号の三に規定する 第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二 格 0 匹 分の 産取得税の課税標準の算定に に相当する額を価格から控除するものとする (平成十一年法律第六十三 般放送事業者が高度テレ つい 設 0 別用に供 ては、 b, 当該取5 取得に対 する家屋 得

15~23 (同上)

固定資産税等の

税

2 ~ 13 (同上) 第十五条 (同上)

二十三年三月三十一日までの間に新設した同条第二項に規定するビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する4 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テ

税に 固 三百四十九条の二の規定に で政令で定めるものに対して課する固定資産税の \mathcal{O} に 同 間に新設 几 定 より平成二十一年四 法 資産税 限り、 分の三 て総務省令で定めるものにあつては、 第二条第三項 当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 した同り が課されることとなった年度から五年 (同項 第 条第二項に規定する高度テレ 規定する高度テレビジョン放 一号に規定する無線設備のうち 月 日から平成二十三年三月三十 か かわらず、 当該施設 二分の ビジョン放送施設 課 度 送 に対して新たに 分の 小規模なもの 税 施 標準 の額とする 設 固 一日 整 定資産 は 備 「まで 事 第 業

15

15

三十二年法律第百 に、 通 た電気信号の 同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設 第二十七号) は 話業者で資本金の額若しくは出資金の 則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律 か て課する固 カ 信の利便 個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法 則第七 送法等 平成二十二年四 電気通 わらず、 条の 0 性 定 信事業法第二条第五号に規定する電気通信 資産 第五 部を改 を著 伝送を高速か 規 該 定 税 条第三項に規定する認定計 設 しく高め 五十二号) 月 よりな 備 \mathcal{O} 正する法 課税標準 に対 日から平成二十三年三月三十一 L るものとして政令で定 つ広帯域で行うため お 第五条第一項に規定する有線 従 律 て新たに固定資産税 すは、 前 爭 \mathcal{O} 第三百四十九条 成 例によることとされる同 額が五 <u>+</u> 画に従 年法 十億円未満の会社又 O設 \Diamond が 律 (平成三年法律 0 課されること る 備 つて実施する もの のうち 事 日までの間 業者又は が規定に 放送電 (昭和 、 対 し 電気 法附 号)

> 線設 は、 の課税標準となるべき価格 度から五年度分の固定資産税に限り、 定資産税の課税標準は、 高 度テレ 当該施設 備のうち小規模なものとし 一分の一) ビジョン放送 に対して新たに固定資産税 の額とする。 施設 第三百四十九条の二の の四 で政 一分の三 令で定 て総務省令で定めるものにあつて 当 が課され め (同項第 該施設に係る固定資産税 る Ł \mathcal{O} ることとなった年 規定にかかわ 号に規定する無 対 L て 課する固 らず

五条第一 き価 帯域 に、 新たに固定資産 は、 のとして政令で定めるものに対して課する固定資産税 度通信施設整備事業により新設 定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高 盤充実臨時措置 資金の額が五 定資産税 有線放送電話 平成二十二年四月一 第三百四 で行うための設備のうち電 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信 の三分の 項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは 限 ŋ 十億円未満の会社又は個人であるものが電気通 に関する法律 一税が課され 法 九 <u>_</u> 条 当該設備 (平成三年法律第二十七号) 額とする。 の二の規定に 日 から平成二十三年三月三十 ることとなっ に係る固 (昭和三十二年法律第百五十二号) 気通 した電気信号の伝送を高速か カ か 信 定資産税 わらず、 0 た年 利便性を著しく高めるも 0 度 当該設備 第五条第三項 課 か 税 5 五. 年 \mathcal{O} 事業者又は 日 課税 度 に対 まで 分の に規 して つ広 信 0 基 第 出 間

16 当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度 資産税の課税標準 を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定 気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性 定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により 三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項 社又は個人であるものが、 を除く。 が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者 送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者をい となった年度から五 から五年度分の 定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。 平成二十二年四月 気通 有線テレ で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満 事 業法第一 ビジョ 固定資産税に限り、 は、 年度分の 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 放送事業者 条第四 日から平成二十三年三月三十一日までの間 電気通信基盤充実臨時措置法第五条第 号に規 固定資産税に限 (有線電気通信設備を用いて放 当該設備に係る固定資産 定する電気通 b, 当該 信 事 設備 新設 業を営む者 た電 に規 の会 保る 税

16

税に限 固定資産税が課されることとなつた年度から五 三百四十九条の二の規定にかかわらず、 行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとし に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジ 若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが 0 て政令で定めるものに対して課する固定資産税 ョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を 一条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者で資本金 電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計 五. 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日 分 有線テレビジョン り、 Ō 厄 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価 の額とする 放送法 (昭和四 十七年法律第百 当該設備に対して新 年 \mathcal{O} -度分の 課税標準は + -四号) 固定資産 までの たに \mathcal{O} 第 画 額 第 間

~46 (同上)

17

17

(

46

略

税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

	見 庁 (傍線部分は改正部分)
(土地を収用し、又は吏用することができる事業)	(土地を収用し、又は使用することができる事業)
	(同上)
ければならない。 る事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でな	
一〜十五の二(略)	一〜十五の二 (同上)
十六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による基幹放送	十六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)による放送事業
受備事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送	の用に供する放送設備
十七~三十五 (略)	十七~三十五 (同上)
(事業の認定に関する処分を行う機関)	(事業の認定に関する処分を行う機関)
第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、	第十七条 (同上)
国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。	
一·二 (略)	一・二 (同上)
三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利	三 (同上)
害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの	
イ〜ホ (略)	イ〜ホ (同上)
へ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事	〈 (同上)
業	
ト・チ (略)	ト・チ (同上)

改正案	現行
(運送及び通信に関する便宜供与)	(運送及び通信に関する便宜供与)
第三十四条 (略)	第三十四条 (同上)
2 総務大臣、電気通信事業者又は基幹放送事業者(放送法(昭和	2 総務大臣、電気通信事業者、日本放送協会又は一般放送事業者
二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放	(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の三に
送事業者をいい、放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法	規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放
律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除	送事業者以外のものをいう。)は、日本赤十字社が迅速かつ適正
く。)は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務に実施するこ	に救護業務に実施することができるように、救護業務に関する通
とができるように、救護業務に関する通信に関し、便宜を与える	信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。
ように努めなければならない。	

設備を設置した者	他人の通信の用に供されるもの 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	接続されるもの	以下同じ。)を除く。)の設置した有線電気通信設備と相互に	第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。	他人(電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律 二 (同上)	二人以上の者が共同して設置するもの 一 (同上	務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。	であるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総	に掲げる設備(総務省令で定めるものを除く。)に該当するもの	前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次 2 (同上)	設備の概要 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	設備の設置の場所 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	有線電気通信の方式の別 一 (同上)	務大臣に届け出なければならない。	事を要しないときは、設置の日から二週間以内)に、その旨を総	載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで(工	第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記 第三条 (同	(有線電気通信設備の届出) (有線電気	改 正 案	有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)(附則第二十二条関係)
)))				(同上)	通信設		
																		有線電気通信設備の届出)	現	
																		備の届出)	現行	

前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めるももの(同項の総務省令で定めるものを除く。)を除令で定める業務を行う者が設置するもの(第二項各務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱	野祭事务、肖方事务、K方事务、亢芒呆安事务、毎上呆安事で定めるものを除く。)を除く。)建物内であるもの(第二項各号に掲げるもの(同項の総務省令の構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)又は同一のの構内(これに準ずる区域内を含む。以下同じ。)	三 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一げるものを除く。) 第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲	定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第百三十三条二)放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規設備	一 電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信い。	4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しな届け出なければならない。	ないときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を総務大臣にするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要し
四	=			<u></u>	4	
前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの(『こ		(同上)		(同上)	(同上)	

改 正 案

特 定の放 送 用 施 設 \mathcal{O} 用 供 さ れ 7 1 る土地 等に 0 1 7 \mathcal{O} 課 税 価

第七 幹放送事業者 昭和二十五年法律第百三十二号) の計算の 一条の十六 特例 課 本放送協会及び放送大学学園法 税時期におい 第二条第二十三号に規定する基 て特定の放送用 施 (平成十四 設 放送 年法 法

日

ょ 項 に るものをいう。 律第百三十一号) る同条第二十号に規定する放送局に係る電波法 放送法第二条第 律第百五十六号) \mathcal{O} ŋ の規定並 ついては、 放送用施設の用に供されている土地等として政令で定めるもの 地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び びに第七 地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二 一十四号に規定する基幹放送局提供事業者が有す 第二条第四号に規定する無線設備で政令で定め 第三条に規定する放送大学学園を除く。 \mathcal{O} 一 用に供されている土地等のうち専ら当該特定 条の二から第七十一条の六 (昭 までの規定に 和二十五年法 又は

を除 第七十一条の き、 同 法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべ 七から第七十一 条の十二までの規定に該当するもの き

> 現 行

格の計算の 特例)

(特定の

放送用:

施

設 \mathcal{O}

用

に供さ

れ

7

11

る土

地

等に

0

1

7

 \mathcal{O}

課

税

価

第七十一条の十六 うち \mathcal{O} び 政令で定めるものについては、 設備で政令で定めるものをいう。 昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の三に規定する る金額とする。 価格に算入すべ 定に該当するものを除っ 六までの規定により地価 (昭和二十五年法律第百三十一号) 七条の規定及び第七十一条の七 附則第三条第二 放送事業者が有する同条第三号に規定する放送局に係る電波法 |専ら当該特定の放送用施設の用に供されている土地等とし き価額 課税時間 項の規定並びに第七十一条の二から第七十一 き、 は 期におい 当該土地等の価額の三分の二に相当す !税が非課税とされるもの並びに同 同法第十六 地価税法第六条から第八条まで及 から第七十一 て特定の 第二条第四号に規定する無線 の用に供されている土地等 条に規定する地 放送用 条の十二までの 施 設 価 (放送法 税 \mathcal{O} 課 法 規 7 \mathcal{O}

2 3 同

2

3 額

略 当該

価

は

土地等

0

価

額

 \mathcal{O}

三分の

二に相当する金額とする。

上

設備の優先利用等)

改

正

案

通

信

第五 利用し、 事業法 電 \Diamond あるときは、 を要するものである場合におい しくは無線設備を使用し、 十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行 第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若 気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に がある場合を除くほか、 七条 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第五号に規定する 若しくは有線電気通信法 前二条の規定に 都道府県知事又は市町 又は放送法 政令で定めるところにより、 ょ る通 て、 知、 (昭和二十八年法律第九十六号 その通信 対長は、 要請、 (昭和二十 他の法律に特別 伝達 \mathcal{O} ため 又は警告が緊急 五年法律第百三 特別の必 電気通 の定 要が 信

通信設備の優先使用権)

うことを求めることができる。

第七 市 関 必要な通 十九条 町 の長若しくは指定地方行政 村長は 信 災害が \mathcal{O} ため緊急か 他 の法律に特別 発生した場合に つ特別の必要があるときは、 機関 0 定 の長又は都道府県知事若しくは \Diamond おいて、 がある場合を除くほ その応急措置の実施に 指定行政 か、 電気 機

(通信設備の優先利用等)

現

行

第五 利用し、 事業法 電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的 8 あるときは、 を要するものである場合におい ること) 放送事業者 しくは無線設備を使用し、又は放送法 十二号) 十七条 を除く。 に規定する受託放送事業者 第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備 がある場合を除くほか、 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第五号に規定する 第一 を求めることができる。 若しくは有線電気通信法 前 にあつては、 一条第三号の二に規定する放送事業者 都道府県知事又は市町村長は、 に放送を行うこと |条の規定による通 受託放送事業者に委託して放送を行わ 政令で定めるところにより、 (以 下 て、 (同条第三 知、 韶 その 「受託放送事業者」 要請、 和二十八年法律第九十六号 (昭和二十五年法律第百三 通信 号の 他の法律に特別 \mathcal{O} 伝 五. ため特別の必 達又は警告が緊急 (同条第三号の 1規定する委託 という。 電気通 の定 要が せ 信

(通信設備の優先使用権)

第 市町 七十九条 関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道 必要な通信 村長は 災害が発生した場合において、 のため緊急かつ特別の必要があるときは、 他の法律に特別の定めがある場合を除 その応急措置 府県知事 指定行政 ほ の実施 若しくは 機

用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法 くは無線設備を使用することができる。 第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若し

通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の

第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若し 用に供する電気通信設備を優先的に利用し、 通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の 又は有線電気通信法

くは無線設備を使用することができる。

改 正 案

第四 額は、 その圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算におい いう。 材 お 又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合に から金銭又は資材の交付を受け、 給を受ける者又は鉄道若しくは軌道 に必要な施設を設けるため電気、 ょ つて便益を受ける者(以下この条において「受益者」という。 いて、 干 り経理したときは、 積立金として積み立てる方法 0 工 以下この条において同じ。 五条 価 事 負 当該事業年度の 額に相当する金額 その固定資産につき、 の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、 担 次に掲げる事業を営む内国法人 金で取得 その減 所得 た 固 ・ (以下この項において「圧縮限度額」と [定資 0 額し又は経理し 金額の計算上 が、 その交付を受けた金銭の額又は資 産 (政令で定める方法を含む。 当該事業年度においてその金銭 ガス若しくは水の需要者 等 「の利用者その他その施設によ 各事業年度において当該事業 \mathcal{O} 圧 縮 額 (清算中のものを除 た金額に相当する金 0 損金の額に算入する 損金算 しに 熱供 又は

~六 略

七

略

現 行

L

第四 \mathcal{O} 額に相当する金額は、 法を含む。)により経理したときは、 した決算において積立金として積み立てる方法 り減額し、 圧縮限度額」という。 金銭の額又は資材の価額に相当する金額 取得した場合において、その固定資産につき、 おいてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産 者」という。) 他その施設によつて便益を受ける者(以下この条において「受益 給を受ける者又は鉄道 に必要な施設を設けるため電気、 $\widehat{\pm}$ 1十五条 額に算入する。 以下この条において同じ。 事負担金で取得 又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確 次に掲げる事業を営む内国法 から金銭又は資材の交付を受け、)の範囲内でその帳簿価額を損金経理によ 当該事業年度の所得の金額の計算上 た固定資産等 軌道若しくは有線放送電話 が、 ガス若しくは水の需要者 各事業年度において当該 \mathcal{O} その減額 圧 縮 (以下この項において 額 (清算中のものを除 \mathcal{O} その交付を受け し又は経理し 損金算入) (政令で定める方 当該事業年度に の利用者その 熱供 た金 定 業

七 一~六 (同上)

条第 放送電話 項 (定義) に規定する有線放送電話業務に係る事 律 昭 和 Ξ. 二号

八 (同上)

3~8 (略)	は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。	り経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額	積立金として積み立てる方法(政令で定める方法を含む。)によ	の圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において	う。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はそ	価額に相当する金額(以下この項において「圧縮限度額」とい	付を受けた場合において、その固定資産につき、その固定資産の	に係る受益者から当該事業に必要な施設を構成する固定資産の交	2 前項の内国法人が、各事業年度において同項各号に掲げる事業
3									2 (同上
(同上)									

百五十九 (略)	(略) (略) (略) (略) (略)	関の登録(更新の登録を関の登録)の登録証明機	一項(登録証明	Ⅲ 電波法第三十八条の二 登録件数 一件につき九	(1) ~ (四) (略) (略) (略) (略)	周波数終了対策機関の登録	係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録	検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に	十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点	◆五十三 (略)	の事項	認可、認定、指定又は技能証	登記、登録、特許、免許、許可 課税標準 税 率	第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)	九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第	Ē,
五十五~百五十九 (同上)	(同上) (同上)	登録(更新の登録を除く登録)の登録証明機関の	一項	国 電波法第三十八条の二 登録件数	(同上) (同上)				五十四 (同上)	一~五十三 (同上)	明の事項	、認可、認定、指定又は技能証	登記、登録、特許、免許、許可 課税標準	第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)	九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三	別表第一課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、	. 7

Tī.								五.	_	明	`	登	第	九条、	引表第一	
登録又は認定放送持株会社の認定五十五 認定基幹放送事業者の認定	(略)	の登録(更新の登録を除査又は点検に係る事業者	第一項(検査等事業者	回・回・(略)	録周波数終了対策機関の登録	に係る登録証明機関の登録若り	査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、	五十四 無線局の免許若しくは登	~五十三 (略)	明の事項	認可、認定、指定又は技能証	登記、登録、特許、免許、許可	第十九条、第二十三条、第二十四条、	第十条、第十	第一 課兇範囲、課兇票準及び兇率の表	改正
認定、登録一	(略)			登録(略)		しくは周波数	事業者の登録	登録又は無線				課税標準				案
般放送事業者の	(略)		万円 1	一件につき九		くは周波数の使用に係る登	\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exittit{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\}\$}}}}\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exittit{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\}}}}}}\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exittity}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}	しくは登録又は無線設備等に係る検				税率	第三十四条関係)	第	(第二条、第五条、	
														- <u>- </u>	第引	
五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定	(同上)	に係る事業者の登録録)の無線設備等の点検	第一項(点検事業者の登	一回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・回・	周波数終了対策機関の登録	係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録	検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に	五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点	一~五十三 (同上)	明の事項	、認可、認定、指定又は技能証	登記、登録、特許、免許、許可	第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)	第十条、第十	別表第一 課兇範囲、課兇票準及び第	現
は認定放送	(同上)			登録件数		は周波数の	者の登録、	一録又は無線				課税標準	宋、第三十5	条—第十七	脱率の表(行
2持株会社の認定	(同上)		万一円 1	一件につき九		が使用に係る登録	特定無線設備に	一般では、一般では、一般では、一般では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ				税率	四条関係)	条、第十七条の三一		

持株会社の認定	一項(認定)の認定放送	放送法第百五十九条第 認定	除く。)に限る。)	区域の増加に係るものを	る都道府県における業務	けている業務区域の属す	もの(これらの登録を受	の業務区域の増加に係る	係るもの又は同項第四号	一般放送の種類の増加に	二十六条第二項第二号の)の変更登録(同法第百	三十条第一項(変更登録	業者の登録又は同法第百	登録)の登録一般放送事	一項(一般放送の業務の	放送法第百二十六条第 登録	$\overline{}$	定(更新の認定を除く。	認定基幹放送事業者の認	十三条第一項(認定)の	法律第百三十二号)第九	放送法(昭和二十五年 認定
	五万円	認定件数 一件に														万円	登録件数一件に					万円	認定件数 一件に
	, ,	件につき十															件につき九						一件につき九
放送持株会社の認定	十第一項(認定)の認定	放送法第五十二条の三																°	認定(更新の認定を除く	定)の委託放送事業者の	十二条の十三第一項(認	法律第百三十二号)第五	(一) 放送法(昭和二十五年
		認定件数																					認定件数
	五万円	一件につき十																				万円	一件につき九

五十六から五十八まで
削除

五許十列人		有	号 昭	引有	五十七	を	る	区	れ	務	係	役	=	登	又	信	=	成	電	五十六
)の業務区域の拡	有線放送電話業務	号)第三条(業務昭和三十二年法律	召口三十三 長書写記 有線放送電話に関する法律		を除く。)に限る。	業務区域の増	域の属する都	らの登録を受	務区域の増加に係るもの	係るもの又は同項第四号の	務利用放送の	条第二項第二	登録等)の変更登録	又は同法第六条第一項	役務利用放送	条第一項(登	成十三年法律第八十五号)	電気通信役務利用放送法	
ビジョン放送	拡張の許可	の許可又	の許可)	、関する法律	有線放送電話業務の許	成る。)	る業務区域の増加に係るもの	区域の属する都道府県におけ	れらの登録を受けている業務	に係るもの(こ	『項第四号の数	役務利用放送の種類の増加に	三条第二項第二号の電気通信	文登録 (同法第	不第一項 (変更	信役務利用放送事業者の登録	二条第一項(登録)の電気通		用放送法 (平	设務利用放送
送業務に係る	坝	<u>ば</u>	の =	許可件数	計可又は業務区域		<i>(</i>)	け 	務		業	(2)	信	第	更	録	迪	第	半登録件数	電気通信役務利用放送事業者の登録
有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の			 万 尸	一件につき九	区域の拡張の許													五万円	一件につき	_ 欽 文
直の				九	計可														つ き 十	

五十九~百五十九 (略)					
五十九~百五十九(同上)	送施設の設置の	の規定による有線テレビジョ	第三条第一項(施設の許可)	和四十七年法律第百十四号)	有線テレビジョン放送法(昭 許可
				五万円	許可件数 一件につき十

改 正 案

(学校教育

第三十四条 衆送信 これが定められていない放送にあつては、電波法 準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送 ŧ 線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによる いう。 法律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規定する放送区域を 該放送に係る放送対象地域 れる限度におい 二号) 教材に掲載することができる。 のを含む。 若しくは有線放送し、 以下同じ。)において受信されることを目的として自動公 第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、 (送信可能化のうち、 番組 公表された著作物は、 て、 を行い、 の放送等 学校教育に関する法令の定める教育課 及び当該放送番組用又は有線放送番 又は当該放送を受信して同 (放送法 公衆の用に供されている電気通信回 学校教育の目的 (昭和二十五年法律第百三十 上必要と認めら (昭 和二十五年 時に専ら当 既程の基 組用

2

(送信可能化権)

第九十九条の二 放送事業者は、 有線放送を受信して、 その放送を送信可能化する権利を専有する その放送又はこれを受信して行う

2 項の 規定は 放送を受信 して自動公衆送信を行う者が法令の

(学校教育番 組の放送 等

現

行

第三十四条 二号) いう。 ものを含む。) 線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによる 衆送信(送信可能化のうち、 法律第百三十一号)第十四条第三項第三号に規定する放送区域を これが定められていない放送にあつては、 該放送に係る放送対象地域 準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送 れる限度において、 教材に掲載することができる。 若しくは有線放送し、 第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をい 以下同じ。) において受信されることを目的として自動 公表された著作物は、 を行い、 学校教育に関する法令の定める教育課程 及び当該放送番組用又は有線放送番組 又は当該放送を受信して同時に専ら当 (放送法 公衆の用に供されている電気通信 学校教育の目的上必要と認めら (昭和二十五年法律第百三十 電波法 (昭和二十五 の基 用 口

(同上)

2

(送信可能化権)

第九十九条の二 (同上)

については、適用しない。規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化

第百二条 (略)

(著作隣:

接権の制

限

 $\frac{2}{4}$

6~9 (略)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 書を除く。)、 いる場合につい 条の規定は実演、 第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、 条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規 て、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について 第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されて 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡につい 第七十条(第三項及び第四項を除く。)、第七十 て、 レコード、 第六十七条、 放送又は有線放送の利用の許諾につ 第六十七条の二(第一項ただし 第六十三 こへ

(著作隣接権の制限)

第百二条 (同上)

2~4 (同上)

5

は、この限りでない。

秦の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接的として送信可能化(公衆の用に供されている電気通信回線に接いている自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに著のに当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは

6~9 (同上)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 書を除く。)、 いる場合について、 条の規定は実演、 第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三 一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規 いて、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について 第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定され 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡につい 第七十条 レコード、 第六十七条、 (第三項及び第四項を除く。)、第七十 放送又は有線放送の 第六十七条の二(第一 利用の許諾につ 項ただし て、 7

替えるものとする。
をあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」ととあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九とあるのは「第九十二条の二第一項、第二十三条第一項」と記述がある。

定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、

は「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替える条の二又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのとあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九とあるのは「第九十二条の二第六十三条第五項中「第二十三条第一項」定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、

ものとする。

事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信のを見いて行れれる方法が、田利二十五年法律第百三十二号	開か用いて可ついる文巻去(召印二十五手去書寫写三十二号)において同じ。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設	号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この号	一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六	性を著しく高めるためのものをいう。	を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼	気通信システム(電気通信設備の集合体であって電気通信の業務	線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であって、電	3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業又は有	2 (略)	第二条 (略)	(定義)	目的とする。	、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを	、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り	テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより	第一条 この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線	(目的)	改正案	○電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)(附則第
は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又をいう。以下同じ。)の役務の提供に支障が生じている場合又		号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)又は有線	一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六					3 (同上)	2 (同上)	第二条 (同上)	(定義)					第一条 (同上)	(目的)		(附則第三十一条関係) (傍線部分は改正部分)

を除く。 及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設 は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備 は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又 、 う。 号において同じ。 の施設であって、 専ら電気通信設備である線路 以下同じ。 を営む者が提供する電気通信役務を利)の役務の提供に支障が生じている場合又)を収容して当該線路の損傷を防止するた 当該線路の保守の作業が容易であるもの (その附属設備を含む。 用して 行うも 以下こ \mathcal{O}

(同上)

は発

生の

及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備

4

(同上)

5 ビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの 送信することを可能とする有線電気通信設備であって、 線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、 (これを設置す 有線テレ 有 4

5

業、 とは、 るための建物その他の工作物を含む。)をいう。 この法律において この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事 信頼性向上施設 高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業を 整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設 「施設整備事業」とは、 高度通信施設整備事 . う。 業

> \mathcal{O} ン放送の利便性を著しく高めるためのもの 送信することを可能とする有線テレビジョン放送法第二条第二項 線テレビジョン放送を光伝送の方式を用い に規定する有線テレビジョン放送施設であって、 建物その他の この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、 工作物を含む。)をいう。 てデジタル信号により (これを設置するため 有線テレビジョ 有

6 (同上)

7 (同上)

7

整備事業をいう。

6

基 本 指針

電気通信による情報の流通の円滑化のための 第三条 (同上)

第三条

総務大臣は、

(基本指:

基盤の充実を図るため、

施設整備事業の実施に関する基本的

	能装設
イ (同上)	イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路(光ファイバを用必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
	令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに金の借入れであって社会資本の整備の促進のために行われる政
	二 認定計画に係る次に掲げる施設整備事業においてそれぞれ次。
	を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと「三年沒有第七十五長」第7十万多第一長に裁策でそ短其名債
	ト三手去聿第三十五寺)第六十六条第一寺こ見官する豆朗土責ために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成
一 (同上)	夫
	は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
第六条 (同上)	第六条 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)
(機構による施設整備事業の推進)	(機構による施設整備事業の推進)
2~5 (同上)	2~5 (略)
	らない。
	線テレビジョン放送施設整備事業につきそれぞれ定めなければな
	は、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有
	場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項について
	針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。この

る。 う。 のをいう。)、 備であるものをいう。)、 装置であって、 接続されるものをいう。 あって、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信 が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限 離する機能を有する装置であって、 化する機能を有する変復調装置であって、 線伝送方式」という。) における複数の電気通信信号を多重 送の方式における電気信号と光信号との変換 幹線路に 上に開設する移動中の ットの利用を可能とする機能を有する無線設備であって、 加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分 広帯域伝送の方式 インターネットの利用を可能とする平衡対ケー)に用いら)、加入者系無線アクセス通信用無線設備 ネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置で 接続されるものをいう。 デジタル加入者回線信号分離装置 光ファイバを用いた線路が接続される端末設 れるものをいう。 (以下このイにおいて 運用を行わない無線局 デジタル加入者回線多重化)及びケー 端末設備で 光端 「デジタ 端末設備でない 末 ブル \mathcal{O} (その 口 線装置 ないものをい ブルを用い 機能を有する (インター モデム ル (デジタル 加入者回 無線設備 装置 設 備に ネ ŧ

(同上)

口

口

高度有線テレビジョン放送施設整備事業

光伝送装置

アイバを用いた線路

の幹線部分をいう。

デジタル送信用

光幹線路

(光フ

に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号

これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送

(デジタル信号による送信をする放送を受信

三 るものをいう。)及び受信用光伝送装置(光伝送の方式におに変換する機能を有する装置であって、光幹線路に接続され いう。) 、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものを ける光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であって (略) 三 (同上)

○身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)

を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便は、次に掲げる業務を行う事業であって、身体上の障害のため通は、次に掲げる業務を行う事業であって、身体上の障害のため通の文字又は図形を見ることができる放送番組をいう。 て送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するため	現覚章害者こ対して説明するための音声その也の音響を聴くこと。)において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送(放送	の役務をいう。 (定義)	改正案	(附則第三十二条関係)
4 (同上)	を現覚章書者こ対して説明するための音声その也の音響を聴くこじ。)において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的影像法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送(放送	以下同じ。) の役務をいう。 以下同じ。) の役務をいう。)並びに規定する有線放送をいう。 一、は規定する電気通信役務をいう。)並びに放送(放送法(昭和四十八年法律第百十四号)第二条第一号に規定する放送をいう。 以下同じ。) 及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第二号に規定する放送をいう。 以下同じ。) の役務をいて「通信・放送役務」とは、電気通信役務(定義)	現行	(傍線部分は改正部分)

	三 解説番組、字幕番組その他の放送番組を制作する業務	作物を設置する業務	二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工	一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務	の増進に著しく寄与するものをいう。
制作する業務	三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を		二 (同上)	一 (同上)	

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第	年法律第六十三号)(附則第三十三条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法(昭	第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法(昭
和二十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビ	和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の五に規定するテレ
ジョン放送であって、同条第二号に規定する基幹放送(同条第十	ビジョン放送であって、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号
三号に規定する衛星基幹放送を除く。)であるものをいう。	うつという。)第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外の
2 この法律において「高度テレビジョン放送施設」とは、テレビ	2 (同上)
ジョン放送の事業の用に供する施設であって、次に掲げる設備か	
ら構成されるものをいう。	
一 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送を行うため	一 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送を行うため
の電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) 第二条第四号に規	の電波法第二条第四号に規定する無線設備(これを設置するた
定する無線設備(これを設置するための建築物、鉄塔その他の	めの建築物、鉄塔その他の工作物を含む。)
工作物を含む。)	
二 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の放送番組	二 (同上)
を制作するための設備(前号に掲げる設備と一体的に設置され	
るものに限る。)	
3 (略)	3 (同上)

附則	いう。 いう。 な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野を	たものをいう。) の設計その他の電気通信設備の機能の効率的	の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成され	通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備	する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気	放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備	これらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は	業務であって、放送番組を収集し、及び保管する業務その他の	の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための	委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務	二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、	て通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。	信に係る電波の利用の技術をいう。)に関する研究開発であっ	放送業(有線放送業を含む。以下同じ。)の技術その他電気通	一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術(電気通信業及び	ぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ	(定義)	改正案	○独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)
附則											二(同上)				一 (同上)		第二条 (同上)	(定義)		(附則第三十四条関係)
																			現	
																			行	
																				(傍線部分は改正部分)

(業務の特例)

第 九条 聴地 搭載する人工衛星をいう。)の無線局を用いて行われるものをい 当たり、 同じ。 及びこれに附帯する業務を行う。 れる地域をいう。 てテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認めら 定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを ことのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務 (テレビジョン放送であって、 八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において 第二十条第五項の規定によりテレビジョン放送 以下この項において同じ。 域)があまねく全国において受信できるように措置をするに 機構は、 (日本放送協会が放送法 地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、 第十四条に規定する業務のほ)において日本放送協会の衛星放送を受信する)

によらなければその 放送衛星 (昭和二十五年法律第百三十二号 (同法第二条第一号に規 か、 当分の (同法第) 地域におい 衛星放送 間、 難視

(業務の特例)

第 聴地域 びこれに附帯する業務を行う。 とのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及 る地域をいう。)において日本放送協会の衛星放送を受信するこ テレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認めら 搭載する人工衛星をいう。 当たり、 同じ。) 号の五に規定するテレビジョン放送をいう。 九 定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを (テレビジョン放送であって、 以下この項において同じ。 第九条第五項の規定によりテレビジョン放送 機構は、 (日本放送協会が放送法 地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送 があまねく全国において受信できるように措置をするに 第十四条に規定する業務のほ)の無線局により行われるものを)によらなければその地域にお 放送衛星 (昭和二十五年法律第百三十二号 (同法第二条第一号に規 以下この項におい か、 (同法第二条第 当分の 間、 いう 11 7

2~6 (同上)

2 6

略

特定機器に係る適合性評価手続 の結果の 外国と 0 相 互. 承認の実施に 関する法律 (平成十三年法律第百十 号 附 則第三十五 条関

改 正 案

第

現

行

傍

線

部

分は改正

部分) 係

果の外国 登録 を適 受けた者とそれぞれみなして、 準適合証 技術基準適合証明と、 術 を 係るものに限る。 項に規定する特定無線設備をいい、 三十八条の二十二第 定する登録 いる者に限る。 十八条の三十第一項の規定 十八条の二十第一項、 いう。 基準適合証明を登録証 + 個用する。 証明機関」 同法第三十八 適合してい 以下この項におい との 第三十三条第 .明を受けた者を登録証明機関による技術: 項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けて 証明機関をいう。 登 この場合にお 相 録 とあるの 外 以下この条にお 互. 、る旨の 承認 次項にな 条 玉 \mathcal{O} 適 項、 当該登録外国適合性評価機関による技術基 第三十八条の二十一第 \mathcal{O} 合 実施 項 は 明 お 証 \mathcal{O} 性 いて、 て同じ。)を行った場合には 前段に規定する登録外国 第三十八条の二十三第一項並びに第三 機 1 明を行う者として同法第三 評 (これらの規定に係る罰則を含む。 以下この条において同じ。 関 第 に関する法律 特定機器に係る適合性 て同じ。 価 いて同じ。 同法第三十八条の七第 機 (同法第三十八条の 項に規定する技術基準 同法第三十八 関 当該登録を受けている区 電)について技術基準適合証 波法)が特定無線設備 (平成十三年法律 第 項及び 条 三章 基準 \mathcal{O} [適合性] 五第 評 七 :価手続 第二項、 一適合証 $\overline{+}$ 定 第 項、 適合証明 8 項に規 当該技 が る技術 評 項 条 第百 開を した 一分に 中 第三 価 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 結 第 機

> ものに 同法第三 規定する特定無線設備をいい、 基準に適 合証明を登録 以下この項において同じ。)を行った場合には、 者に限る。 十三 項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている 限る。 条 合し 以下この条にお 登 証明 条の 次項に ている旨の 録 外 機関 玉 一第 おいて同じ。)について技術基準適合証 適 合性 (同法第三十八条の五第 項に規定する技術基準 証明を行う者として同 いて同じ。) 評 価 当該登録を受けている区分に係る 機 関 電 が特定無線設備 波 法 第 一適合証 法 当該技術基準 項に規定する登 章 第 に こ明をいる 定 8 同 る . う。 明 項 0 技 適

第三十三条第 三十第一 二十第一 とそれぞれみなして、 明を受けた者を登録証 適合証明と、 録証明機関をいう。 の二十二第一 この とあるの 互 承認 項、 場合にお 項の規定 項、 当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証 第三十八条の二十一 \mathcal{O} 実施に関する法律 は 項前段に規定する登録外国 いて、 第三十八条の二十三第 「特定機器に係る適合性」 (これらの規定に係る罰則を含む。 以下この条において同じ。 同法第三十八条の 明機関による技術基準 同法第三十八 第一 伞 条の 項 成 七第一 +及び第二項、 項並びに第三十八条の 適合性評 評 七 年 -適合証 :価手続 第 法 項、 項中 律 がした技術基 価機 第三十八条の 第百 の結果の外国 明を受けた者)を適 第三十八条 + 関 登録 · 一 号) 用 証 明 潍

との 機関」

相

る。

関 る」とするほか、 「付さなけ 必 要な技術的読替えは、政令で定める。 ħ ばならな い」とあるのは 「付すことができ

2 いう。 用する。 る工 性 法 手 号中「登録証明機関」とあるのは、 る部分を除く。 合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関によ 証 設計に合致することの の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第 号を除く。 律第百十一号)第三十三条第一 続 計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国 登録外国適合性 (電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認 第三十八条の二十九 事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、 価機関 の結果の外国との 以下この項において同じ。 この とするほか、 場合において、 の規定)並びに第三十八条の三十第二項及び第三項 評 :価機関: 確認の方法を含む。 相互承認の実施に関する法律 (これらの規定に係る罰則を含む。 (同法第三十八条の六第三項 必要な技術的読替えは が特定無線設備の 同法第三十八条の二十八第一)を行った場合には、 項前段に規定する登録外国適合 「特定機器に係る適合性評価)について工事設 工 事設計 同法第三十八条 政令で定める (平成十三年 0 (当該工事 準用 当該工事 項第五)を適 証を に係 第 適

> るほ 「付さなければならない」とあるのは「付すことができる」とす か、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

2

証

いう。 項、 とするほか、必要な技術的読替えは、 外国との相互承認の実施に関する法律 明機関」とあるのは、 場合において、 項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第 る工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、 設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、 設計に合致することの 合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関によ 登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計 (電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事 第三十三条第 第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十第二項及び第三 以下この項において同じ。) 同法第三十八条の二十八第 項前段に規定する登録外国適合性 確認の方法を含む。)について工事設 「特定機器に係る適合性評価手続 を行った場合には、 政令で定める (平成十三 項第五号中「登録 当該登録外国 年法律第百十 同法第三十八条 ¥設計認 (当該工 当該 :価機関 の結果の 工事 証 事 適 を

できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 の送大学学園は、前項に規定する放送以外の放送を行うこと。 二 放送大学における教育に必要な放送を行うこと。 一 放送大学を設置し、これを運営すること。	第四条 放送大学学園は、次に掲げる業務を行う。(業務)	人をいう。)とする。	定する放送局を用いて行われるものに限る。)をいう。第二条第一号に規定する放送(同条第二十号に規置する大学をいう。	改正案	○放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)(附則第三十六条関係)
2 放送大学学園は、前項に規定する放送等以外の放送等を行うこ三 (同上) 二 放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。 一 (同上)	第四条 (同上) (業務)	法人をいう。)とする。 (目的)	業務をいう。 (定義) 第二条第三号の五に規定する委託放送 十五年法律第百三十二号) 第二条第三号の五に規定する委託放送第二条 (同上)	現行	

二 第四条第二項の規定に違反して放送を行ったとき。 二 第四において、その認可を受けなかったとき。 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合 一 (同	為をした放送大学学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 第二十一条	学園の理事となることができない。	三 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条第三項各号 三 (同掲げる者	二 放送法第三十一条第三項第二号又は第五号から第七号までに 二 放送を除く。)	一(国家公務員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者) 一(同となることができない。	第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、放送大学学園の役員 第五条 ((役員) ((役員)
四条第二項の規定に違反して放送等を行ったとき。同上)	余 (同上)	上)	同上) 者	送法第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までに掲	同上)	(同上)

(電彩光の一音では1177、光谷(50月)三年光行会フーリー・「降日	
改正案	現行
附則	附則
(検討)	(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、	第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、
新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の	新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の
二の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電	二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の
波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときに	監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)(附則第三十八条関係)

まりの保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時にの保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、加つ、適切な方法で提供しなければならない。	国及が也方公共団体よ、弐万女餐事態等このゝこよ、国民に対する情報の提供)	に配慮しなければならない。 に配慮しなければならない。 である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民	律第百三十二号)第二条第二十六号の放送事業者をいう。以下同2 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法(昭和二十五年法尊重しなければならない。護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を	第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保(日本赤十字社の自主性の尊重等)	改 正 案	
2 (同上)	_ 民 _ に	特に配慮しなければならない。 民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に同じ。)である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国いう。次条第二項において同じ。)の事業を行う者をいう。以下公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を	律第百三十二号)第二条第三号の二の放送事業者その他の放送(2 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法(昭和二十五年法2	第七条 (同上) (日本赤十字社の自主性の尊重等)	現行	(傍線部分は改正部分)

(警報の放送)

により、速やかに、その内容を放送しなければならない。きは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところ、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたと第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は

(避難の指示等の放送)

いて準用する。
いて準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合について準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合におは指定地方公共機関が第五十四条第七項(第五十五条第三項にお第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又

(緊急通報の放送)

ついて準用する。 指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合に第百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は

電気通信設備の優先利用等)

第百五十六条 その 通信のため緊急かつ特別の は地方公共団体の長は、 気通信法 事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用 韶 指定 和二十八年法律第九十六号) 行政 |機関の長若しくは指定地方行政機関 国民 必要があるときは、 の保護のための措置の 第三条第四 電気通信事業者が 実施に必ず 項第四号 又は有線 の長又 要な

(警報の放送)

第五十条 (同上)

(避難の指示等の放送)

第五十七条 (同上)

(緊急通報の放送)

第

百

条

同

Ŀ

『気通信設備の優先利用等)

第 通信 電 その事業の用に供する電気通信設備を優先的 は地 百五十六条 通 0 方公共団体の長は、 信法 ため緊急かつ特別の必要があるときは、 (昭和二十八年法律第九十六号) 指定行政機関の長若しくは指定地方行 国民の保護のための措 第二 に利 置 電気通信事業者が 一条第四 崩 $\overline{\mathcal{O}}$ 実施に必要な 政機 Ĺ 関 又は有線 項第三号 の長又

することができる。 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用

(準用)

第百八十三条 。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項 中同表の中欄に掲げる字句は、 百五十一条から第百五十六条まで並びに第七章 び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第 を除く。)、第四十二条、 第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く ついて準用する。この場合において、 百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条及び第 十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及 項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置に 読み替えるものとする。 第七条、第八条及び第九条第一項、 第二章(第五十六条、第六十条、第六 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 次の表の上欄に掲げる規定 (第百六十一条第 第一章第二節

(準用)

することができる。

に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用

第百八十三条 (同上)

it	武 次	力 攻撃 災害 	処事態にお
緊急対処事態におけ 第十四条第一	項	力攻撃災害	緊急対処事態におけ
る災害(武力攻撃に			る災害(武力攻撃に
準ずる攻撃により直		2/64-	準ずる攻撃により直
接又は間接に生ずる		مادرا	接又は間接に生ずる

第十四条第

項

武力攻擊災害

(同上)	いう。以下同	人的又は物的	物質の放出そ	火事、爆発、放射性	人の死亡又は
(同上)					
(岡上)					
(略)	いう。以下同じ。)	人的又は物的災害を	物質の放出その他の	火事、爆発、放射性	1J
(略)					
(略)					

改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (同上)
2~4 (略)	2~4 (同上)
5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯音声通信端	5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯音声通信端
末設備であって携帯音声通信役務の提供に利用されている電気通	末設備であって携帯音声通信役務の提供に利用されている電気通
信回線設備(電気通信事業法第九条第一号に規定する電気通信回	信回線設備(電気通信事業法第九条に規定する電気通信回線設備
線設備をいう。)に接続され通話が可能なものをいう。	をいう。)に接続され通話が可能なものをいう。
6 (略)	6 (同上)

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)

 \bigcirc 日本国憲法の改正手続 に関する法 律 (平成十九年法律第五 + 号 (附則第四 一条関係

(傍線部分は改正部分)

改正案

(国民投票に関する放送についての留意)

第百四 のとする。 び放送大学学園 第 放送につい て同じ。 第三条に規定する放送大学学園をいう。 一条第二十六号に規定する放送事業者をいい <u>|</u> 放送事業者 を除く。 ては (放送大学学園法 放送法第四条第 次条において同じ。 (放送法 (昭和) (平成十四年法律第百五十六号 項の規定の趣旨に留意するも 一十五年法律第百三十二 は、 第百六条第 国民投票に関する 日本放送協会及 項におい 一号)

(国民投票に関する放送についての留意)

現

行

第百四条 号) 項の規定の趣旨に留意するものとする。 法律第八十五号) は電気通信役務利用放送 三十五号) ジオ放送業務の運用の規正に関する法律 線テレビジョン放送事業者をいう。) ジョン放送法 条において同じ。 は、 の業務を行う者 第 国民投票に関する放送については、 一条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。 第 般放送事業者 (昭和四十七年法律第百十四号) 一条の有線ラジオ放送をいう。 第 (次条において「一般放送事業者等」という。 一条第 有線テレビジョン放送事業者 (電気通信役務利用放送法 (放送法 項の電気通信役務利用放送をいう。 昭昭 和 有線ラジオ放送 $\overline{+}$ (昭和二十六年法律第百 放送法第三条の二第 五年法律第百三 第一 の業務を行う者又 一条第四項の (平成十三年 (有線テレ (有線ラ 第百六 十 有 ピ

(投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限

第百五条

何人も、

国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投

次条の規定による場合を除くほか

国民投票運動のための広告

のための広告放送の

制

限

(投票日前の国民投票運動

票の期日までの間においては、

の広告放送をし、又はさせることができない。、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のため票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか第百五条(何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投

(国民投票広報協議会及び政党等による放送)

放送をし、又はさせることができない。

放送事業者の放送設備を使用して、

(国民投票広報協議会及び政党等による放送)

第百六条 ところにより、 設備により、 又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)の放送 放送大学学園を除く。 オ放送又はテレビジョン放送 一十三号に規定する基幹放送事業者をい 国民投票広報協議会は、 憲法改正案の広報のための放送をするものとする。 日本放送協会及び基幹放送事業者 第四項及び第八項において同じ。 (同条第十六号に規定する中波放送 両議院の議長が協議して定める 日本放送協会及び (放送法第 のラジ 条

2·3 (略)

まま放送しなければならない。

4 第一項の放送において、政党等が録音し、又は録画した意見をその料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及

5~7 (略)

送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。8 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放

放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとすところにより、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又にころにより、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又第百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定める

2 · 3 (同上)

る。

まま放送しなければならない。

「般放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をその料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及

5~7 (同上)

8

送協会及び当該放送を行う一般放送事業者と協議の上、定める。第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放

○放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)((附則第四十一条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
附則	附則
(検討)	(検討)
第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において	第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において
、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送	、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送
法第二十条第一項第五号に規定する協会国際衛星放送、新放送法	法第九条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送
第百四十七条第一項に規定する有料放送、新放送法第百五十二条	法第五十二条の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二
第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第九十八条第二項	条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十
に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法第百六	二条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新
十条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え	放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制
、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を	度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に
講ずるものとする。	基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 (略)	2 (同上)

──電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)	
改正案	現
附則	附則
(検討)	(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、	第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、
新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社	新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、
会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第十四号の移動受信用	会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第二号の二の六の移動
地上基幹放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要	受信用地上放送に関連する制度の在り方について検討を加え、
があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる	要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず
ものとする。	るものとする。

改 正 案	現行
第一章(咯)目次	第一章 (司上) 目次
_	
第三章 (略)	第三章 (同上)
第一節 (略)	第一節 (同上)
第二節 (略)	第二節 (同上)
第一款 設置(第八条)	第一款 (同上)
第一款の二 退職手当・恩給審査会(第八条の二)	第一款の二 (同上)
第二款 地方財政審議会(第九条—第十七条)	第二款 (同上)
第三款 国地方係争処理委員会(第十八条)	第三款 (同上)
第四款 電気通信紛争処理委員会 (第十九条)	第四款 電気通信事業紛争処理委員会 (第十九条)
第五款 電波監理審議会 (第二十条)	第五款 (同上)
第六款 独立行政法人評価委員会 (第二十一条)	第六款 (同上)
第三節 (略)	第三節 (同上)
第四節 (略)	第四節 (同上)
第四章 (略)	第四章 (同上)
附則	附則
ついさぶら。 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を(所掌事務)	第四条 (同上) (所掌事務)

一~六十五 (略)

改善及び調整に関すること。
六十六 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、

六十七~九十九 (略)

第八条

(略)

省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとす2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務

る。

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第四款 電気通信紛争処理委員会

昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第百第十九条 電気通信紛争処理委員会については、電気通信事業法(

これらに基づく命令の定めるところによる。三十一号)及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

並びに

第五款 電波監理審議会

- れらに基づく命令の定めるところによる。 第二十条 - 電波監理審議会については、電波法及び放送法並びにこ

一~六十五 (同上)

六十六 (同上)

六十七~九十九 (同上)

第八条 (同上)

2 (同上)

国地方係争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第四款 電気通信事業紛争処理委員会

第五款 (同上)

年法律第百十四号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する五年法律第百三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七第二十条 電波監理審議会については、電波法、放送法(昭和二十

0
31

法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放
送法(平成十三年法律第八十五号)並びにこれらに基づく命令の
定めるところによる。